

<平成 26 年度医師数（人口 10 万対）>

区分	平成 21 年		平成 26 年		人口
	医師数	人口	医師数	人口	
東部圏域	502 人	10 万対	520 人	10 万対	223,2 人
鳥取県	1,627 人	212,1 人	1,662 人	279,6 人	289,5 人
全国	238,350 人	226,5 人	296,835 人	233,6 人	296,835 人

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（各年 12 月 31 日現在）

東部圏域は、県全体、全国と比較して人口 10 万対医師数が少ない。

<平成 29 年度医師の充足率>

現員数	必要数	不足数	充足率	1 人 口	
				(1) 人口	(2) 年齢 3 区分別人口
東部圏域	322,7 人	425,8 人	103,1 人	75,8%	○平成 27 年国勢調査による中部圏域の人口構造は、65 歳以上の人口比率が 3.2. 1.1% と県平均 2.9. 7% と比べて 2. 4 ポイント高くなっている。
鳥取県	1,137,3 人	1,304,2 人	226,9 人	83,4%	○平成 27 年では、年少人口（14 歳以下）の割合 12. 9%，生産年齢人口（15 歳以上～64 歳）の割合 55. 0%，老年人口（65 歳以上）の割合は 32. 1% であり、年々、老年人口の割合が高くなっている。

出典：「医師数に関する調査」鳥取県地域医療支援センター調べ

※現員数は、平成 29 年 1 月 1 日現在の医師数

※必要数は、現行の診療体制を基本とし、各病院が平成 29 年 4 月 1 日に必要としている医師数

・東部圏域は、県全体と比較して充足率が低い。

1) 地域連携バスの策定と活用

・脳卒中地域連携バスは、平成 23 年度運用開始され、東部圏域では最も多く活用

・大型骨頸部骨折地域連携バスは、脳卒中地域連携バスに次いで多く活用され、今後も増加の見込み

・5 大がん地域連携バスは、平成 24 年度運用開始され、地域がん診療拠点病院を中心的に活用

・糖尿病の地域連携バスは、歯科医師会と連携して平成 24 年度作成されたが活用は不十分

・急性心筋梗塞の地域連携バスは、平成 25 年度作成されたが活用は 1 医療機関のみで不十分

・認知症ケアバスは、平成 27 年度運用開始されているが、効果なし患者側の問題もあり活用が不十分

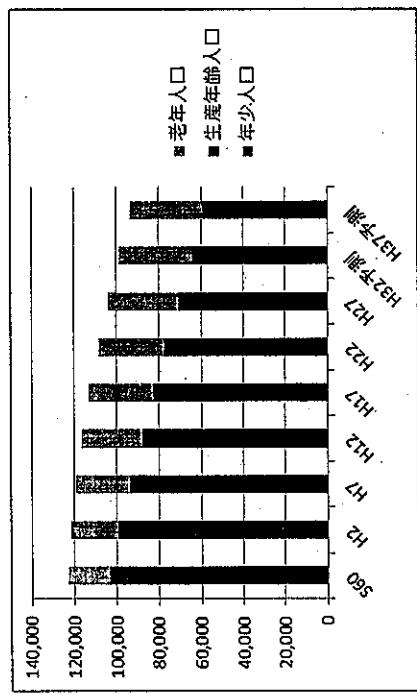
2) IT を活用した連携

・平成 24 年 5 月に開始された電子カルテ相互参照システム（おしゃどりネット 3）が稼働しており、その他、画像診断等で病病連携、病診連携等、複数の医療機関が実施

課題 対策

課題	対策
○医師の平均年齢が高く医師充足率が低い	○県全体の医師確保策に基づいた対策の他、東部圏域内の情報共有や連携体制の検討等による対策
○看護師の促進	○地域連携バスやその他の診療情報提供書等による連携の促進
○医療機関の促進	○電子カルテ相互参照システムの利用促進の他、IT の活用による専門医とかかりつけ医の連携の一層の推進
○医療機関の促進	

<中部圏域の年齢3区分別人口の推移>



(単位:人、%)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H32	H37
人口総数(注) (割合)	122,939 (100)	121,502 (100)	119,904 (100)	116,686 (100)	113,177 (100)	108,737 (100)	104,320 (100)	98,787 (100)	93,606 (100)
年少人口 (割合)	25,782 (21.0)	23,284 (19.2)	20,389 (17.0)	17,560 (15.0)	15,526 (13.7)	14,248 (13.1)	13,393 (12.9)	11,910 (12.0)	10,645 (11.4)
生産年齢人口 (割合)	78,067 (63.5)	75,857 (62.5)	73,378 (61.4)	70,439 (60.4)	67,393 (59.6)	63,213 (58.2)	57,313 (55.0)	48,631 (53.0)	48,631 (51.9)
老年人口 (割合)	19,086 (15.5)	22,256 (18.3)	25,937 (21.6)	28,711 (24.6)	30,243 (26.7)	31,098 (28.7)	33,379 (32.1)	34,556 (35.0)	34,330 (36.7)

出典：平成27年までは、総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)、平成32年以降の予測は、

国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成25年3月推計)」

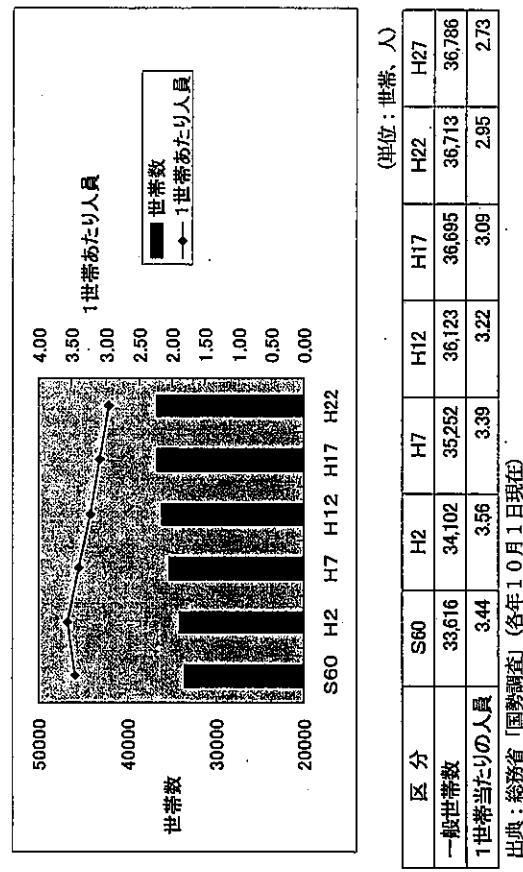
・(注)：年齢「不詳」を含む

・(割合)：不詳を除いて算出

(3) 世帯数・世帯人員の推移

- 中部圏域の昭和60年と平成27年の状況を比較すると、一般世帯数は33,6123人、616世帯から36,713人へと3,170世帯増加した。
- 1世帯当たりの人員は減少しており、平成2年の3,56人を最高に、平成27年は1世帯当たり平均2.73人と減ってきており、核家族化が進み、家庭看護・介護力の低下が伺える。

<中部圏域の一般世帯数、1世帯当たりの人員の推移>



(単位:世帯、人)

出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

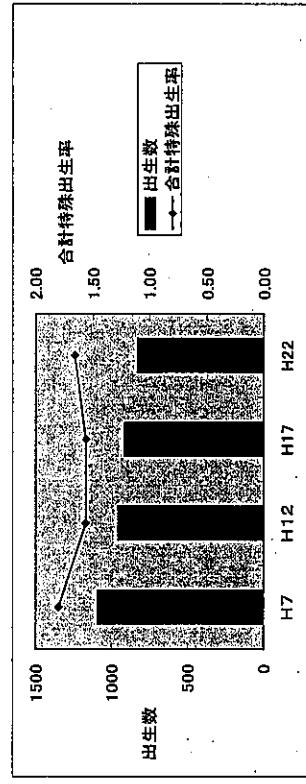
2 人口動態

(1) 出生

○平成7年から平成27年までの推移を見ると、中部圏域の出生数は1,094人から795人と減少している。

○合計特殊出生率は減少傾向であったが、平成22年以降上昇し、平成27年は平成7年と同様の1.80となった。

<中部圏域における出生数の推移>



(単位:人)

区分	H7	H12	H17	H22	H27
出生数	1,094	956	912	831	795
合計特殊出生率	1.80	1.56	1.56	1.66	1.80

(単位:人)

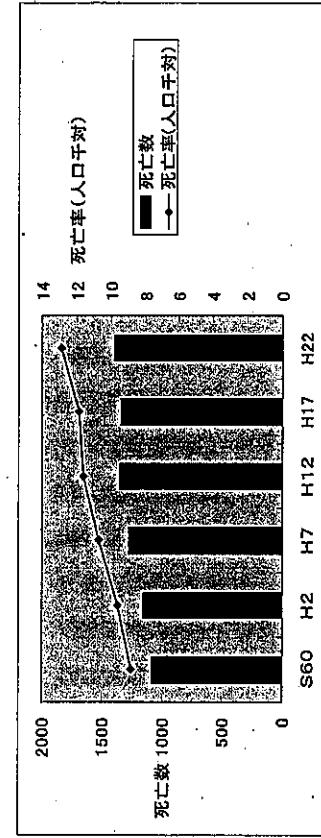
・出典:厚生労働省「人口動態調査」

・合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に何人の子どもを産むかを表す指標

(2) 死亡

○昭和60年から平成27年までの推移を見ると、中部圏域の死亡数は1,084人から1,040人、死亡率(人口千対)は8.8から14.8と増加傾向が続いている。

<中部圏域における死亡数の推移>



(単位:人)

区分	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
死亡数	1,084	1,162	1,276	1,351	1,342	1,397	1,540
死亡率(人口千対)	8.8	9.6	10.7	11.6	11.8	12.9	14.8

出典:鳥取県人口動態統計

○中部圏域の平成27年の主要死因は、第1位:悪性新生物(がん)、第2位:心疾患、第3位:肺

炎で、これら3大死因で全体の約7割となっている。

○年齢調整死亡率で中部圏域と鳥取県全体と比較すると、男性の悪性新生物・心疾患・肺炎・糖尿病で高い値がみられる。

<10大死因の死亡数・死亡率(人口10万対)(平成27年)>

死亡順位	死因名	鳥取県		中部	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
1	悪性新生物	2046	356.8	364	428
2	心疾患	1,008	175.8	17.9	250
3	肺炎	566	98.7	101	177
4	脳血管疾患	714	124.5	12.7	138
5	老衰	668	116.5	11.9	115
6	不慮の事故	222	38.7	3.9	49
7	腎不全	140	24.4	2.5	37
8	糖尿病	83	14.5	1.5	20
9	自殺	104	18.1	1.8	16
10	慢性閉塞性肺疾患	74	12.9	1.3	9

<10大死因の男女別の死亡数・年齢調整死亡率(人口10万対)(平成27年)>

区分	鳥取県		中部	
	男性	女性	男性	女性
死亡者総数	3,623	3,646	533.8	246.4
悪性新生物	1,187	859	187.8	87.4
心疾患	454	554	58.7	30.1
肺炎	300	266	32.4	11.5
脳血管疾患	335	379	45.4	22.9
老衰	163	505	13.0	15.7
不慮の事故	122	100	21.6	10.5
腎不全	60	80	6.8	4.3
糖尿病	53	30	9.4	2.1
自殺	71	33	24.7	6.8
慢性閉塞性肺疾患	66	8	7.2	0.3

(単位:人)

出典：鳥取県人口動態統計
・年齢調整死亡率とは、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した指標

4 受診の動向

3 予防・保健に関する状況

(1) がん検診の実施状況
○中部のがん検診受診率は、他圏域と比べ低い傾向が続いている。特に胃がん検診と大腸がん検診の受診率が低い。

<中部圏域のがん検診受診率の推移>										(単位：%)		
区分	H25年度			H26年度			H27年度					
	県	東部	中部	西部	県	東部	中部	西部	県	東部	中部	西部
胃がん	24.9	22.4	24.3	25.8	28.5	22.9	24.8	27.0	29.4	23.9	26.3	
(うち内視鏡検診)	(17.4)	(20.0)	(12.6)	(18.4)	(20.5)	(18.6)	(13.6)	(19.3)	(19.0)	(15.1)	(20.6)	
大腸がん	29.2	31.2	27.0	28.2	30.2	32.8	28.5	28.6	31.7	34.1	24.4	30.5
肺がん	26.5	30.5	28.0	22.1	27.9	33.5	28.8	22.2	28.9	34.3	29.5	23.4
乳がん	15.8	15.4	16.5	15.9	16.0	16.3	14.4	16.6	27.5	17.9	16.0	17.8
子宮がん	21.9	21.1	23.2	22.0	23.1	22.6	22.3	23.9	24.1	23.8	24.0	24.3

(1) 受診率
○受診率については、中部圏域独自の情報がない。中部圏域も全県と同様に、75歳以上の高齢者が入院・外来とももっとも多いと思われる。

<鳥取県の受診率（人口10万対）(平成26年)>

(単位：人)

区分	鳥取県			(単位：人)
	入院	外来	全国	
総 数	1,249	5,916	1,038	5,696
0～4歳	365	8,614	345	6,762
5～14歳	107	3,992	92	3,503
15～24歳	156	2,246	141	2,091
25～34歳	400	3,435	270	2,911
35～44歳	389	3,824	318	3,334
45～54歳	575	4,058	505	4,225
55～64歳	1,133	5,630	930	5,984
65～74歳	1,806	8,764	1,568	9,495
75歳以上	4,059	10,576	4,205	11,906
65歳以上（両親）	3,044	9,804	2,840	10,687
70歳以上（両親）	3,540	10,502	3,412	11,550

(2) 保健医療費別の入院状況　※平成29年6月30日時点の状況を各病院中

○保健医療費別の入院状況は、中部圏域では一般病床及び精神病床の患者の、他圏域への入院が若干多くなっている。

○一般病床については三次医療を東部と西部で行っていること、精神病床については中部に1つしか入院医療機関がないこととの関連が考えられる。しかしながら、中部の患者の85%以上が中部で入院しており、おおむね中部圏域で医療が成り立っている。

①一般病床

区分	病院所在地医療圏			(単位：%)
	東部	中部	西部	
患者者 住所地 医療圏	96.2	1.5	2.4	100
東部	5.8	85.5	8.7	100
中部	3.3	0.1	96.6	100

②精神病床

区分	病院所在地医療圏			(単位：%)
	東部	中部	西部	
患者者 住所地 医療圏	96.7	3.0	0.3	100
東部	6.9	87.5	5.6	100
中部	1.3	1.1	97.6	100

区分	病院所在地医療圏			(単位：%)
	東部	中部	西部	
患者者 住所地 医療圏	96.7	2.6	1.1	100
東部	5.8	85.5	8.7	100
中部	3.3	0.1	96.6	100

出典：鳥取県福祉保健部医療政策課調べ（平成24年6月30日現在）

第2章 疾病別・課題別医療提供体制の構築 第1節 患病又は事業別対策（5疾患6事業）

がんがんがんがんがんがん

凡例：丸印欄の「○」は対策を示し、「・」は取組の具体例を示す。
以下、各項目同様

2 課題と対策

課題	対策
○がん教育の推進 ○正しい知識の普及啓発	○学校におけるがん教育の推進 ・出版がん予防教室及び教材等を活用した知識の普及 ・運動習慣、バランスのよい食事等がん予防のための生活習慣の推進 ・医師や看護師、がん経験者等の外部機関の参加協力 ・子どもを通して保護者へ働きかけるがん教育の実施 ○がんに対する正しい知識の普及啓発 ・各市町、医療機関における健康教育、健康講座の開催 ・DVDやがん啓発冊子の活用及びがん検診モデルの活用等

(1) 小児期からの正しい知識の普及啓発

概況

(2) 予防及び早期発見

1 現状

「がん死亡率を減少させるため、がんからなる正しく知識の普及や早期・食生活改善等のがん予防対策を推進します。がん検診の受診率向上を図る取り組みを強化しながらの早期発見対策を推進します。がん地域連携クリティカルパス（%）の運用促進により隣接機関の連携化を図り、直切がん治療と承認を支える体制整備を進めます。がん治療の早期段階から緩和ケアを提供できる体制整備を進めます。がん患者や家族の支援活動の向上を図ります。※クリティカルパス：病院とかかりつけ医が情報を共有するための共同利用指針書

概況

現状

主な取組

・市町・医療機関等において、健康教育、保健指導、また県では出張がん予防教室等を実施し、子どもたちの負担が少くなりやすく、生活習慣病がん予防の啓発を行っています。
・学年ごとに定期的に保健予習や道徳等における指導や、医師、看護師ががん知識等の普及啓発を行っている。

開催（企業対象は平成23年度、学校対象は平成24年度から実施）
（単位：回）

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
学校関係	5	2	8	6	6
企業関係	3	5	16	4	5

○県内の学校では、出張がん予防教室の活用の他に、保健室や道徳等における指導や、医師、看護師、がん経験者などの外部機関の活用によるがん教育を実施

○平成24年6月に施行されたがんがん推進基本計画にて、がんに関する教育の推進の項目が掲載されて以降、

国では、がん教育のあり方を検討し、文部科学省が効果的ながん教育ができるよう「がん教育教材」、「外部教師を用いたがん教育ガイドライン」を平成28年度に作成した。また、H29年3月に中学校学習指導要領を改正し、保健体育保健分野で「がん」について取り扱うこととした。

○これをうけ、県教育委員会では、小・中・高等学校の学校保健担当者等に対するがん教育啓発研修会や、がん教育公開授業の実施、がん教育推進協議会の開催など、がん教育の推進を図っている。

○各市町では、健診講座や健康教育等を行うとともに、隣接機関と共にしたがん検診啓発キャンペーンを実施し、中部で一丸となりたがん予防の意識向上に向けた取組を実施。

○医療機関では懇親会などより掲載や健康公開講座、シンクオリボンキャンペーンなどを実施

■がん死亡の状況
○がん死亡原因の第1位であり、平成27年の鳥取県の75歳未満年齢調整死亡率では、全がんで全国リスト3位、また各がんワースト上位となっており、特に男性の死亡率が高い。
○平成27年の鳥取県がん75歳未満年齢調整死率では、中部圏域は胃がん・肝がん・大腸がんの死亡率が他圏域に比べ高い。
■鳥取県がん75歳未満年齢調整死率（H27年）
※鳥取県下段は全国順位
(単位：%)

区分	全がん	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	乳がん	子宮がん
鳥取県	88.1	15.6	12.8	7.4	9.7	7.2	6.3
東部	89.9	16.2	13.6	7.3	9.6	3.1	3.3
中部	84.6	11.0	13.9	13.4	13.3	2.7	1.5
西部	80.7	15.0	10.1	6.1	7.1	5.4	3.5

※鳥取県データは、国立がん研究センター資料、東・中・西部データは、鳥取県人口動態統計資料
〔男女別胃がん相対死亡率（H23年～H27年）5年間の平均〕
(単位：%)

区分	東部	中部	西部
男性	60.8	79.5	62.8
女性	37.3	46.1	32.0
全体	47.4	60.7	46.4

※鳥取県人口動態統計から算出

■各がん検診の状況					
○中部圏域のがん検診受診率は、特に胃がん検診と大腸がん検診の受診率が他圏域と比べて低い。					
【がん検診の受診率 (平成27年度)】	(単位: %)				
区分	肺がん	胃がん(うち内視鏡検診)	大腸がん	乳がん	子宮がん
鳥取県	28.9	27.0(19.8)	31.7	17.5	24.1
東部	34.3	29.4(21.4)	34.1	17.9	23.8
中部	29.5	23.9(15.1)	24.4	16.0	24.0
西部	23.4	26.3(20.8)	30.5	17.8	24.3

■主な取組	
○受診率向上の取組	・「腫がん死ゼロ」のまち中部プロジェクト事業(平成23～25年度)で成果があつた取組を他のがん対策に広げ、引継ぎ市町・中西部医師会等、中部一丸となってがん受診率向上を目指している。
	・鳥取市癌研究会では、裏原窓口で診所者に対するがん検診、特定健診の受診率促進(鳥取県健診相談拠点セミナー事業)を実施
	・駆除放題等と連携した取組の受診者向上に取組んでいる。
	・中部福祉保健局では、事業所訪問による事業所のがん検診受診率提高を行うとともに、「鳥取県のがん検診推進パートナー企業」を認定、認証したパートナー企業に対しニュースレターを発行(年2回)
	【鳥取県のがん検診推進パートナー企業認定数(平成29年5月末)】
中 部	296社(従業員合計 15,562人)
鳥取県	907社(従業員合計 44,710人)
・全国健康保険協会鳥取支部(協会けんぽ鳥取支部)では、県立厚生病院と協定を締結し、市町と共同した取組を実施(例:集団接诊やがん検診について記載した「検診ガイド」の作成直下や定期受診参加促進の送付等)	・県、全国健康保険協会鳥取支部(協会けんぽ鳥取支部)、労働局との連携による研修会の開催
○市町報や健康教育・健康相談等によるがんに対する正しい知識の普及啓発	・市町報や健康教育・健康相談等によるがんに対する正しい知識の普及啓発予防の取組
○生活、運動、禁煙に重点をおいた生活習慣病予防の取組	・食生活改善推進による減塩や食事バランスの普及
○ウォーキングの推進	・運動啓発効果、禁煙支援策の推進

■各がん検診の状況					
○中部圏域のがん検診受診率は、特に胃がん検診と大腸がん検診の受診率が他圏域と比べて低い。					
【がん検診の受診率 (平成27年度)】	(単位: %)				
区分	肺がん	胃がん(うち内視鏡検診)	大腸がん	乳がん	子宮がん
鳥取県	28.9	27.0(19.8)	31.7	17.5	24.1
東部	34.3	29.4(21.4)	34.1	17.9	23.8
中部	29.5	23.9(15.1)	24.4	16.0	24.0
西部	23.4	26.3(20.8)	30.5	17.8	24.3

○早期発見体制の整備	
○がん検診を受けやすい環境整備	・がん検診の受診率の向上
○がんの死亡率の減少	1) 日常生活におけるがんの発生防止の取り組み
○予防対策の周知	○がんに対する正しい知識の普及啓発
○早期発見体制の整備	・学校や事業所等による講演会、健康教育の実施及び市報等による啓発
○早期発見体制の整備	・各市町等による講演会、健康教育の実施及び市報等による啓発
○がん検診受診率の向上	○生活習慣病予防の取り組み(食事)
○がんの死亡率の減少	・子育てサークルや学校等と連携した乳幼児期から高齢期までのかけ目(食事)

(3) 専門的な治療と療養支援	
1 現状	
概況	<p>【地域がん診療連携拠点病院の県立厚生病院】</p> <p>・地域がん診療連携拠点病院として、5大都市の地元連携クリニックが連携して、5大都市にがん専門医が配置している。</p> <p>・地域がん診療連携拠点病院(県立厚生病院)では、横浜市社会など質の高いがん医療を行っている。</p> <p>・次医療は、他医療の長期連携と連携している。</p> <p>・がん患者の訪問相談、助けるワンストップ支援体制の整備や、がん患者支援が強化された。</p> <p>・がん患者に対するクリッピングの購入費用など、がん患者が受けられる各種支援が充実している。</p>

課題	対策
1) 日常生活におけるがんの発生防止の取り組み	
○がんに対する正しい知識の普及啓発	
○がんの死亡率の減少	1) 日常生活におけるがんの発生防止の取り組み
○予防対策の周知	・学校や事業所等による講演会、健康教育の実施及び市報等による啓発
○早期発見体制の整備	・各市町等による講演会、健康教育の実施及び市報等による啓発
○がん検診受診率の向上	○生活習慣病予防の取り組み(食事)
○がんの死亡率の減少	・子育てサークルや学校等と連携した乳幼児期から高齢期までのかけ目(食事)
○予防対策の周知	・食生活改善推進による減塩や食事バランスの普及
○早期発見体制の整備	・食生活改善推進による減塩や食事バランスの普及
○がん検診受診率の向上	・ウオーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及
○がんの死亡率の減少	・家庭・地域・職場における健康づくりや健廻長寿のためのご当地体験の実施。

■医療提供体制

- 地域がん診療連携拠点病院：1箇所（県立厚生病院）
- 地域がん登録の実施
 - （該区内がん登録を行っている病院：県立厚生病院、野島病院）
 - （該区内がん登録がん治療の実施状況（県立厚生病院）では、標準的のがん治療や専門的な医療従事者の育成、5大がんにかかる症例検討会など質の高いがん医療を提供するための取組を実施）
- 【県立厚生病院のがん治療の状況（5年生存率）】

区分	県立厚生病院					（単位：%）
	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	乳がん	
県立厚生病院	38.0	61.7	25.9	62.9	80.3	
地域がん登録データ（※）	31.9	64.6	32.6	71.1	91.1	

※地域がん登録データ：地域がん登録（1府20県）データを基にした5年生存率

- 【県立厚生病院の主な専門的な医療従事者（手術療法、放射線療法、化学療法、】

手術療法	①日本消化器外科学会消化器外科専門医		（単位：件）
	②呼吸器科専門医会呼吸器科専門医	③日本医学放射線学会放射線診断専門医及び放射線治療専門医	
放射線療法	①日本放射線学会放射線診断専門医及び放射線治療専門医	②がん放療療法看護認定看護師	10
化学療法	日本看護協会がん化学療法看護認定看護師		10
その他	皮膚疾患診断専門医、がん薬物療法認定看護師、がん専門腫瘍科医、がん専門腫瘍科医	（平成20年度から島根県がん診療連携協議会（がん診療連携拠点病院）が、平成20年度から島根県がん診療連携協議会（がん診療連携拠点病院及び準拠点病院10病院で構成）を設置、また平成27年度からは7つの部会を設置し、県内医療機関のがん診療連携体制等連携体制の強化をしている。）	10

- 県立厚生病院に「高圧ライナック装置」設置（平成24年10月～）
- セカンドオピニオン（主治医以外の医師の意見）の提供体制がある病院：5箇所（県立厚生病院、垣田病院、谷口病院、藤井中央総合病院、三重県立病院）（鳥取県医療機関情報により）

■医療支援の充実

- がん先進医療費に対する貸付利子補給支援（H23年12月～）
- がん患者に対するワイヤー等の購入費助成（H28年度～） 28年度助成：中部面談28件

2. 調査と対策

講題	対策
○院内がん登録の実施	○県立厚生病院による医師連携体制の周知
（該区内がん登録を行っている病院：県立厚生病院、野島病院）	○地域がん診療連携拠点病院・中野医師会による医師連携クリティカル・パスの実施
○地域がん診療連携拠点病院（県立厚生病院）では、標準的のがん治療や専門的な医療従事者の育成、5大がんにかかる症例検討会など質の高いがん医療を提供するための取組を実施	○他の医師の3次医療機関との連携強化の促進
【県立厚生病院のがん治療の状況（5年生存率）】	○電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）への参加促進
○地域がん登録データ（※）	○地域がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター一体制の充実（臨床心理士・医療ソーシャルワーカーの配置）

（4）終末期・緩和ケア

1 現状

概況

新規ケアの介水、入院体制が整備されている。
庄毛（のくま）の医療を支える山陰青葉スニーキング（くわら）病院（山陰青葉病院）は、24時間の相談体制が充実しているが、看護部門が不足して24時間体制の「足羽（あしは）」病院が運営している。
○新規ケア病床
○緩和ケア外来

【医療提供体制】	○在宅訪問診療が可能な診療所（鳥取県医療機関・福利施設等情報公表サービス）にて宅訪問診療を可としている医療機関
○5大がん（肺・胃・肝臓・大腸・乳房）の地域連携クリティカル・パスの運用（H24年1月～）	○移転別院は概ね9割
【中部面談における5大がんの地域連携クリティカル・パス運用状況（　）内は全国】	○21箇所（山陰青葉病院6ヶ所、庄毛病院15ヶ所）
○参 加 医 療 機 関：【相互参照】中部面談3箇所（全県17病院）	○庄毛病院は24時間体制で24時間体制とした24時間巡回・随時就診型サービスは未整備
【即応のみ】中部面談2箇所（全県45病院）	【訪問看護ステーション数】【県長社会課題】

【訪問看護ステーション数】【県長社会課題】

区分	H23 年度	H28 年度
東部	10 (4.1)	17 (7.3)
中部	7 (6.3)	10 (9.4)
西部	19 (7.8)	28 (11.8)

※（　）は人口10万人当たりのカ所数（人口：住民基本台帳に基づく人口）(H28.4.1現在)

■ピアカウンセリング（同じような経験をもつ仲間にによるカウンセリング）体制

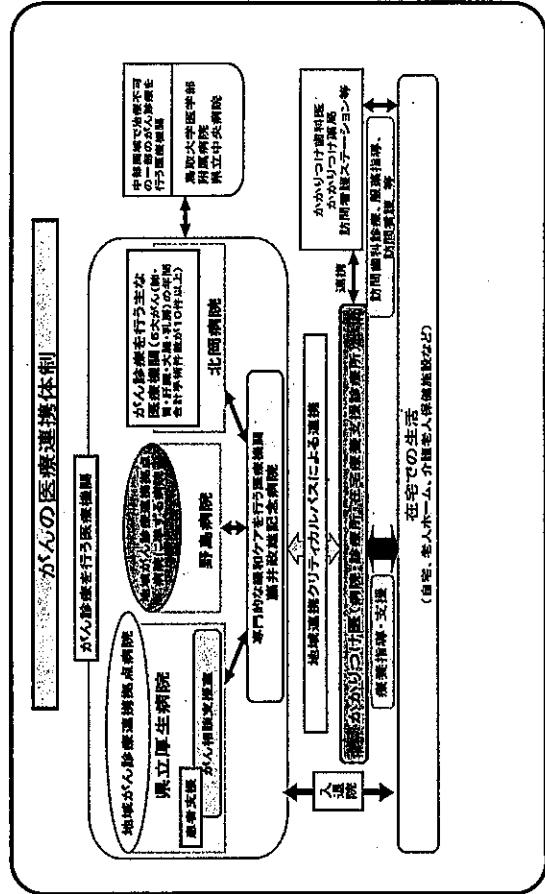
- 県立厚生病院：すすめナラソン（がん患者サロン）
- 藤井中央総合病院：えにしたの会

- 県立厚生病院：がん相談支援センターに緩和ケア認定看護師2名、臨床心理士1名、医療ソーシャルワーカー1名を配置
- 鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）とがん診療連携拠点病院が連携し、がん相談時に専門的な労働相談を同時に受けができる「がん労働相談ワントップサポート」を整備した（H25年10月～）

■相談体制	○県立厚生病院：がん相談支援室センター（緩和ケア認定看護師を専属配置）
■ピアカウンセリング体制	○県立厚生病院：入院時における患者及び家族への心のケアを実施。通達会の開催
■人材育成	○県立厚生病院では、医師及び看護師向け緩和ケア研修会を毎年実施するとともに、藤井政雄記念病院の医師他医療関係者も参加する緩和ケア委員会を毎年実施
■普及啓発	○県立厚生病院で在宅療養に向けた医療・介護者向けの研修会を実施（年5回） ○広報誌「すずかけサロンだより」の発行

2 課題と対策

課題	対策
○がん患者の生活の質の向上	<p>○住民に対する緩和ケアの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和ケアを提供する医療機関の周知 ・緩和ケア病棟を持つ医療機関等による住民に対する講演会の継続実施 ○治療の初期段階から緩和ケアを提供できる体制の充実 ・緩和ケア病棟を持つ病院と他の病院との連携強化 ・地域がん診療拠点病院・緩和ケア病棟を持つ医療機関等による医師等医療従事者に対する研修会の継続実施 ○在宅での治療を支える体制整備 ・地域がん診療拠点病院を中心とした、外来による放療・鍼灸法、化学生理法の実施体制の整備 ・在宅医療支援診療所・在宅訪問診療所と緊急時受入れ医療機関との連携強化 ・薬局薬剤師の訪問による疼痛緩和剤の服薬指導等、在宅薬物管理指導業務の実施 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスが導入できるよう、24時間対応可能なスタッフ・事業所の確保・駆け出 ・夜間・休日の緊急対応（訪問・往診等）を処理するために、日中のアセスメントを強化（十分な観察、状況把握、迅速な判断等） ○5大がんの地域拠点クリニックの運用促進 ○心のケアの先手を図るために相談支援や患者会支援の充実 ・地域がん診療拠点病院等におけるがん相談支援室やがん患者サポートの周知 ・がん患者会等によるピアカウンセリング等の実施 ・個別ボランティアの養成 ○在宅での看取りができる特に専門的医療機関との連携強化



② 障害に対する対策

・障害に対する正しい知識の普及啓発や食事・バランス・補助等の予防対策を推進します
・障害中の地域連携クリティカルバスの運用を促進し、急患用から回復期までの一貫した医療・介護の体制の整備を進めます

(1) 予防及び早期発見

1 現状

概況

- ・高血圧や脂質異常症者の件数が増加している（全国）
- ・食生活量は男生は全国38位と低いが、県の目標値には至っていない（全国）
- ・特定健診の受診率は上昇傾向にあるが、中西部町は他地域と比べて低い（全国目標値：70%）

■高血圧・脂質異常症者の状況

○【高血圧・脂質異常症者の推定者数は増加（全国）】
〔特定健診結果により県健康政策課が推計〕（全国）】（単位：人）

区分	H22 年度	H27 年度
高血圧症有病者数	126,165	130,713
脂質異常症者数	122,171	132,825

■食生活量等

○食生活量は男生は全国39位、女性は全国38位と低いが、県の目標値には至っていない（全国）

○30歳代から食生活量が多くなる（全国）

〔食生活量（H24 年国民健康栄養調査）（全国）】（単位：g）

区分	鳥取県	全国平均	全国順位	県目標
男性	10.7	11.3	39位	10g未満
女性	9.1	9.6	38位	8g未満

■特定健診受診率

○中部圏域の特定健診受診率は上がってきてはいるが、他圏域と比べて低い（全国目標値 70%）

〔鳥取県特定健診受診率（市町村別対照率）〕（単位：%）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
東部	29.6	32.8	34.8
中部	26.3	26.9	28.2
西部	30.3	30.7	30.5
鳥取県	29.2	30.7	31.7

■主な取組

○住民の健康づくり・健康増進を図るため、全国健康保険協会鳥取支部（協会けんほ鳥取支部）と県内 19 市町村と協定を締結（平成 26 年度～）
・医療費・健診結果等の共同分析及び施策を実施

・がん検診や特定健診の共同による広報、啓発、受診割合

○各保険者におけるデータヘルス計画（※）の策定及び、計画、実行、評価、改善のサイクルによる保健事業の実施及び評価
※データヘルス計画：医療保険者のレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく、保険者の健診保持増進のための保健事業計画

2 課題と対策																																													
<p>1 現状</p> <p>課題</p> <p>○臓器中の適切な対応 ○脂肪取扱い減 ○運動量の増加 ○特定健診後の血圧異常者の精密健診の受診率の向上 ○受診指導と合併症の予防</p> <p>○高血圧症・脂質異常症者の状況</p> <p>○食生活量は男生は全国39位と低いが、県の目標値には至っていない（全国）</p> <p>○【高血圧・脂質異常症者の推定者数は増加（全国）】 〔特定健診結果により県健康政策課が推計〕（全国）】（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H22 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高血圧症有病者数</td> <td>126,165</td> <td>130,713</td> </tr> <tr> <td>脂質異常症者数</td> <td>122,171</td> <td>132,825</td> </tr> </tbody> </table> <p>■食生活量等</p> <p>○食生活量は男生は全国39位、女性は全国38位と低いが、県の目標値には至っていない（全国）</p> <p>○30歳代から食生活量が多くなる（全国）</p> <p>〔食生活量（H24 年国民健康栄養調査）（全国）〕（単位：g）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>鳥取県</th> <th>全国平均</th> <th>全国順位</th> <th>県目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>10.7</td> <td>11.3</td> <td>39位</td> <td>10g未満</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>9.1</td> <td>9.6</td> <td>38位</td> <td>8g未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>■特定健診受診率</p> <p>○中部圏域の特定健診受診率は上がってきてはいるが、他圏域と比べて低い（全国目標値 70%）</p> <p>〔鳥取県特定健診受診率（市町村別対照率）〕（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>29.6</td> <td>32.8</td> <td>34.8</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>26.3</td> <td>26.9</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>30.3</td> <td>30.7</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>29.2</td> <td>30.7</td> <td>31.7</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H22 年度	H27 年度	高血圧症有病者数	126,165	130,713	脂質異常症者数	122,171	132,825	区分	鳥取県	全国平均	全国順位	県目標	男性	10.7	11.3	39位	10g未満	女性	9.1	9.6	38位	8g未満	区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	東部	29.6	32.8	34.8	中部	26.3	26.9	28.2	西部	30.3	30.7	30.5	鳥取県	29.2	30.7	31.7	<p>課題</p> <p>1) 日常生活中における臓器中の発生予防の取り組み ○臓器中にに対する正しい知識の普及啓発 ・各市町等による講演会、健康教育の実施及び市報等による啓発 ○生活習慣病予防の取組（食事） ・子育てサークルや学校等と連携した講習会から高齢期まで切れ目がない食事の推進 ・バランスの良い食生活や外食、惣菜等の減塩の推進 ・食生活改善推進員による食生活の改善（個別） ・ウォーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及 ・家庭・地域・職場における運動習慣の定着 ・各市町における健康づくりや健康管理のためのご当地体操の実施・錦絶（集団） ・たばこに関する正しい知識の普及啓発 ・小児期からの禁煙教育の推進 ・妊娠届出や妊娠検査時等での妊娠登録への持続率の働きかけ ・ホームベニーナ等による禁煙外来の周知 2) 早期発見及び重症化予防の取り組み ○特定健診とがん検診の同時実施の普及等による受診率の向上 ○ハイリスク者に対する予防 ・高血圧ハイリスク者への保健指導の実施 ・動脈硬化外来等に対する診療 ○高血圧未患糖尿病登録への支援 ・治療中断の危険性の周知 ・市町による保健指導の実施 3) 社会環境の整備 ○安全で歩きやすい環境の整備（中部圏域ウォーキングコースマップの利用や指導者育成の講習会等） ○飲食店の禁煙施設整備など受動喫煙のない環境づくりの推進</p>
区分	H22 年度	H27 年度																																											
高血圧症有病者数	126,165	130,713																																											
脂質異常症者数	122,171	132,825																																											
区分	鳥取県	全国平均	全国順位	県目標																																									
男性	10.7	11.3	39位	10g未満																																									
女性	9.1	9.6	38位	8g未満																																									
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																																										
東部	29.6	32.8	34.8																																										
中部	26.3	26.9	28.2																																										
西部	30.3	30.7	30.5																																										
鳥取県	29.2	30.7	31.7																																										

(2) 発症から入院、在宅に復帰するまでの一貫した医療、介護体制の整備

概況

平成2・3年1月から臨卒中地取連携クリティカルバスが運用されている。
全病院に救急車室等が設置され、病院、介護サービス事業所等と連携を図っている。
「切れ目ない療養生活の支援を目的として、「中部圏域人間ドック連携手順」を平成28年度に作成、平成29年8月までを試行期間とし、平成29年度中に確定予定。

■急性期の医療提供体制

○救急告示病院で精神科を標準するのは2病院、神経内科を標準するのは3病院
脳神経外科を標準する病院 県立厚生病院 野島病院
神経内科を標準する病院 県立厚生病院 清水病院 野島病院
○急性期のt-PA治療を行う病院は2病院
県立厚生病院、野島病院

■回復期・連携期の医療提供体制

○回復期ハビリテーション病棟の病床数は人口比でみると東部や西部圏域より高い。
162床、3病院(清水病院、野島病院、三朝温泉病院)
○維持期のハビリテーション施設本部では、人口10万人比でみると、西部圏域に比べると訪問リハビリテーションは少ないが、通所リハビリテーションはほぼ同じ設置率
○リハビリテーションを提供する人材は、中部圏域では理学療法士が多いが言語聴覚士が少く、
【回復期ハビリテーション病棟届出医療機関 (H29.6.1現在)】[中国四国厚生局医取事務所開設へ]

(単位:箇所)

区分	東 部	中 部	西 部
病床数	158 (67.8)	162 (151.9)	308 (128.5)
病床数	3 (1.3)	3 (2.9)	6 (2.6)
うち療養病床	60 (25.8)	106 (99.4)	278 (116.0)

※() 内は人口10万人当たりの施設数 (人口:住民基本台帳に基づく人口 (H28.1.1現在))
【介護保険サービス提供事業所数】(H29.7.3現在) (単位:箇所)

区分	東 部	中 部	西 部
訪問リハビリ	29 (12.5)	18 (16.9)	46 (19.2)
通所リハビリ	19 (8.2)	14 (13.1)	34 (14.2)

※() 内は人口10万人当たりの施設数 (人口:住民基本台帳に基づく人口 (H28.1.1現在))
【リハビリテーション専門職数】(医療政策課調査資料 H27.12.17現在) (単位:人)

※() 内は人口10万人当たりの人数 (人口:住民基本台帳に基づく人口 (H28.1.1現在))

■連携体制

○臨卒中地取連携クリティカルバスの運用
・医療機関が連携医療機関として登録
(県立厚生病院、坦田病院、清水病院、野島病院、藤井夢雄記念病院、三朝温泉病院、診療所22ヵ所)
・県立厚生病院において臨卒中地取連携バス検討会を開催(年3回)
○連携窓口

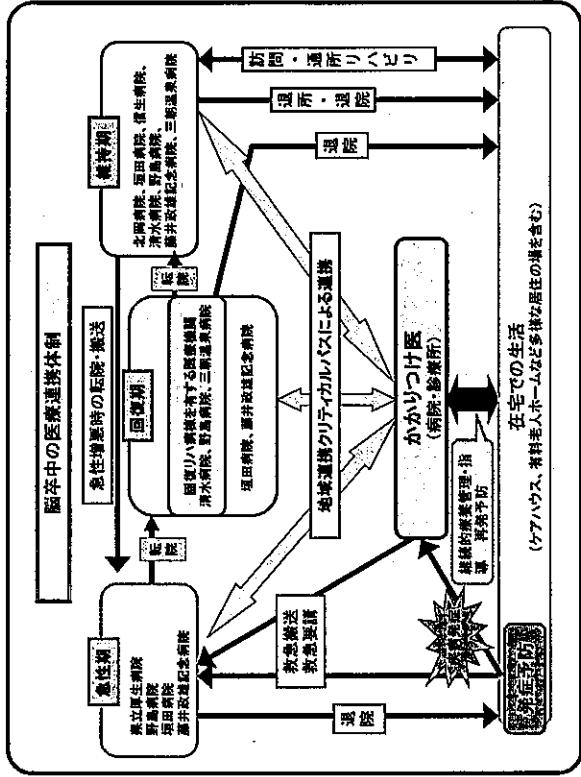
2 課題と対策

■急性期の医療提供体制

- 救急告示病院で精神科を標準するのは2病院、神経内科を標準するのは3病院
- 回復期ハビリテーション病棟の病床数は人口比でみると東部や西部圏域より高い。
162床、3病院(清水病院、野島病院、三朝温泉病院)
- 維持期のハビリテーション施設本部では、人口10万人比でみると、西部圏域に比べると訪問リハビリテーションは少ないが、通所リハビリテーションはほぼ同じ設置率
- リハビリテーションを提供する人材は、中部圏域では理学療法士が多いが言語聴覚士が少く、
【回復期ハビリテーション病棟届出医療機関 (H29.6.1現在)】[中国四国厚生局医取事務所開設へ]

■課題

- 急性期から回復期までのスムーズな移行
- 治療体制の充実
- 医療・歯科医療と介護との連携の促進
- ・地域連携窓口の充実
- ・リハビリテーション中断者に対する働きかけの充実
- ・中部圏域医療連携会等による地取連携クリティカルバスの運用化
- 神経外科、脳神経外科医、言語聴覚士等専門職の確保



第3章 心筋梗塞等の心血管疾患

・心筋梗塞等の心血管疾患に対する正しい知識の普及や発見、食生活、運動に重点をおくた生活習慣の予防対策を推進します
・発症後の早期対応及び在宅医療までの一貫した医療を受けられる体制を整備します
・急性期心血管疾患の専門的な治療ができる医師の確保に努めます

(1) 予防及び早期発見

1 現状

・心筋梗塞の原因となる生活習慣病及び喫煙・受動喫煙が主に陥る対象に取り組むが、心疾患による死亡者は男性よりも女性が多く、75歳未満年齢群にて男女上昇、女性より男性が高

■患者動向

○心疾患による死者者は男性より女性が多く、年間250人で推移

【心疾患による死者者数(中部圏域) () 内は急性心筋梗塞による死亡者数】
(単位：人)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
男性	120 (63)	119 (56)	101 (46)	122 (53)
女性	131 (32)	161 (41)	122 (26)	128 (36)
計	251 (95)	280 (97)	223 (74)	250 (94)

○心疾患による75歳未満年齢群死亡率は上昇しており、女性より男性が高く、

【心疾患による75歳未満年齢群死亡率(中部圏域) () 内は急性心筋梗塞による死亡率】
(単位：%)

区分	H22年度	H27年度
男性	32.6 (29.0)	35.3 (23.7)
女性	8.3 (4.9)	8.9 (5.1)
計	20.1 (12.2)	21.6 (14.1)

■特定健診受診率

【鳥取県特定健診受診率(市町村国保)】
(単位：%)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
東部	29.6	32.8	34.8
中部	26.3	26.9	28.2
西部	30.3	30.7	30.5
鳥取県	29.2	30.7	31.7

○特定健診の受診率は上がってきてはいるが、他圏域と比べて低い(全国目標値70%)

- 主な取組
 - 市町村や健康教育・健康相談等による心筋梗塞等の心血管疾患に対する正しい知識の普及啓発
 - 食生活、運動、禁煙による健康習慣予防の取組
 - ・食生活改善推進員による測定や食事バランスの普及
 - ・ウォーキングの推進
 - ・受動喫煙防止、禁煙支援政策の推進

- 発症から入院、在宅で復帰するまでの一貫した医療体制の整備

1 現状

概況

- 平成25年4月から急性心筋梗塞地域連携クリニックシステムの運用を開始
- ・訪問看護ステーションが10箇所(うち1箇所は休止)設置され、24時間の用診体制ができる
- ・看護介護介護が連携した24時間対応の定期服薬・随時訪問型サービスが実現

2 課題と対策

課題	対策
○心筋梗塞等の心血管疾患に対する正しい知識の普及啓発	<p>1) 日常生活における心筋梗塞等の心血管疾患の発生予防の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心筋梗塞等の心血管疾患に対する正しい知識の普及啓発 ・各市町等による講演会、健康教育の実施及び市報等による啓発 ・生活習慣病予防の取組 (食事) <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルや学校等と連携した乳幼児期から高齢期まで現地目録 ・がない食育の推進 ・バランスの良い食生活や外食、惣菜等の減量の推進 ・食生活改善推進員による食生活の改善 (運動) <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及 ・家庭・地域・職場における運動習慣の定着 ・各市町における健康づくりや健康管理のためのご当地体操の実施。 (禁煙) <ul style="list-style-type: none"> ・たばこに關する正しい知識の普及啓発 ・妊娠からの禁煙教育の推進 ・妊娠・出産時や妊娠健診等での妊娠婦への禁煙の働きかけ ・ホームページによる禁煙外来の周知

2) 早期発見及び重延化予防の取り組み

- 精査検診とがん検診の同時実施の普及等による受診率の向上
- ハイリスク者に対する予防

3) 社会運営の整備

- 安全で歩きやすい環境の整備(中部圏域ウォーキングコースマップの活用や指導者育成の継続的評定)
- 飲食店の禁煙施設導入など受動喫煙のない環境づくりの推進

■医療提供体制																			
○循環器器、循環器内科循環器病院																			
○5施設、10診療所																			
(病院：県立厚生病院、塙田病院、信生病院、野島病院、麻井以林記念病院)																			
○心臓カテーテル実施医療機関																			
○3病院：県立厚生病院、塙田病院、野島病院																			
○県立厚生病院と野島病院において高性能CTによる診断実施																			
・県立厚生病院：160列CT																			
・野島病院	：320列CT																		
■循環器内科における診療																			
○循環器内科で診療する医師数は5～7人の間で推移、心臓血管外科で従事する医師は1人。																			
【循環器内科・心臓血管外科で従事する医師数】(厚生労働省：医師・歯科医師 薬剤師調査) (単位：人)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H18年</th> <th>H20年</th> <th>H22年</th> <th>H24年</th> <th>H26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環器内科</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>心臓血管外科</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H18年	H20年	H22年	H24年	H26年	循環器内科	5	4	3	5	4	心臓血管外科	0	1	0	1	1	
区分	H18年	H20年	H22年	H24年	H26年														
循環器内科	5	4	3	5	4														
心臓血管外科	0	1	0	1	1														
■救急搬送の受入れ状況																			
○中部消防局による搬送往來機関への受入れ照会状況(全疾患対象) [H28年1月～12月]																			
・1回目の照会で88.2%の受入れ																			
・2回目の照会で97.1%の受入れ																			
■初期救命体制																			
○応急手当指導員等の構成の概況																			
【応急手当指導（普及）員数（中部圏域）】 [中部圏域] [中部圏域防災団體] (単位：人)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H22年</th> <th>H23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急手当指導員</td> <td>79</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>応急手当普及員</td> <td>234</td> <td>290</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H22年	H23年	応急手当指導員	79	112	応急手当普及員	234	290										
区分	H22年	H23年																	
応急手当指導員	79	112																	
応急手当普及員	234	290																	
(参考) 応急手当指導（普及）員格取得のための必要講習時間																			
・応急手当普及員 24時間																			
・応急手当指導員 応急手当普及員資格プラス16時間																			
■連携体制																			
○急救心肺蘇生地域連携クリティカルバスを適用 (025年4月～開始)																			
(病院：県立厚生病院、塙田病院、野島病院、三朝温泉病院)																			
■在宅医療に関する機関等の状況																			
○在宅医療支援診療所が増加している																			
【在宅医療支援診療所数】(中国四国厚生局調べ) (単位：箇所)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H23年度</th> <th>H23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>21(8.6)</td> <td>25(10.7)</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>11(10.0)</td> <td>13(12.2)</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>27(8.7)</td> <td>39(4.6)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H23年度	H23年度	東部	21(8.6)	25(10.7)	中部	11(10.0)	13(12.2)	西部	27(8.7)	39(4.6)							
区分	H23年度	H23年度																	
東部	21(8.6)	25(10.7)																	
中部	11(10.0)	13(12.2)																	
西部	27(8.7)	39(4.6)																	
※（ ）は人口10万人当たりの箇所数 (人口：住民基本台帳に基づく人口 (H28.1.1現在))																			
○訪問看護ステーションは10箇所 (うち1箇所は休止中) 設置され、24時間の相談体制ができるが、看護との介護が連携した24時間対応の定期検査・随時対応型サービスは未導入。																			

【訪問看護ステーション数】[県恩寿社会課調べ]		(単位：箇所)
区分	H23年度	H23年度
東部	10(4.1)	17(7.3)
中部	7(6.3)	10(9.4)
西部	19(7.8)	28(11.8)

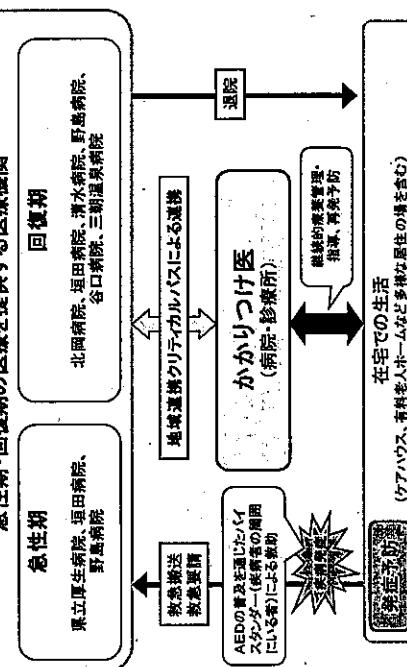
※（ ）は人口10万人当たりの箇所数 (人口：住民基本台帳に基づく人口 (H28.1.1現在))

2 課題と対策

課題	対策
○心筋梗塞等の心血管疾患の初発症状への対応方法の普及啓発	○一般住民に対する応急手当の講習の実施
○診療体制の確立	・防災講演会等により初発症状への対応説明
○在宅医療が可能な体制の確立	・循環器医師による詰め合わせ支援
○合併症予防及び再発予防の推進	○高齢者CTの撮影や心脏カテーテルの取扱いが出来る医師の確保 (詳細については、累計画面に記載)
	○急性心筋梗塞地域連携クリティカルバスの運用促進及びかかりつけ医との連携
	○救急搬送体制の確保
	○入院中からのリハビリテーションの推進
	○在宅医療介護体制の充実
	・在宅医療時の在宅管理及び患者・家族に対する教育
	・閉所搬送との連携



急性心筋梗塞の医療連携体制



糖尿病対策

- ・糖尿病に対する正しい知識の普及や適切な食生活と運動習慣等の糖尿病の予防対策を推進します。
- ・糖尿病地域連携クリティカルパスを導入し、適切な治療を継続する体制を整備します。
- ・糖尿病専門医、鳥取県医師連携医長医や糖尿病看護指導士等関係者の連携を強化して治療中断、重症化を予防します。

(1) 予防及び早期発見

1 現状

概況

■糖尿病の現状
○糖尿病予防専門医、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者・予備群は減少又は横ばい（全国）
■糖尿病予防専門医の推定数【特定健診データから県健康政策課が作成】
【鳥取県の糖尿病予備群の状況】
・鳥取県の糖尿病予備群は減少傾向にある。
・平成28年より急激な減少傾向がある。
・鳥取県では自費診療が多く、放置されやすいため、予防や糖尿病教室を実施していく。

糖尿病の現状

■糖尿病の現状
○糖尿病予備群、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者・予備群は減少又は横ばい（全国）
【鳥取県の糖尿病予備群の推定数】【特定健診データから県健康政策課が作成】
(単位：人)

平成20年度	23,340 (40~74歳の8.7%)
平成22年度	24,168 (40~74歳の9.1%)
平成27年度	18,749 (40~74歳の7.1%)

糖尿病患者の状況

○糖尿病患者数は減少
【鳥取県の糖尿病患者の推定数】【特定健診データから県健康政策課が作成】
(単位：人)

平成20年度	20,657 (40~74歳の7.7%)
平成22年度	22,043 (40~74歳の8.3%)
平成28年度	19,277 (40~74歳の7.3%)

糖尿病の死亡率、死亡者数

○鳥取県の糖尿病が原因の死亡率は全国で上位
○中部圏域の75歳未満年齢調整死亡率は横ばい
【鳥取県の糖尿病死亡数・死亡率（人口10万人対）・都道府県別順位】【人口動態統計】
(単位：人)

	H24	H25	H26	H27
死亡数（人）	86	84	95	83
死亡率（%）	14.9	14.6	16.6	14.6
界順位（位）	6	8	3	8

【図表別】75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）【鳥取県人口動態統計】

	H24	H25	H26	H27
区分	男	女	計	男 女 計 男 女 計
東部	5.6	1.4	3.5	5.7 1.8 3.7 3.8 2.5 3.1
中部	5.2	0.8	2.9	7.5 2.5 5.0 4.6 1 2.3
西部	2.9	0.4	1.6	4.6 0.9 2.6 3.5 2.5 3.0
全県	4.5	0.8	2.6	5.7 1.6 3.5 3.8 2.0 2.9 7.3 0.8 3.9

■鳥取県の朝食欠食率結果（H28年）
○鳥取県の朝食欠食率は減少又は横ばいで、目標（20~60代男性の朝食欠食率10%以下）は達成できていない、

- 年代別では30代男性（50.0%）、40代女性（17.6%）が最も朝食欠食率が高い（全国）
- 調査実率：成-278.4 g（全県）（県目標350 g以上）

【鳥取県の朝食欠食率（20歳以上）【県民健康栄養調査】

区分	男性	女性
平成22年	15.0	11.3
平成24年	12.6	8.4
平成28年	11.9	8.4

主な取組

- 保健指導・教育等
 - ・特定健診・特定保健指導推進事業（H20年度～）により指導管理を実施
 - ・市町、病院、医師会等で糖尿病教室や講演会を実施しているが、対象者の出席率が悪く、苦慮している
- 連絡会・人材育成
 - ・中部福祉保健局で市町等の保健指導専門家を対象とした糖尿病勉強会を開催（H24～）
 - ・中部福祉保健局で病院、市町の糖尿病対策担当者連絡会を開催し、連携等について意見交換を実施（H28～）
- 市町報や健康教育・健康相談等による随卒中にに対する正しい知識の普及啓発
 - ・食生活、運動、栄養に重点をおいた生活習慣病予防の取組
 - ・食生活改善推進員による講座や食事バランスの普及
 - ・ウォーキングの推進
 - ・受動喫煙防止、禁煙支援対策の推進

2 課題と対策

- | 課題 | 対策 |
|--|-------------------------------|
| ○糖尿病の理解促進 | 1) 日常生活における糖尿病の発生予防の取り組み |
| ○バランスの良い食生活の普及啓発 | ○糖尿病に対する正しい知識の普及啓発 |
| ○特定健診後の糖尿病の精密検診受診率の向上 | ・世界糖尿病デーの周知 |
| ○運動量の増加 | ・医療従事者等への啓発 |
| ○糖尿病と歯周病の関連についての普及啓発と歯科健診の普及 | ・糖尿病と歯周病の関連についての普及啓発 |
| ○医療機関と行政の連携 | ・各市町等による講習会、健康教育の実施及び市報等による啓発 |
| ○生活習慣病予防の取組（食事） | ・生活習慣病予防の取組（食事） |
| ○乳幼児期からの肥満、生活習慣病予防（3歳児・5歳児健診、保育所等の健診での肥満傾向のある子への栄養・運動指導の徹底等） | 等の健診での肥満傾向のある子への栄養・運動指導の徹底等） |

	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサークルや学校等と連携した乳幼児期から高齢期まで切れ目のない食育の推進 バランスの良い食生活や外食、飲食等の意識の推進 食生活改善推進員による食生活の改善（運動） ウォーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及 家庭・地域・職場における運動習慣の定着 各市町における健康づくりや健長寿のためのご当地体操の実施・継続
2) 早期発見及び重症化予防の取り組み	
○特定検診時の診察医からの糖尿病のリスクの指導・受診勧奨（対象者：過去データの異常者、治療中断者、前年未受診者等）	
○市町から中部医師会への糖尿病講習会等の情報提供	
○医療機関と行政の連携	
・協力して取り組める課題の抽出	
・栄養指導の連携	
3) 社会環境の整備	
○市町保健指導從事者の人材育成（専門的知識、技術向上のための勉強会の開催等）	
○安全で歩きやすい環境の整備（中部圏域ウォーキングコースマップの活用や指導者育成の整備等）	

(2) 医療機関相互の役割分担・連携等

1 病状	
概況	
<p>・鳥取県の糖尿病有病者は減少しているが、死亡率は全国で上位であり、また中部圏域の75歳未満年齢死亡率は増加している。</p> <p>・鳥取県中部圏域糖尿病登録システムを整備（H25年～）。平成28年度のシステムの運用は360件。</p>	
【図解】の糖尿病を専門とする医療従事者数】（平成29年4月1日現在）	

【図解】の糖尿病を専門とする医療従事者数】（平成29年4月1日現在）

1 病状			
医療従事者	東部	中部	西部
糖尿病専門医	9	0	20
糖尿病専門看護師*	1	2	3
日本糖尿病看護指導士	38	33*	53
鳥取県糖尿病登録認定医	36	30	36

*1所医非公開1人
*2中部圏域内訳：看護師・准看護師18人、管理栄養士・栄養士6人、薬剤師3人、歯科検査技師2人

○平成24年度から鳥取県糖尿病登録認定医制度を実施。県医師会が登録医制度周知のチラシを東部・中部・西部圏域ごとに作成

■慢性腎臓病（CKD）への重症化予防の状況
○新規透析導入患者のうち、原疾患が糖尿病性腎症の割合は4割前後である

【鳥取県の新規透析導入患者のうち、原疾患が糖尿病性腎症の患者数】[日本透析医学会]

（単位：人）

新規透析導入患者		糖尿病性腎症（尿糖）
平成22年	185	87
平成27年	204	73
県目標		65

○中部圏域の腎不全75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）【鳥取県人口動態統計】

		H24	H25	H26	H27
区分	男	女	計	男	女
東部	3.9	0.5	2.1	6.1	0.8
中部	2.9	-	1.4	4.1	-
西部	5.4	0.9	3.0	1.4	1.3
全国	4.4	0.6	2.4	3.8	0.8

- 主な取組
 - 鳥取県健康政策協議会が、CKD患者を専門医に紹介するタイミングをまとめたCDのリーフレットを作成し、市町村や医療機関で活用（H26～）
 - 鳥取県民病院会では早期発見による重症化予防を目的とし、糖尿病未治療患者を対象に、薬局でのHbA1c測定、検査値を踏まえた受診勧奨、生活習慣改善のアドバイスを行う活動を実施
 - 医療機関で糖尿病の難免や糖尿病の専門的な資格取得に取り組んでいる
 - 市町で重症化予防の講演会やセミナーへの就活会を実施している

■連携体制

- 鳥取県中部地区糖尿病連携ベースを整備（H25年～）。平成28年度のベースの運用は360件
- 適切な検査、指導を行うために導入された「鳥取県中部管内糖尿病検査システム：医療機関が糖尿病検査指針システム（CKD）」の活用は低調（H22：1件）
 - ・かかりつけ医から市町発達美士に重症化した対応困難な患者の栄養指導を依頼され対応した事例あり
 - ※鳥取県中部管内糖尿病検査システム：医療機関が糖尿病検査指針の必要な糖尿病患者を市町に紹介し、市町の栄養士による指導を受けることができる組み
 - 市町栄養士から市町発達美士に栄養指導の依頼があり対応した事例あり
 - 糖尿病専門医連携ベース参加歯科医院 中部圏域43箇所（登録医 48名）

2 調査と対策

課題	対策
○治療中断することなく適切な医療の提供や行動変容を支援できる体制の整備	○鳥取県中部地区糖尿病連携ベースの運用促進
○重症化予防の体制づくり	○市町の保健指導士等糖尿病患者のセルフケアを支援する人材の育成
	○糖尿病専門医（CKD）への重症化予防のための糖尿病予防指導指針の確立
	・市町における課題分析・対策立案・実施・評価を行う
	・診療所の看護師への栄養指導研修等、診療所で栄養指導が出来る体制の整備
	・中部医師会等による重症化予防のための糖尿病教室の検討
	○歯科と医科の連携の推進

【5】精神疾患対策

○病院の精神疾患の発症を予防し、保健・医療・福祉は連携して適切な支援体制の整備を図ります
「長期入院」を解消するため、病院・関係機関が連携して地域移行支援に取り組みます
・アルコール健康障害の発生、進行及び再発防止を図るため、関係機関と連携して取り組みます

(1) 予防及び早期発見

1 現状

概況

○うつ病で治療を受けている人の数は増加
・他地域に比べ、20~30歳代の若者及び80歳以上の高齢者の自死者の割合が高く、約半数を占めています

※他地域では、法律など一部の用語を除き、原則として「自殺」という言葉に代えて「自死」という言葉を用います

■精神疾患の状況

○うつ病患者が軽減している 【うつ病のため自立支援を受けている者の数 (中部圏域)】 [中部圏域保健局調べ] (単位:人)					
区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
自立支援受給者割合持者数	2,394	2,541	2,725	2,916	3,076
うちうつ病と診断されている者数	455	444	548	641	767

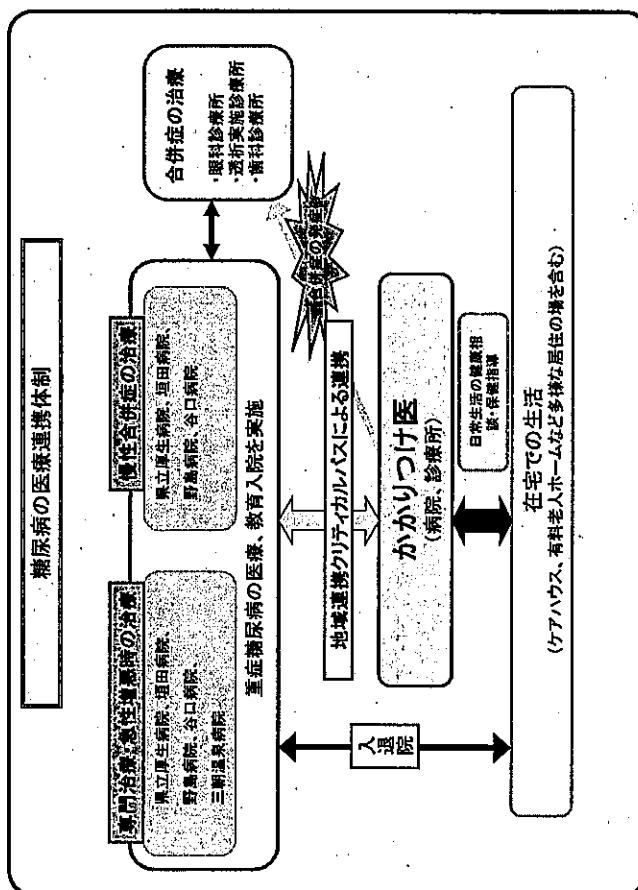
■自死者の状況

○中部圏域の自死者数は減少傾向 ○他地域に比べ、20~30歳代の若者及び80歳以上の高齢者の自死者の割合が高く、約半数を占めている 【自死者数 (中部圏域)】 [人口動態統計] (単位:人, %)					
区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
自殺者数	33	26	21	22	16
うち20~30歳代の割合	18.2	34.6	23.8	36.4	31.3
うち80歳以上の割合	0	11.5	33.3	13.6	25.0

【自殺者数 (東部・中部・西部圏域)】 [人口動態統計] (単位:人, %)			
区分	東部	中部	西部
H23年~H27年 自殺者数	224	118	260
うち20~30歳代の割合	32.6	28.0	24.2
うち80歳以上の割合	8.5	14.4	11.2

■主な取組

- 県、市町において精神保健福祉に関する研修や自死予防対策を実施
 - ・睡眠キャンペーン（うつのかげによる不眠の早期発見のための啓発活動、中部福井保健局・市町共催 2回/年）、講演会等（1市4町主催 平成28年度7回/年）
 - ・高齢者を対象とした地域防健康教育（1市4町主催 平成28年度46地区で開催）
 - ・若者を対象とした学園祭等での啓発（中部福井保健局主催 例年1回/年）



・メンタルヘルス出前講座（ゲートキーパー研修も開催実施） ※ゲートキーパー：事業所等において、うつ病に気がついて専門機関へのつなぎを期待できる人材	
区 分 H26 年度 H27 年度 H28 年度	
回数 13 11 17	
受講者数 295 425 916	
○人材育成 ・かかりつけ医うつ病対応力研修修了者（医師会による）（単位：人）	
区 分 H24 年度 H25 年度 H26 年度 H27 年度 H28 年度	
修了者数 10 9 25 11 19	
○労働安衛法に基づくメンタルヘルスチェックの実施（H27年 12月 1日から 50 人以上の事業所での実施を義務づけ）	
2 調査と対策	
○うつ病の早期発見体制の整備 ・かかりつけ医と専門医療機関との連携 ○高齢者及び皆さんの自死対策	○県民にわかりやすいうつ病、自死に対する普及啓発及び相談窓口の周知 ○医師会によるかかりつけ医うつ病対応能力研修の実施、参加者大半 ○高齢者及び皆さんの自死対策の推進 ・睡眠障害やうつにに関する啓発（メンタルヘルスの出前講座、学園祭活用） ・高齢者を対象とした地区別健康教育実施

(2) 発症から入院、在宅に復帰するまでの医療、福祉体制の整備

1 現状

概況

・精神科を構成している病院は、中野郵便局3箇所、うち入院可能な病院は1箇所、病院からの認定など社会資源のための生活支援、住宅支援は、福祉サービスとして進められてきている。
・精神科医師の配置について、精神保健福祉法の改正を受取りし、平成 29 年 3 月「鳥取県措置入院解除後の支援体制に関するマニフェスト」が策定され、中野福祉保健局は、退院後支援計画の策定、退院後支援計画の作成、計画に基づく支援の実施及び調整の役割を担うことになった。

■施設動向

○精神疾患で治療を受けている人の数
【うつ病のため自立支援医療を受けている者の数（中部郵便局）】 [中部郵便局] [東部郵便局]

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
自立支援受給者監所持者数	2,394	2,541	2,725	2,915	3,076
うちうつ病診断されている者の数	455	444	548	641	767

■精神科医療の提供体制

- 精神科を運営する病院 3 箇所（県立厚生病院、倉吉病院、駒島病院）
- 精神科病院 1 病院 1 病院（倉吉病院）
- 指定自立支援医療機関
病院、診療所：12 病院（倉吉市 10 病院、三朝町 1 病院、琴浦町 1 病院）
- 訪問看護ステーション：6 病院（倉吉市 4 病院、三朝町 1 病院、湯梨浜町 1 病院）
- 精神保健指定医 9 人（県立厚生病院 1 人、倉吉病院 7 人、野脇病院 1 人）
- 入院患者調査実績

【倉吉病院の入院患者退院実績（既往・死亡に含む）】					
区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
家庭復帰	3	1	0	3	1
グループホーム等	3	1	2	4	3
高齢者福祉施設	2	5	3	9	2
病院	0	0	1	0	0
死亡	0	2	1	1	0
合 計	8	9	7	17	6

※入院期間 1 年以上で、何らかの支援があれども退院可能な人の退院状況

（精神科病院長期入院患者実態調査）

■地域での生活を支援する体制【医療が、福祉が、福祉サービス事業者等】

区 分	東部		中部		西部	
	A	B	A	B	A+B	B
共同生活援助（グループホーム）	—	37(15.9)	5(4.8)	21(20.0)	26(24.8)	—
宿泊型自立訓練	—	—	1(1.0)	—	1(1.0)	—
					1(0.4)	

※Aはサービスを受けることができる対象が精神障がい者と知的障がい者

Bはサービスを受けることができる対象が精神障がい者と知的障がい者
※（ ）内は人口 10 万人当たりの箇所数

○日中活動の場 「鳥取県障がい福祉サービス事業者情報 (H26.11.1現在)」							(単位：箇所数)
区分	東部			中部			西部
	A	B	合計	A	B	合計	
就労移行支援	—	9	9	—	6	6	—
就労継続支援A型 (雇用契約)	—	12	12	—	4	4	—
就労継続支援B型 (福利就労)	3 (1.3)	42 (18.0)	45 (19.3)	—	16 (15.2)	16 (15.2)	—
※A、Bは上記表と同じ							
○障害者自立支援協議会	中部圏域では1市4町が合同で設置し、障がい者に関する地域課題の解決に向けてプロジェクトを立ち上げるなど協働して取り組んでいる						
○中部精神障がい者家族会	1市4町が合同で設置し、県家連合連会と協働のもと研修会や定例会を開き理解促進に努めている						
■指置の状況 ○中部管内における措置に関する件数 [中部福祉保健局調べ]							
区分	(単位：人)						
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度		
措置申請件数	21	21	11	17	8		
措置入院件数	5	6	3	5	1		
緊急措置入院件数	0	0	0	2	2		
措置解禁件数	6	7	3	6	4		
※措置解禁件数には緊急措置入院後の再収容で措置入院不要となった事例を含む							

課題	対策
○地域移行の推進	○(課題「地域移行の推進」に対する対策は「(6)精神障がい者の地域移行の推進」を再掲)
○長期入院患者が医療・地域で生活できるよう、病院、市町、相談事業所、中部福祉保健局が連携した地域移行支援	
・病院と地域との連絡会や対象者の抽出等による連携促進	
・個別支援に関する講習会(市町)	
・長期入院患者に支援制度の周知(患者説明会活用)	
○家庭支援	○(課題「地域移行の推進」に対する対策は「(6)精神障がい者の地域移行の推進」を再掲)
・ケア会議への家族の参加による個別支援の実施	
・家族会との連携(当事者家族のピアカウンセリング等)	
○ピアカウンセリング:同じ立場にある仲間同士で行なわれるカウンセリング	
○地盤に対する活動	
・地域移行がランティアなど身近な地域の支援者の育成及び活用	
・入院患者が地盤に出かけるなど地盤住民との交流による理解促進	
・各種研修、自治体の連携による研修や広報誌等による差別偏見の排除	
・等啓発活動の実施	
○「鳥取県特置入院解除後の支援体制に係るマニフェスト」に基づく支援の実施	
・中部福祉保健局は退院支援に係る調整会議の開催、退院後支援計画の作成、計画に基づく支援の実施及び調整などをう	

(3) 精神科救急の体制整備

(4) うつ病対策(自死予防)

1 現状

概況

鳥取県精神科救急体制整備事業により、県が倉吉病院に委託し、夜間・休日の相談体制と病床確保を実施している。

■精神科救急受診状況

【中部医師会の救急受診件数】〔鳥取県精神科救急医療体制整備事業実績報告〕

(単位:人)				
区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
受診件数	414	365	365	297
入院件数	123	102	94	80

○精神科救急受診件数は減少傾向

【中部医師会の指定入院・医療保健入院件数】

(単位:人)				
区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
指定入院	5	6	3	5
医療保健指定入院	0	0	0	1
医療保健入院	197	242	294	319
				280

○精神科救急受診件数は減少傾向

○精神科救急医療機関：1箇所（倉吉病院）

○精神科医指定医が、常勤で勤務する病院は2箇所（倉吉病院、野島病院）、非常勤で勤務する病院は1箇所（東京厚生病院）

■電話相談の状況

【倉吉病院電話相談件数】〔鳥取県精神科救急医療体制整備事業実績報告〕

(単位:人)				
区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
相談件数	801	556	620	1,075
相談者 本人	615	398	465	789
相談者 家族・その他	186	158	155	286
				303

○相談件数は増加傾向

○精神科を運営する医療機関：3箇所（県立厚生病院、倉吉病院、野島病院）

■対策

○精神科を運営する医療機関：3箇所（県立厚生病院、倉吉病院、野島病院）

○精神科病院（入院）1箇所（倉吉病院）

○倉吉病院で「うつ外来」を設置

2 調査と対策

○中部医社保健局、市町、いのちの電話等での一般精神科相談

○精神科医による心の健康相談（中部医社保健局主催、毎月開催、予約制）

○ひきこもり家族教室の開催

【ひきこもり家族教室参加者数】〔中部医社保健局〕

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
参加者数	26	29	30	28

1 現状

概況

○鳥取県精神科救急体制整備事業により、県が倉吉病院に委託し、夜間・休日の相談体制と病床確保を実施している。

○精神科救急受診件数は減少傾向

【中部医師会の救急受診件数】〔鳥取県精神科救急医療体制整備事業実績報告〕

(単位:人)				
区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
受診件数	414	365	365	297
入院件数	123	102	94	80

○精神科救急受診件数は減少傾向

○精神科救急医療機関：1箇所（倉吉病院）

○精神科医指定医が、常勤で勤務する病院は2箇所（倉吉病院、野島病院）、非常勤で勤務する病院は1箇所（東京厚生病院）

■対策

○精神科を運営する医療機関：3箇所（県立厚生病院、倉吉病院、野島病院）

○精神科病院（入院）1箇所（倉吉病院）

○倉吉病院で「うつ外来」を設置

■相談窓口

○中部医社保健局、市町、いのちの電話等での一般精神科相談

○精神科医による心の健康相談（中部医社保健局主催、毎月開催、予約制）

○ひきこもり家族教室の開催

【ひきこもり家族教室参加者数】〔中部医社保健局〕

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
参加者数	26	29	30	28

■人材育成			
※グートキーパー：事業別等におけるうつ病に気づくべき専門機関へのつなぎを期待できる人材			
○かかづけ医うつ病対応力研修修了者（医師会による）	（単位：人）		
区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度
回数	13	11	17
受講者数	295	425	916
■啓発	○1市4町と県が連携し、睡眠キャンペーンに取り組んでいる		
課題	対 策		
○うつ病の理解の促進	○うつ病の理解促進のための普及啓発 ・自殺予防週間（9月10日～9月16日）等における「睡眠キャンペーン」を中心とした普及啓発		
○うつ病の早期発見体制の整備	○相談窓口の周知 ・市町村等による相談窓口担当者連絡会の開催や関係機関の連携 ○人材育成 ・市町村医師会によるかかりつけ医うつ病対応能力研修の実施 ○中部医師会によるかかりつけ医うつ病対応能力研修の実施、参加者拡大		
○かかりつけ医と専門医療機関との連携	○高齢者及び患者への自死対策への啓発（メンタルヘルスの出前講座、学園祭活用） ・睡眠障害やうつに関する啓発		
○高齢者及び患者への自死対策	○高齢者を対象とした地区別健康教育実施 ・高齢者を対象とした地区別健康教育実施		

(5) 認知症対策

1 実状

概況	○平成29年の延じて高齢化に伴い認知症高齢者は増加傾向 ○認知症専門医療センター（吉田院）を中心に人材育成や関係機関の連携を図っている			
■認知症者の現状				
○平均寿命の伸びと高齢化に伴い認知症高齢者は増加傾向	【中部圏域の認知症者の推計数】（厚生省社会調査より中部福祉保健局が算出）（単位：人）			
区 分	H21 年	H22 年	H23 年	
受講者数	3,027 人	3,111	3,370	
○要介護認定者に占める認知症高齢者の割合（全県）【厚長寿社会課調べ】（単位：%）				
年 度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	
割 合	47	56	61.1	
■医療提供体制				
○認知症疾患センター：倉吉病院	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医や介護職員を対象とした研修や連携会を開催し、医療・介護連携を促進 ・かかりつけ医を訪問しセンターの機能や役割を説明。認知症に関する専門的判断や鑑別診断を実施するなど医療連携を促進 ・認知症疾患センターと病院・診療所が連携して治療を行うための認知症連携バスを24年度に整備、27年度には手帳型バス「中部へつながり手帳」を作成し28年度から運用開始、医療と介護の連携を推進 ・中部医師会と連携して研修会を開催し、医療連携、医療介護連携を推進 			
○認知症サポート医数：中部圏域 15 人（H28 年度末）	○普及啓発			
○各市町では認知症を地域で見守るための普及啓発や人材育成のための事業を実施				
・認知症の人と家族へのサポート体制をつくるための認知症サポートセンター養成講座を開催				
・キャラバンメイド及びひやかねると支援体制の充実を図っている				
【認知症サポート数等（H29 年 3 月末現在）】				
区 分	県	市・市長成育壁	市・市長成育壁	市・市長成育壁
中 部	691	17,719	209	1,9
鳥取県	2,715	77,409	1,377	2,2
○早期発見・早期治療				
・認知症に対する理解促進と早期発見のため各市町で特定健診、健康教育等でタッチハネル認知症治療評価法（タッチ・ペネル）を活用				
・認知症地域支援推進推進員は倉吉市、湯梨浜町、北栄町、初期集中支援チームは湯梨浜町、北栄町では設置済み、平成30年度には全市町設置予定				
・認知症等の早期発見・対策を促進するとともに、高齢者等の交通事故防止を推進するため、運転免許センターに認知症等専門相談員が配置されている				
・某看護会では東京看護専門認知症の早期発見等、認知症対応スキル向上における研修会の実施や認知症				

（6）精神がい者の地域移行の推進

○患者支援

- ・中部圏域金沢市町に家族会が設立されている
- ・中部圏域内6か所で認知症カフェが運営されている（倉吉市、三朝町、琴浦町、北栄町）
- ・徘徊実験訓練の実施等、地域での見守り体制の整備に努めている（倉吉市、湯梨浜町、琴浦町）
- ・若年認知症（65歳未満）で発症する認知症について、鳥取県若年性認知症サポートセンターとの連携、【にっこりの会】（津年認知症の人と家族のつどい）の開催等、支援体制の充実を図っている
- *認知症カフェ：市町村又は市町村が担当と認める者が構成することにより、認知症の人とその家族、地元住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、家族の介護負担の軽減を図る集いの場

○現状

■地域移行の現状

- ・平成18年までは地域移行事業を開始しているが、地域や家族の理解を得られにくく、病院から地域へ帰る人が少なかった
- ・工具（中間福祉支援）として市町村の医療機関と連携を図ながら、精神科病院長期入院患者の医療品質に向けた体制整備に取り組んでいる

○課題と対策

課題	対策
○認知症に対する理解の促進	○認知症の理解促進と早期発見
○早期発見のための体制整備	・認知症サポーターセミナーの開催
○若年認知症者への支援	・タッチパネル式認知症治療評価法（タッチハネル）の活用
○発症から入院、在宅に彷彿するまでの医療介護体制の充実	○認知症（若年認知症を含む）相談窓口の周知
○家族会への支援	・初期段階における相談窓口としてのかかわりつけ医や地域包括支援センターの周知
○地域での見守り体制の充実	・精神科診療や専門医療を提供できる「認知症疾患医療センター」の周知
○認知症の診療や薬剤の処方による人材の育成	○認知症の診療や薬剤の処方による人材の育成
○かかりつけ医研究修	・かかりつけ医研究修
○医療と介護の連携促進	・認知症サポート医療成研修
○認知症の地域連携・「中部つながり手帳」の整備・運用促進	○認知症の地域連携・「中部つながり手帳」の整備・運用促進
○急性期病院と認知症疾患医療センターとの連携強化	・急性期病院と認知症疾患医療センターとの連携強化
○かかりつけ医と介護支援専門員等との情報の共有	・かかりつけ医と介護支援専門員等との情報の共有
○家族会の自主運営に向けた支援	○認知症定義に基づいた支援
○地域での徘徊模擬訓練の実施	・地域での徘徊模擬訓練の実施

○現状

■地域移行の現状

- ・県全体では1年以上の長期入院患者は全体の6割を占める
- 【精神科病院に入院している患者数（県単）】

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
在院患者数	1,718	1,651	1,648	1,614	1,565
うち1年以上在院している患者の割合	64.7	64.3	63.8	57.0	62.4
- 中部圏域では県全体の状況に比べて1年以上の長期入院患者の割合が低い、【精神科病院に入院している患者数（中部圏域）】

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
在院患者数	255	240	264	252	246
うち1年以上在院している患者の割合	61.9	56.2	50.3	50.0	53.2
- 平成24年度以降、個別支援が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに位置づけられ、市町の事業となつた（事業利用者5人、うち既往した者2人）
- 患者家族や地域の理解が得られにくく、

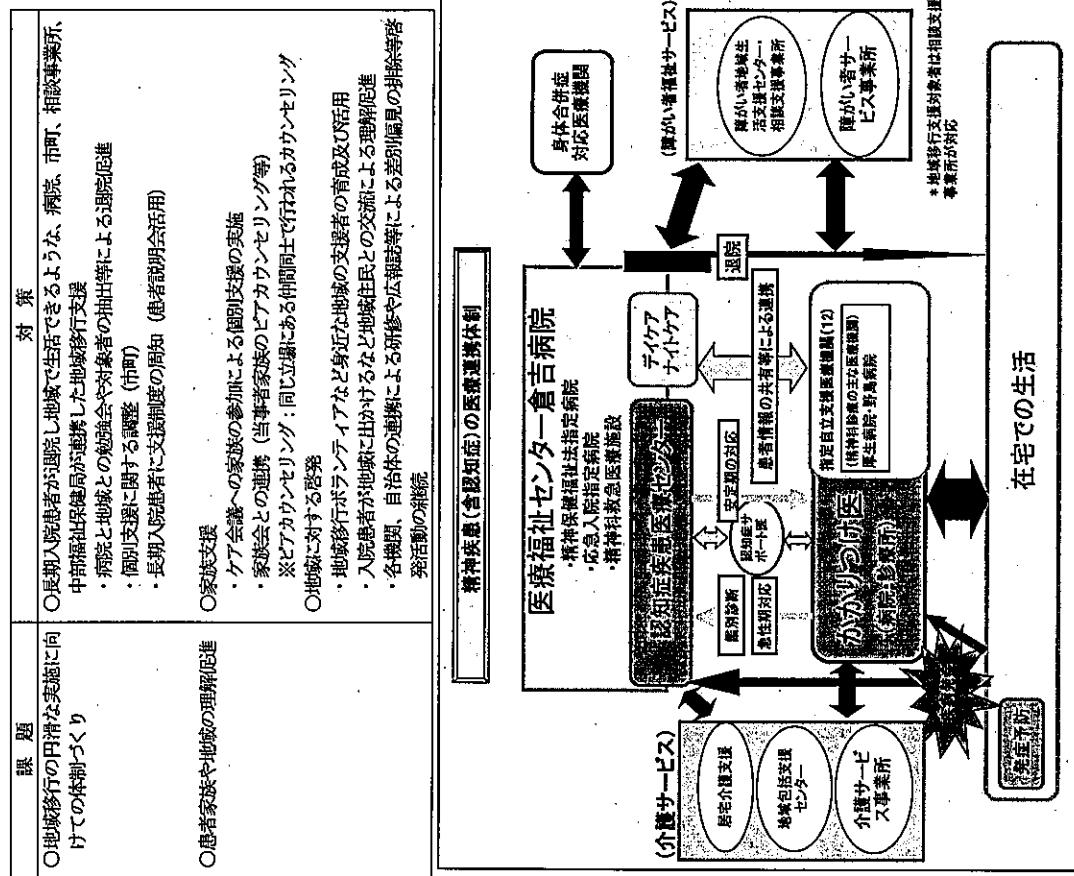
■地域移行を支援する体制

- <市町>
 - 障害福祉サービス（徘徊移行支援・地域定着支援）は市町村が実施主体となり、具体的な相談・サービス提供は市町の指定を受けた専門性の高い一般相談支援事業者（2事業所）が実施
 - 定期懇親会議の実施（倉吉病院が主催、市町及び中部福山保健局が参加 毎月開催）
 - 個別支援に向けた地域移行ボランティアと入院患者との交流事業を実施（倉吉病院主催 毎月開催）
 - <肩>
 - 地域移行支援を推進する関係機関会議を開催（1回/年）
 - 巡回足進に向けた倉吉病院、市町、中部福山保健局の実務者による勉強会の実施（2回/年）
 - 長期入院患者及び病院スタッフに地域移行支援制度の利用について説明会を実施（患者：1回/年、病院スタッフ：4回/年 実施）
 - 地域移行ボランティアに対して連絡会及び研修会を実施（1回/年）※地域移行ボランティア：14人（平成29年度時点）

2 課題と対策

(7) アルコール健康障害対策

概況																											
	平成26年6月にアルコール健康障害者に対する本法が施行され、アルコール健康障害者は認定の調査による。全国に鳥取アルコール健康障害者養成計画(平成28年4月に鳥取アルコール健康障害者養成計画)を策定し、行政機関、教育機関、医療機関、看護事業者、福利厚生機関等と連携を図り、アルコール健康障害者養成計画について取り組みを行っている。																										
現状																											
	平成28年度から鳥取市が全県を对象としたアルコール健康障害支援拠点整備と連携として、相談支援センターを配置して運営している。																										
○本県の多量飲酒者(定義:男女とも1日当たり純アルコールで約6.0g以上飲酒する者。日本酒であれば3合)は成人男女とも増加、高校生男女でも減少(単位: %)																											
項目																											
多量飲酒者	成人 男性 女性																										
未成年飲酒者	中学2年生 女子 男子 高校2年生 女子 男子																										
	平成13年 2.9 0.4 14.9 10.2 26.7 20.6																										
	平成24年 4.3 0.7 13.1 11.6 27.8 26.8																										
	平成28年 4.8 1.2 17.4 21.6 21.6																										
出典: 多量飲酒者、未成年飲酒者 未成年飲酒者: 鳥取県教育委員会調べ(平成13年)、鳥取県の中高生の喫煙、飲酒行動 及び生活習慣に関する実態調査(平成24年)、未成年飲酒少年育成実態調査(平成28年)																											
○本県で入院や通院(自立支援医療を利用)により治療を行っている患者は平成27年度で600人(入院54人、通院546人)																											
<table border="1"> <caption>本県におけるアルコール依存症者の状況</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>入院</th> <th>通院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20年</td> <td>54人</td> <td>546人</td> </tr> <tr> <td>H21年</td> <td>60人</td> <td>550人</td> </tr> <tr> <td>H22年</td> <td>65人</td> <td>555人</td> </tr> <tr> <td>H23年</td> <td>70人</td> <td>560人</td> </tr> <tr> <td>H24年</td> <td>75人</td> <td>565人</td> </tr> <tr> <td>H25年</td> <td>80人</td> <td>570人</td> </tr> <tr> <td>H26年</td> <td>85人</td> <td>575人</td> </tr> <tr> <td>H27年</td> <td>90人</td> <td>580人</td> </tr> </tbody> </table>	年次	入院	通院	H20年	54人	546人	H21年	60人	550人	H22年	65人	555人	H23年	70人	560人	H24年	75人	565人	H25年	80人	570人	H26年	85人	575人	H27年	90人	580人
年次	入院	通院																									
H20年	54人	546人																									
H21年	60人	550人																									
H22年	65人	555人																									
H23年	70人	560人																									
H24年	75人	565人																									
H25年	80人	570人																									
H26年	85人	575人																									
H27年	90人	580人																									
出典: 入院患者数・精神保健福祉課別調査(集計日: 平成6月30日) 通院患者数・自立支援医療(精神科医療)として、医療費自己負担額の公的支障を受けている受給者のうち、「アルコール依存」、「アルコール精神病」等アルコールに因る障害とする障名が診断されている者の人数(集計日: 平成3月31日)																											
合計基準によるアルコール依存症 (ICD-10)																											
全国	基準基準																										
2012年(平成24年)人口における割合																											
男性	14万人																										
女性	109万人																										
合計	123万人																										
合計	0.49万人																										



出典：全国数据（厚生省研究班調べ）平成25年の概要結果を平成24年10月の日本人口で年齢構成した道と特徴
○食言院におけるアルコール依存症者の対策：約2ヶ月の入院による治療プログラム
■普及啓発 職場メンタルヘルス出前講座や睡眠キャンベン（中部福祉保健局と市町共催）等の自死対策事業等、他事業の普及啓発の機会と併せてハザル展示等実施
■相談 個別相談を行うとともに、早期ご相談につながるよう研修会等で相談窓口を開く
○アルコール依存症相談室（単位：人）

第2章 病別・課題別医療提供体制の構築

第1節 疾病又は事業別対策（5疾患6事業）

■6. 小児医療

- 食言院におけるアルコール依存症者の対策：約2ヶ月の入院による治療プログラム
 - 普及啓発
職場メンタルヘルス出前講座や睡眠キャンベン（中部福祉保健局と市町共催）等の自死対策事業等、他事業の普及啓発の機会と併せてハザル展示等実施
 - 相談
個別相談を行うとともに、早期ご相談につながるよう研修会等で相談窓口を開く
 - アルコール依存症相談室（単位：人）
- | 区分 | H24年度 | | | | H25年度 | | | | H26年度 | | | | H27年度 | | | | H28年度 | | | |
|---------|-------|----|----|-----|-------|----|----|-----|-------|-----|----|----|-------|----|----|----|-------|--|--|--|
| | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | 実数 | 延数 | | | | |
| 県 | 38 | 83 | 59 | 112 | 42 | 63 | 48 | 102 | 46 | 154 | | | | | | | | | | |
| 中部福祉保健局 | 4 | 6 | 5 | 7 | 3 | 4 | 5 | 5 | 3 | 6 | | | | | | | | | | |
- ※県（東部福祉保健事務所、中・西部総合事務所福島保健局、精神保健福祉センター）には市町の相談件数は含まれます

■関係機関との連携

○中部アルコール等他幹障害ネットワーク会議（H28年度から開催）

主な構成メンバー：医療機関、市町、警察、消防会等

○アルコール健康障害支援拠点機関（渡辺病院（鳥取市））に研修会の講師依頼、各種相談

■人材育成

○アルコール・薬物等依存症問題対策関係者研修会（H22年度から開催）

対象者：市町・相談支援事業所・地域活性化支援センター・訪問看護ステーション・病院・中部医師会

■断酒活動

○アルコール依存症の方やその家族を中心とした断酒会で毎月定例会を開け、意見交換や勉強会等を実施

2 課題と対策

課 題	対 策
○アルコール健康障害についての理解を促進	○普及啓発、相談窓口の周知
○アルコール健康障害の早期発見・早期支援	○関係機関との連携 「中部アーチカル等健康障害対策ネットワーク会議」 市町懇親づくり部門の取り組み強化（健診、訪問、面談等） ○人材育成 アルコール・薬物等依存症問題対策関係者研修会 (アルコール健康障害支援拠点機関と連携しながら実施)
○かかりつけ医と専門医との連携	○アルコール健康障害支援拠点機関（渡辺病院（鳥取市））による医師会への研修実施

（1）小児の状態に応じた医療の提供

1 現状

概 况

概況

○県立厚生病院小児科が、初期医療から専門医療、救急外来、入院まで全てを担っている。 小児科の診療外にもおられるお母さん多く、小児科1人かかる負担が大きくぶつかる。
--

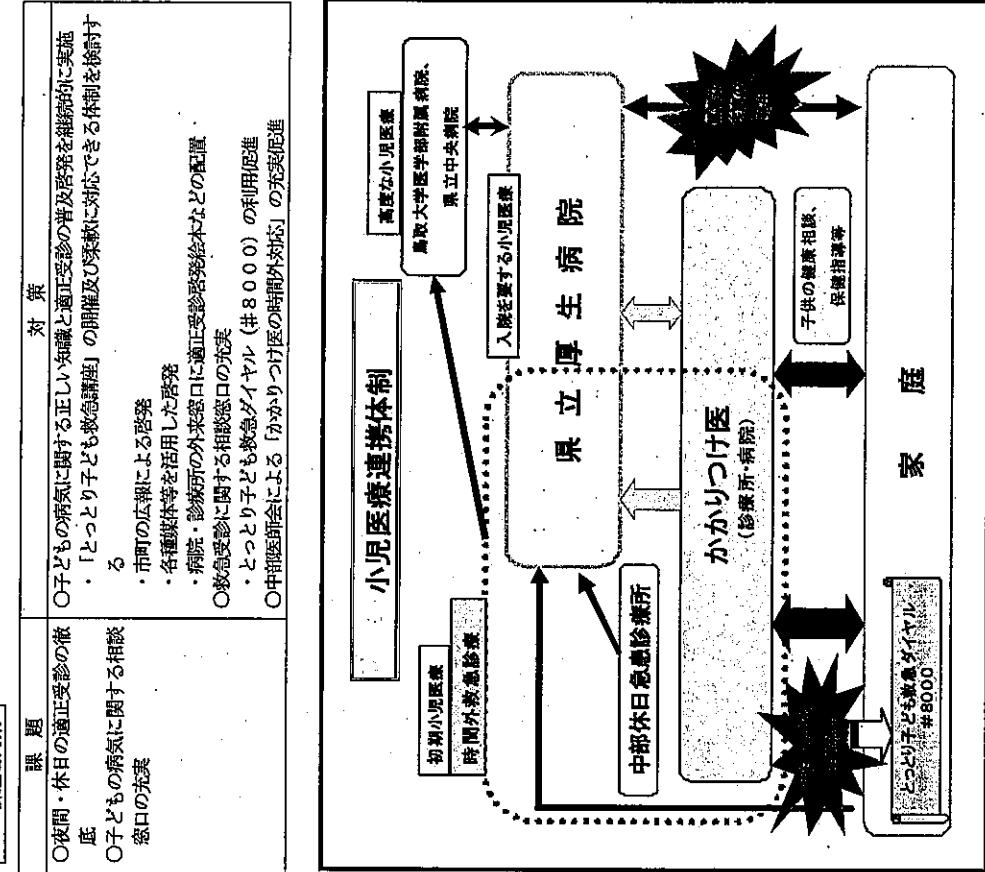
2 課題と対策

課 題	対 策
○小児科医（健診医を含む）の確保 ○小児科医と他の診療所との連携	○県学金等による小児科医の確保（健診医については、県計画にて記載） ○必要なはじめて救急診療、一般診療、乳幼児健診、予防接種、検査等の業務について、中部医師会（外科医、小児科医）、市町等関係機関による意見交換の実施

(2) 週休日・夜間等における小児救急医療体制

1 現状

2 課題と対策



概況		小児救急医療体制				小児救急医療体制							
・県立厚生病院と診療所が当番制で日曜・祝日の小児救急患者に対応している ・軽症でも救急外来を受診する者が多く、医師に負担がかかる					（※1）日曜日・祝日は小児救急診療事業として、10時00分～13時15分の時間帯は、中部医師会が運営する診療所が毎年回ってくるため、診療所小児科医の負担となっている								
県立厚生病院急诊外来 (小儿科を含む全診療科) の経過者割合 H28年度：8.9%					○日曜・祝日の当番は毎年回ってくるため、診療所小児科医の負担となっている								
【参考】とつり子ども救急ダイヤル (#8000) H28年度 鳥取県全体：3,828件 中部：444件 (平日) 午後7時～翌日午前8時 (土、日、祝日等) 午前8時～翌日午前8時					○時限外救急診療								
区分	8:30～10:00	10:00～13:15	13:15～17:00	17:00～22:00	22:00～翌8:30	平日 (月～金)	通常の診療 (平日の受付時間は11時まで)	厚生病院小児科医による救急診療	厚生病院小児科医による救急診療				
土曜日	厚生病院小児科医の呼出体制	厚生病院小児科医による救急診療	厚生病院小児科医による救急診療	厚生病院小児科医による救急診療	厚生病院小児科医による救急診療	日曜日 祝祭日	厚生病院小児科医の呼出体制	厚生病院小児科医による救急診療 (※1)	厚生病院小児科医による救急診療				
(※1) 日曜日・祝日は小児救急診療事業として、10時00分～13時15分の時間帯は、中部医師会が運営する診療所が毎年回ってくるため、診療所小児科医の負担となっている													
○時限外救急診療出診診療所 (H29年4月現在) <小児科診療所> (24時間) あけしまデイ・クリニック、大石医院、高見医院、宮川医院 (午夜帯) 打吹公園クリニック、まつし野儿科、山本内科医院、中本内科医院 ○重症心身障がい児の救急受入れを県立厚生病院が行っている													
■適正受診の啓発 ○市町報等を通じた啓発 ○小児救急ハンドブックの配布 ○とつり子ども救急診療の開催 【とつり子ども救急診療開催状況】[中部医師会保健局調べ] (単位：回、人)													
区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	回数	4	4	2	1			
人數	116	106	39	10	30	人數							

17. 周産期医療

- 安心・安全に妊娠・出産ができる医療提供体制の整備を進めます
- ・新生児が受けられる医療設備を充実します
- ・全市町にて出産で包括支援センター（öttとり版ネウボラ）※を設置し、地域で切れ目のない妊娠・出産・子育て支援体制を進めます
- ※ネウボラ：フィンランドで「アドバイスの場所」を意味する。妊娠から出産、子どもが就学前までの自治体が認めた目次サポートする拠点。

1 現状

概況

中部圏域には産科医療機関は5施設あるが、分娩ができる医療機関は2施設であり、年間約900件の分娩を取り扱っている。また、県立厚生年金院の産婦人科医の不足は常態化している。各市町においては、妊娠から子育て期に亘つるままで支援する体制整備に努めている。各医療施設においては、女性の地域支援センター第一第一、望まない妊娠や更生・不妊など女性の心身の健康に関する相談対応を行っている。

周産期医療提供体制

- 分娩できる医療機関は2施設（県立厚生病院、打ち公園クリニック）

分娩数 [中部圏社会保健局調べ]

県立厚生病院				県立厚生病院			
年	度	H24年度	H25年度	年	度	H26年度	H27年度
患者数		1,830	1,800	患者数		1,844	1,865

○母体、新生児の救急受入れは県立厚生病院が対応しているが、対応困難な場合は周産期母子医療センター（県立中央病院・鳥取大学医学部附属病院）へ搬送

周産期母子医療センターへの搬送件数 [県立厚生病院調べ]

県立厚生病院				県立厚生病院			
年	度	H24年度	H25年度	年	度	H26年度	H27年度
鳥大病院		2	4	鳥大病院		3	5
県立中央病院		0	2	県立中央病院		0	1

○低出生体重児出生状況 [鳥取県人口動態]

県立厚生病院				県立厚生病院			
出生体重	区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H27年	H28年
2,500g未満	県	447	471	463	445		
2,500g未満	中部	76	83	83	62		
1,000g未満	県	11	19	17	10		
1,000g未満	中部	3	1	7	1		

<参考>

医療の状況(程度)	担当機関
重度併症妊娠・胎児・新生児異常等リスクの高い妊娠に対する医療	鳥取大学医学部附属病院
比較的高度な医療	県立中央病院
低・中リスクな医療	県立厚生病院
正常分娩・妊娠検診等	診療所等

○中部圏域に特有不安治療機関がない

○県立厚生病院由産部外来の開設(H21年4月)

【県立厚生病院の助産師外来患者数（延人数）】[県立厚生病院調べ]

年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
患者数	1,830	1,800	1,844	1,865	1,781

○県立厚生病院内助産所の開設(H21年9月)

【県立厚生病院調べ】

年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
分娩数	26	8	9	12	14

○周産期医療情報システムの運用

鳥取大学医学部附属病院（総合周産期母子医療センター）、県立中央病院（地域周産期母子医療センター）、県立厚生病院や分娩を扱う医療機関をネットワークでつなぎ、ハイリスク患者の情報共有などのための周産期医療情報システムを構築し、平成21年度から運用している。

■人員体制

○産婦人科医の不足状況は軽減している

【県立厚生病院人医師数（常勤勤務算）】[県立厚生病院調べ]

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
必要数	4.7	4.0	4.0	5.0	5.0
現員数	3.6	3.4	4.4	5.7	4.7
不足数	1.1	0.6	0.4	0.7	0.3

■切れ目のない妊娠・出産・子育て支援体制

○全市町において、妊娠期から子育て期にわたるまで支援する「子育て世代包括支援センター」（ひとつり版ネウボラ）

○支連・相談

市町は妊娠期を対象ご各事業を実施、検討中

*産前・産後サポート事業：妊娠婦等の妊娠・出産や子育てに関する相談

*産後ケア事業（ショートステイ、ティケア、ヘルパー派遣）：退院後の母子に対する心身ケアや育児サポート

*県立厚生病院、打ち公園クリニックでは母親学級や母乳外来、栄養相談等を実施

*鳥取県助産会では、思春期妊娠婦等に対する相談（電話・来所・訪問）や出前講座を行っており

・安全な妊娠・出産・子育て支援を行っている

・中部圏社会保健局では、「女性の健態支援センター」により、望まない妊娠や既婚・不妊など女性の心身の健康に対する相談対応を行っている

○周産期では、切れ目のない子育て支援体制を図ることを目的に、市町と産婦人科行政との連携体制を構築している

○H23年度から中部圏域で「思春期の性に関する健康問題ワーキング」を立ち上げ、性の問題（人工妊娠中絶・性感染症）について、関係機関と連携・協働して、普及啓発や若者を支援する人材育成により思春期保健の推進を図っている

○県では、在宅の医療的ケアが必要な重症小児障害や脳が医療型ショートステイを利用できる仕組みを整備（医療機関への補助）し、併せてヘルパー等を派遣するなど、障がい児に対する適切な保健・医療サービスの充実を図っている

第2章 実病別・課題別医療提供体制の構築
第1節 疾病又は事業別対策（5疾患6事業）

問題	対策
○産婦人科医、小児科医の確保 ○正常分娩できる医療体制の維持	○医療全般で継続的に産婦人科医、小児科医の確保に努める（連携体制にては、具計画にて取組） ○助産師の確保に努める（詳細については、県計画にて記載）
○中部圏域で特定不妊治療が実施できる体制の整備	○周産期医療情報ネットワークへの参加促進 ○診療所、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院の役割分担と連携の強化
○切れ目のない妊娠・出産・子育て支援体制の推進	○県立厚生病院における特定不妊治療体制の整備促進 ○妊娠・出産等に係る支援体制の確保 ・市町における妊娠・出産包括支援事業の充実 ・医療機関等との連携強化（連絡票の活用、連絡会の開催等） ・女性の健痷新生児支援センターへの相談窓口の充実 ・「患者病の生」による健診計画ワーキンググループによる医療連携の推進 ・在宅で就業・育育を行っている障がい児や家族に対する適切な保健・医療サービスの充実

第2章 実病別・課題別医療提供体制の構築

第1節 疾病又は事業別対策（5疾患6事業）

(1) 救急医療体制(ドクターヘリの活用を中心とする)

1 現状

■現状

救急搬送者数1年々伸びているが、同日の搬送先医療機関受入れ割合で88.2%が受け入れ可能な施設管理者のうち36.7%が県外である。
中堅医療圏には救命救急センターがないが、公立・私立主導の救命救急センターにて運営されている。

■一次救急(疑定患者)(帰宅可能患者)に対する救急医療

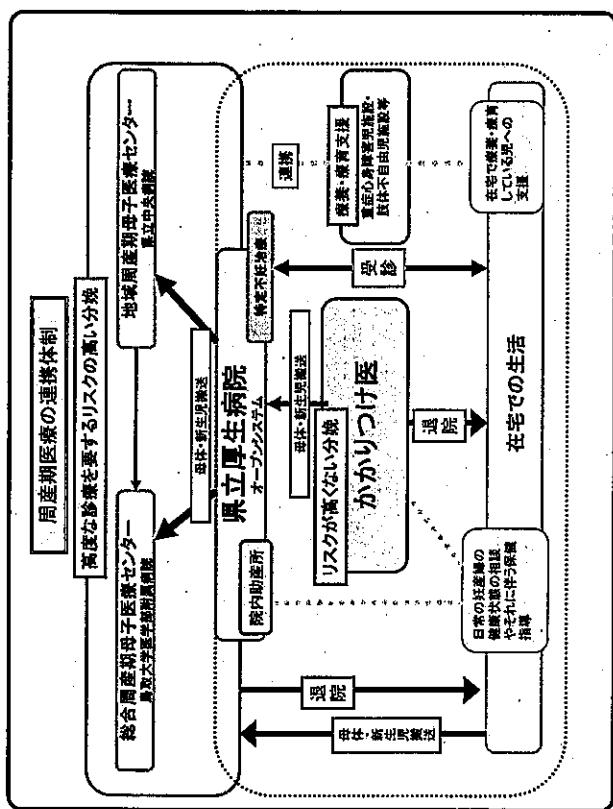
○中部地区日急診療所 ・開設時間等：日曜・祝祭日・年末年始 午前9時～午後9時 ・中部地区日急診療所の利用者数[中部医師会調べ]			
年度	H24	H25	H26
利用者数	1,634	1,513	1,723
			1,638
			1,564

○小児救急医療体制

区分	8:30～10:00	10:00～13:15	13:15～17:00	17:00～22:00	22:00～翌 6:30
平日 (月～金)	通常の診療 平日の受付時間は11時まで。なお、11時以降に受付された方は原則14時以降の診療				
土曜日	厚生病院小児科医の呼出体制				
日曜日	厚生病院小児科医による救急診療				
祝祭日	厚生病院小児科医による救急診療 (※1)				

(注1) 日曜日・祝祭日は小児日急診療事業として、10時00分～13時15分の時間帯は、中部医師会の診療所小児科医（6名）が当番制で診療

- 通正受診の啓発
 - ・市町報による啓発
 - ・小児救急ハンドブックの配布
- 電話相談の実施
 - ・どつとり子ども救急ダイヤル（#8000）
 - 【参考】どつとり子ども救急ダイヤル（#8000）受付時間
 - （平日） 午後7時～翌日午前8時
 - （土、日） 祝日等 午前8時～翌日午前8時



・鳥取県版の住民の救急相談に応じる電話窓口（救急安心センター事業（#7119））の設置は未定だが、全国版救急受診アリ（愛称「Q助」）がある

■二次救急（中等症患者（一般病棟入院患者）に対する救急医療）

- 救急告白看板（3病院）
(県立厚生病院、清水病院、野島病院)
- 輪番病院（8病院）
(県立厚生病院、垣田病院、北原病院、清水病院、信生病院、野島病院、藤井救急会病院、三朝温泉病院)

○中部圏救急車出動件数
H28年 4,869件（過去最高）
・搬送患者の6割以上が65歳以上

○中部圏救急患者搬送の状況【中部消防局調べ】

年度	(単位：人、%)			
	H24	H25	H26	H27
搬送人数	4,486	4,446	4,324	4,360
うち搬送患者	1,811	1,574	1,711	1,562
割合	40.4	35.4	39.6	35.8
				36.7

（重症患者とは、医師の診断に基づき傷病の程度が入院を要しない患者）

- 平成28年中部消防局から搬送先医療機関への受け入れ照会状況（全対応病院）
 - ・1回目の照会で88.2%の受け入れ
 - ・2回目の照会で97.1%の受け入れ

○中部圏救命士総数 51人 (H29.4.1現在) (単位：人、%)

	認定者数	未認定者数	認定率
気管挿管	42	9	82.4
アドレナリン	48	3	94.1
ピデオ嗜頭鏡	0	51	0.0
ブドウ糖投与	46	5	90.2
ショック輸液	46	5	90.2
指導救命士	4	47	7.8

○多言語通訳システムを使用した訓練の実施：H28年度 9回（中部消防局）

○倉吉市国際交流員と通訳訓練を実施 (H28年度) (中部消防局)

■三次救急（重症患者（集中治療室入院患者）に対する救急医療）

- 県立厚生病院が救命救急センターに準ずる機能を果たしてきている。重症熱傷等の対応困難なものについては、東部・西部圏域に搬送

○ドクターへりの運用

- ・搬送搬送にかかる時間は県平均並みですが、大山山麓に時間がかかる地域があります
- ・ドクターへりを活用することで、搬送搬送にかかる時間を短縮することができます

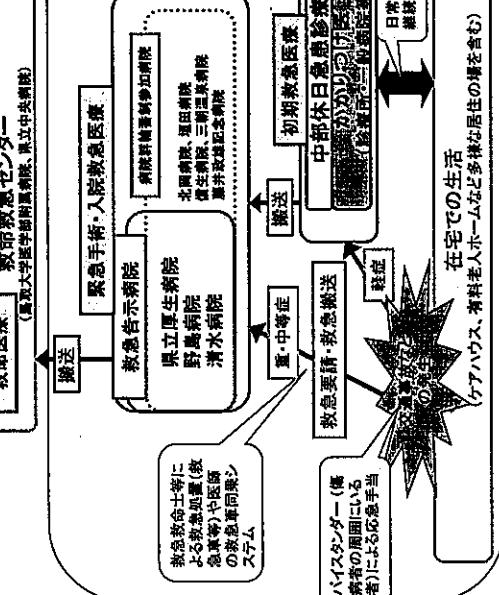
(2) 精神科救急の体制整備(「5精神科医対策(3)精神科教員」を再掲)

(3) 応急手当の普及・推進

1 現状		2 課題と対策																																																																																																																																																																													
概況		課題																																																																																																																																																																													
<p>○中部圏域精神科医療体制強化事業に上り、県が倉吉病院に委託)、夜間・休日の相談体制も確保を実施している。</p> <p>■精神科救急受診状況</p> <p>○中部圏域の救急受診件数は減少傾向</p> <p>【中部圏域の救急受診件数】〔鳥取県精神科救急医療体制整備事業実績報告〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">H24年度</th> <th colspan="3">H25年度</th> <th colspan="3">H26年度</th> <th colspan="3">H27年度</th> <th colspan="3">H28年度</th> </tr> <tr> <th>受診件数</th> <th>414</th> <th>385</th> <th>365</th> <th>367</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院件数</td> <td>123</td> <td>102</td> <td>94</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table> <p>○精神科救急の措置入院件数は横ばい、医療保護入院件数は増加傾向</p> <p>【中部圏域の措置入院・医療保護入院件数】〔精神保健及精神障害者福祉法に関する法律第29条、第29条の2・第53条による届け出】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">H24年度</th> <th colspan="3">H25年度</th> <th colspan="3">H26年度</th> <th colspan="3">H27年度</th> <th colspan="3">H28年度</th> </tr> <tr> <th>措置入院</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>3</th> <th>5</th> <th>3</th> <th>5</th> <th>5</th> <th>3</th> <th>5</th> <th>3</th> <th>5</th> <th>5</th> <th>3</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急措置入院</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療保護入院</td> <td>197</td> <td>242</td> <td>294</td> <td>319</td> </tr> </tbody> </table> <p>■精神科教員の体制</p> <p>○精神科救急医療機関：1箇所（倉吉病院）</p> <p>○精神保健指定医が、常勤で勤務する病院は2箇所（倉吉病院、野島病院）、非常勤で勤務する病院は1箇所（JR立厚生病院）</p> <p>■電話相談の状況</p> <p>○相談件数は増加傾向</p> <p>【倉吉病院電話相談件数】〔鳥取県精神科救急医療体制整備事業実績報告〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">H24年度</th> <th colspan="3">H25年度</th> <th colspan="3">H26年度</th> <th colspan="3">H27年度</th> <th colspan="3">H28年度</th> </tr> <tr> <th>相談件数</th> <th>801</th> <th>556</th> <th>620</th> <th>1,076</th> <th>1,076</th> <th>1,076</th> <th>1,087</th> <th>1,087</th> <th>1,087</th> <th>1,087</th> <th>1,087</th> <th>1,087</th> <th>1,087</th> <th>1,087</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者 本人</td> <td>615</td> <td>398</td> <td>465</td> <td>789</td> <td>789</td> <td>789</td> <td>779</td> <td>779</td> <td>779</td> <td>779</td> <td>779</td> <td>779</td> <td>779</td> <td>779</td> <td>779</td> </tr> <tr> <td>内訳 家族・その他</td> <td>186</td> <td>158</td> <td>155</td> <td>286</td> <td>286</td> <td>286</td> <td>308</td> <td>308</td> <td>308</td> <td>308</td> <td>308</td> <td>308</td> <td>308</td> <td>308</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table>	区分			H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度			受診件数	414	385	365	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367	入院件数	123	102	94	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	区分	H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度			措置入院	5	6	3	5	3	5	5	3	5	3	5	5	3	5	緊急措置入院	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	医療保護入院	197	242	294	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	区分	H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度			相談件数	801	556	620	1,076	1,076	1,076	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	相談者 本人	615	398	465	789	789	789	779	779	779	779	779	779	779	779	779	内訳 家族・その他	186	158	155	286	286	286	308	308	308	308	308	308	308	308	308	<p>○AEDの設置が進んできた【中部福祉保健局調べ】 初期段階で重要な応急手当を普及する応急手当が増加</p> <p>■AEDの設置状況</p> <p>○公共施設等へのAEDの設置が進んできた【中部福祉保健局調べ】 中部市町施設等での設置箇所:H29: 30箇所 → H28: 148箇所 → H27: 225箇所</p> <p>■応急手当普及員養成の状況</p> <p>○県民を対象とした応急手当講習会を開催。応急手当普及員が増えている 【応急手当普及員養成の状況】 〔参考〕 応急手当普及員養成の状況 〔参考〕 応急手当普及員、指導員資格獲得のための必要講習時間 ・応急手当普及員： 24時間 ・応急手当指導員： 応急手当普及員資格プラス16時間</p> <p>○各種講習会開催回数及び受講者数の推移【中部消防局調べ】 〔参考〕 年 度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 応急手当普及員養成講習 開催回数 0 1 1 0 0 1 1 1 " 受講者数 0 5 5 0 0 2 1 2 応急手当指導員養成講習 開催回数 5 0 0 2 1 1 " 受講者数 27 0 13 3 9</p> <p>○各種講習会開催回数及び受講者数の推移【中部消防局調べ】 〔参考〕 年 度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 応急講習 開催回数 188 181 181 208 210 211 211 " 受講者数 4,875 4,718 5,654 5,932 5,217 普通救命講習 開催回数 90 106 85 95 78 " 受講者数 1,087 1,439 971 1,129 1,229</p>
区分		H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度																																																																																																																																																																	
	受診件数	414	385	365	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367	367																																																																																																																																																																
入院件数	123	102	94	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105																																																																																																																																																																	
区分	H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度																																																																																																																																																																		
	措置入院	5	6	3	5	3	5	5	3	5	3	5	5	3	5																																																																																																																																																																
緊急措置入院	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2																																																																																																																																																																
医療保護入院	197	242	294	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319																																																																																																																																																																
区分	H24年度			H25年度			H26年度			H27年度			H28年度																																																																																																																																																																		
	相談件数	801	556	620	1,076	1,076	1,076	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087																																																																																																																																																																
相談者 本人	615	398	465	789	789	789	779	779	779	779	779	779	779	779	779																																																																																																																																																																
内訳 家族・その他	186	158	155	286	286	286	308	308	308	308	308	308	308	308	308																																																																																																																																																																

第2章 疾病別・課題別医療連携体制の構築
第1節 災害又は事業別対策（5.疾病6.事業）

【9】緊急医療



(1) 災害時の医療救援体制整備

1 現状

概況

- 各種活動指針「マニフェスト」整備され、平成28年の鳥取県中部地震ではマニフェスト等を活用し、対応力がより高められたと検証し、今後も改正していく。終了時には、より適切な対応が必要。
- H18年7月に県立厚生病院が災害医療指定病院に指定された。
- H28年1月に災害医療指定マニフェスト（中部版）暫定版を作成された。
- H28年4月に鳥取県災害時における巡回医療の活動指針が作成された。
- H28年3月に鳥取県災害時公衆衛生活動マニフェストが作成された。

■主な取組

- 災害地点指定医療機関：県立厚生病院
- 鳥取DMAT（災害派遣医療チーム）：県立厚生病院3チーム
- 災害医療コーディネーターの配置（金剛及び各圏域）(H24年12月～)

○巡回医療機関について

- ・透析医療機関の自家発電装置設置状況 (H29年3月末現在) [中部圏外は保険局課へ]

医療機関名	設置状況
県立厚生病院	設置済
野島病院	設置済
谷口病院	設置済
谷口病院東白サテライト	設置済
山本内科医院	設置済
大山クリニック	未設置
西本医院	未設置

- ・透析医療機関・関係機関のマーリングリスト作成 (H29年6月～)
- ・全国に合わせて、中国ブロック透析医会災害時情報ネットワーク情報伝達訓練の実施 (毎年9月)

- 鳥取県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの運用
- EMI S (厚生労働省防災災害医療情報システム) の活用及び訓練の実施 (H23年4月～)
- SCU (応城搬送拠点臨時医療施設) 敷設訓練の実施 (H28年1月)
- H28年10月の鳥取県中部地震では、避難所の衛生管理等の支援活動を実施
- ・医療救援支部の設置
- ・災害医療コーディネーター会議の開催
- ・保健師等による市町の避難所支援活動
- ・さまざまな支援チームの活動調整・支援

(2) 災害時要避難者対策

2 課題と対策

1 現状

課題	対策
○災害発生時（地震や津波、トンネル事故等大・中・小各規模）の医療機関等（災害拠点病院、DMA T、JMAT、他地域からの応援医療チーム、医師会、透析医療機関等）の連携協力体制の構築	<p>○災害時医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各医療機関のBCP（業務継続計画）の作成・改定 ・地域災害医療コードイニシアターによる医療調整 ・災害発生時の医療機関等の連絡体制の構築 ・大規模災害時の医療機関等との連携強化 ・鳥取県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリを活用した緊急搬送体制の構築 ・災害拠点病院（県立厚生病院）が機能停止した場合の各医療機関の役割分担、協力体制の整備 ・各医療機関の災害対策（特に自家発電） ・災害時の医療設備マニュアルの改定 <p>○高速道路整備等による災害時物流送経路の確保</p> <p>※NIBCR兵器による被害について、鳥取県国民保険計画及び鳥取県NBCR災害対処指針に基づいて対応</p> <p>○災害時に備えた訓練の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EMT Sの中部圏域で各病院の訓練とともに、EMT S入力担当者の決定 ・SCU設営訓練の継続実施 ○避難所支援に係る関係機関等の連絡体制の構築

概況	対策	備考																																				
	<p>平成28年10月の鳥取県中部地震の避難等と合わせて住民、行政の方々を検証したこと、災害時要避難者対応方針を策定している。</p> <p>■主な取組</p> <p>○平成28年鳥取県中部地震発生後の福井市避難所の開設状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市2箇所（津田町、北栄町1箇所） ・湯梨浜町・三船町・琴浦町は一般避難所の別室を確保し、障がい者や在宅医療療法使用者のケアを実施 <p>○災災時人工呼吸器専用在宅難病患者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時、中部福祉保健局より患者・家庭又は担当介護支援専門員に安否確認及び在宅人工呼吸器装置の有無を確認 ・担当介護支援専門員が作成した個別計画をもとに開設機関と連絡調整しあわせ <p>○透析医療機関等の医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時ににおける透析医療の活動指針策定（H27年4月、鳥取県福祉保健部） ・県及び各医療法人地域災害医療コ-ディネーター（透析医療）各1名配置 ・中部圏域災害時透析医療機関・関係機関会議を開催（年1回程度、災害による通院困難、断水を含む透析医療体制について検討） ・H29年6月、透析医療機関（者）の連絡先一覧及びメーリングリストを作成 ・透析医療機関は中国ブロック災害情報ネットワークシステムを活用 ・全国に合わせて、中国ブロック透析医療会災害時情報ネットワーク情報を実施（毎年9月） <p>○支え愛マップづくりの推進</p> <p>住民組織等が主体となって、支え愛マップの作成を通じ、支援を必要とする方にに対する平常時の見守り体制や災害時の避難支援の仕組みづくりなどをすることにより、支援を必要とする方が身近な地域で安心安全に暮らすための取組を進めている。（支え愛マップのカバー率：県16.9%、中部圏域19.1%）</p> <p>平成29年度はモデル地区を指定し支え愛マップづくりの促進を図ることとしている（災害時ににおける要支援者対策事業）</p> <p>*支え愛マップ：平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報及び避難路及び避難登録を盛り込んだ地図</p> <p>支え愛マップ作成延べ地区数等 (支え愛マップは平成29年3月31日、自主防災組織は平成28年4月1日現在)</p> <p>(単位:地区・組織、%)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>倉吉市</th> <th>三船町</th> <th>琴浦町</th> <th>北栄町</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支え愛マップ作成延べ地区数</td> <td>55</td> <td>0</td> <td>30</td> <td>14</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>支え愛マップカバー率</td> <td>25.0</td> <td>0.0</td> <td>39.5</td> <td>9.1</td> <td>17.5</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織数</td> <td>166</td> <td>62</td> <td>61</td> <td>149</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織率</td> <td>81.0</td> <td>86.4</td> <td>97.1</td> <td>98.9</td> <td>94.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>82.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三船町は、民生委員協議会で独自マップを作成（カバー率100%）</p>	市町	倉吉市	三船町	琴浦町	北栄町	県	支え愛マップ作成延べ地区数	55	0	30	14	454	支え愛マップカバー率	25.0	0.0	39.5	9.1	17.5	自主防災組織数	166	62	61	149	57	自主防災組織率	81.0	86.4	97.1	98.9	94.7						82.0
市町	倉吉市	三船町	琴浦町	北栄町	県																																	
支え愛マップ作成延べ地区数	55	0	30	14	454																																	
支え愛マップカバー率	25.0	0.0	39.5	9.1	17.5																																	
自主防災組織数	166	62	61	149	57																																	
自主防災組織率	81.0	86.4	97.1	98.9	94.7																																	
					82.0																																	

*災害時要支援者：災害から自ら守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一定の行動をとるのに支援を要する者を言
い、高齢者、障がい者、外国人、乳児兒、妊娠等。
対応者：高齢者、障がい者、乳児兒が要支援において何に配慮を要する者
避行行動要支援者：災害時避難することが困難で、迅速な避難誘導を図るために特に支援を要する者

(3) 原子力災害における被ばく医療体制整備

1 現状

原子力災害時に備え、被ばく医療提供体制の整備や訓練を進める											
■ 課題	<p>■ 主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県院の原子力災害被ばく医療訓練の統続 ○人形胸環境技術センターの放射線被ばく医療訓練の能続 ○被ばく医療機関の指定 (124年4月) 初期被ばく医療機関 3箇所(県立厚生病院、清水病院、野島病院) ○ホールボディカウンター車(体表面及び体内被ばく検査をする特殊車両)が中部圏域に配備されている(危機管理局所管) 										
■ 対策	<p>■ 2 課題と対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課題</th><th>対策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○避難行動要支援者の避難支援体制づくりの推進</td><td> <p>・要支援者の把握に努め、地域住民主体の支え愛マップづくりの推進</p> <p>・支え愛マップづくりの取組みをとおして非助の仕組みづくりの推進</p> <p>・支え愛マップを活用した要支援者に関する情報共有や防災訓練の実施</p> </td></tr> <tr> <td>○福祉避難所の活用</td><td> <p>・福祉避難所の周知と活用(要記憶者の説教)</p> <p>・福祉避難所の専門的支援ができる専門職の確保</p> <p>・福祉避難所の設備の充実</p> <p>・障がいへの種別ごとにじた配慮・ケアの実施</p> <p>・マニュアルの整備</p> </td></tr> <tr> <td>○災害時の透析医療体制の確保</td><td> <p>・医療機関は人工透析患者へ医療の提供、関係機関との連絡調整を実施</p> <p>・県は地盤調査を行い、医療機関における医療供給体制の確保を支援</p> <p>・市町は受難困難な患者等の把握に努め、必要な機関に連絡</p> <p>○人工呼吸等医療機器使用在宅患者の連絡先等台帳整備及び定期災害時対策マニュアルの作成等、災害時支援体制の整備</p> </td></tr> <tr> <td>○被ばく医療提供体制の整備</td><td> <p>・被ばく医療提供体制の整備</p> <p>・被ばく医療機関と連携した被ばく医療に対する関係者の理解を深めたための研修の実施</p> <p>・医療資機材(医薬品を含む)及び医療スタッフの確保</p> <p>・給排水設備のある施設を実施場所の確保</p> <p>・医療機関への被ばく者搬送手段の確保</p> <p>・一次被ばく医療機関(鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院)と連携したホールボディカウンターの有効活用</p> <p>○鳥取原発災害時の西前園城の入院患者の住院受入体制の確保</p> <p>ONBCR兵器による被ばく医療訓練の実施</p> <p>○原子力災害時に備え医療訓練指針に基づいて対応</p> <p>ONBCR災害対処現地関係機関連携指針に基づいて対応</p> <p>(Nuclear : 核、Biological : 生物、Chemical : 化学、Radiation : 放射能)</p> </td></tr> </tbody> </table>	課題	対策	○避難行動要支援者の避難支援体制づくりの推進	<p>・要支援者の把握に努め、地域住民主体の支え愛マップづくりの推進</p> <p>・支え愛マップづくりの取組みをとおして非助の仕組みづくりの推進</p> <p>・支え愛マップを活用した要支援者に関する情報共有や防災訓練の実施</p>	○福祉避難所の活用	<p>・福祉避難所の周知と活用(要記憶者の説教)</p> <p>・福祉避難所の専門的支援ができる専門職の確保</p> <p>・福祉避難所の設備の充実</p> <p>・障がいへの種別ごとにじた配慮・ケアの実施</p> <p>・マニュアルの整備</p>	○災害時の透析医療体制の確保	<p>・医療機関は人工透析患者へ医療の提供、関係機関との連絡調整を実施</p> <p>・県は地盤調査を行い、医療機関における医療供給体制の確保を支援</p> <p>・市町は受難困難な患者等の把握に努め、必要な機関に連絡</p> <p>○人工呼吸等医療機器使用在宅患者の連絡先等台帳整備及び定期災害時対策マニュアルの作成等、災害時支援体制の整備</p>	○被ばく医療提供体制の整備	<p>・被ばく医療提供体制の整備</p> <p>・被ばく医療機関と連携した被ばく医療に対する関係者の理解を深めたための研修の実施</p> <p>・医療資機材(医薬品を含む)及び医療スタッフの確保</p> <p>・給排水設備のある施設を実施場所の確保</p> <p>・医療機関への被ばく者搬送手段の確保</p> <p>・一次被ばく医療機関(鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院)と連携したホールボディカウンターの有効活用</p> <p>○鳥取原発災害時の西前園城の入院患者の住院受入体制の確保</p> <p>ONBCR兵器による被ばく医療訓練の実施</p> <p>○原子力災害時に備え医療訓練指針に基づいて対応</p> <p>ONBCR災害対処現地関係機関連携指針に基づいて対応</p> <p>(Nuclear : 核、Biological : 生物、Chemical : 化学、Radiation : 放射能)</p>
課題	対策										
○避難行動要支援者の避難支援体制づくりの推進	<p>・要支援者の把握に努め、地域住民主体の支え愛マップづくりの推進</p> <p>・支え愛マップづくりの取組みをとおして非助の仕組みづくりの推進</p> <p>・支え愛マップを活用した要支援者に関する情報共有や防災訓練の実施</p>										
○福祉避難所の活用	<p>・福祉避難所の周知と活用(要記憶者の説教)</p> <p>・福祉避難所の専門的支援ができる専門職の確保</p> <p>・福祉避難所の設備の充実</p> <p>・障がいへの種別ごとにじた配慮・ケアの実施</p> <p>・マニュアルの整備</p>										
○災害時の透析医療体制の確保	<p>・医療機関は人工透析患者へ医療の提供、関係機関との連絡調整を実施</p> <p>・県は地盤調査を行い、医療機関における医療供給体制の確保を支援</p> <p>・市町は受難困難な患者等の把握に努め、必要な機関に連絡</p> <p>○人工呼吸等医療機器使用在宅患者の連絡先等台帳整備及び定期災害時対策マニュアルの作成等、災害時支援体制の整備</p>										
○被ばく医療提供体制の整備	<p>・被ばく医療提供体制の整備</p> <p>・被ばく医療機関と連携した被ばく医療に対する関係者の理解を深めたための研修の実施</p> <p>・医療資機材(医薬品を含む)及び医療スタッフの確保</p> <p>・給排水設備のある施設を実施場所の確保</p> <p>・医療機関への被ばく者搬送手段の確保</p> <p>・一次被ばく医療機関(鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院)と連携したホールボディカウンターの有効活用</p> <p>○鳥取原発災害時の西前園城の入院患者の住院受入体制の確保</p> <p>ONBCR兵器による被ばく医療訓練の実施</p> <p>○原子力災害時に備え医療訓練指針に基づいて対応</p> <p>ONBCR災害対処現地関係機関連携指針に基づいて対応</p> <p>(Nuclear : 核、Biological : 生物、Chemical : 化学、Radiation : 放射能)</p>										

2 課題と対策

課題	対策
○避難行動要支援者の避難支援体制づくりの推進	<p>・要支援者の把握に努め、地域住民主体の支え愛マップづくりの推進</p> <p>・支え愛マップづくりの取組みをとおして非助の仕組みづくりの推進</p> <p>・支え愛マップを活用した要支援者に関する情報共有や防災訓練の実施</p>

第2章 疾病別・課題別医療提供体制の構築

第1節 疾病又は事業別対策（5疾病6事業）

■10. 老き地域医療

健康用部の実施や民生委員や福祉協力員等による見守り活動の実施
応急手当の普及や既存体制の改善等により、救急体制を整備します。

(1) 無医地区・準無医地区への対策

1 初状

概況	• 無医地区は倉吉市1地区、三朝町2地区、准無医地区は三朝町1地区 • 保健所による健康用部を実施 • 市町と各種団体が連携で協力を呼び見守り活動が行われている
----	--

■無医地区・準無医地区の状況

○無医地区（3地区）

奥部地区（倉吉市賀金町）、三徳・小鹿地区（三朝町）、竹田奥地区（三朝町）

○準無医地区（1地区）

旭地区（三朝町）

○無医地区、準無医地区的世帯状況

[倉吉市・三朝町調べ] (昭和29年7月末現在) (単位：世帯)

地区名	総世帯数	高齢世帯数	独居世帯数	高齢世帯のみ世帯数
奥部	40	5	8	3
三徳・小鹿	38	18	10	6
竹田奥	57	18	9	7
旭	35	14	7	7

■無医地区

医療機関のない地域で、当該地区の中心的な拠点を起点として半径4kmの地域内に50人以上が居住している地域である、かつ、容易に医療機関を利用することができますない地域

【準無医地区】

当該地区の中心的拠点を起点として、概ね半径4kmの地域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができますないために、巡回診療等が必要な地域

【地区名】

- ・奥部：野添・小泉・米富・福原
- ・竹田奥：竹田

■健康相談

○倉吉市

- ・保健指導を実施するべき地保健指導所を設置
- ・年に2回程度へき地保健指導所で健康相談を実施。公民館に来られない人に対する情報が入り次第、個別訪問等で対応
- 三朝町

・2カ月に一度地区公民館で健康相談を実施

■見守り等の体制（倉吉市賀金町、三朝町）

- 民生委員や福祉協力員等による見守り活動の実施
- 各市町で、各種配達業者との間に「見守り活動」の協定締結
- 緊急通報システムを活用した独居・高齢者世帯等の緊急時の連絡体制の整備

■交通機関等

- 社会福祉協議会が希望者に対して毎月町外医院に送迎実施（倉吉市賀金町）
- 社会福祉協議会が希望者に対して毎月町内医院に送迎実施（三朝町）

2 課題と対策

課題	対策
○健康状態の確認や見守り体制の充実	○市町保健師による健康用部や家庭訪問等の活動の継続 ○民生活委员や福祉協力員等による見守り活動の強化 ○各種配達業者による見守りの連携強化 ○通院手段の確保

(2) 救急体制の整備

概況

○日2・9年度末、鳥取県ドクターへリの運転開始
・鳥取県消防防災ヘリコプターの運用開始は、設置可能な場所では既に設置済み

主な取組

○ドクターへリの運用

名 称	公式要員ドクターヘリ	鳥取県ドクターヘリ
事業主体	関西がん連合	関西がん連合
運航開始時期	H2 2年4月	H2 9年年末
運航範囲	鳥取県全域	鳥取県中部・西部
H28 年中割り搬送件数	2件	1件

○鳥取県消防防災ヘリコプターの場外離着陸場数
(単位：箇所)

区分	H19年末	H23年末	H29年4月現在
倉吉市賀金町	4	4	4
三朝町	6	6	5

※鳥取県消防防災ヘリコプターの場外離着陸場は、設置可能な場所には既に設置済だが、ヘリコプターの大型化に伴い個別数は減少

・ランデブーポイント (H28年11月22日現在)

倉吉市賀金町 なし
三朝町 1箇所 (三朝川親水公園)

※場外離着陸場とは、国土交通大臣の許可を受けた空港とその他の飛行場以外の航空機の離着陸場のこと
※ランデブーポイントとは、防災ヘリとドクターへリと救急車・防災ヘリと救急車・ドクターへリと救急車・ヘリコプターが搭乗する等、連絡活動を行う場所をいいます。数ある場外離着陸場の中でも、ヘリコプターが2機離着陸可能な広い地面が広く、地面がコンクリート・アスファルト・芝生といった安全な高い場所を選定しています。

○消防防災センターに救急救命士が2名配置され、常時救急救命士が乗乗 (H23年度～)
○消防局中部消防指令センターの開始に伴い、迅速かつ的確な指令と、通信環境の改善が図られた

2 調査と対策

課題	対策
○救急搬送に時間がかかる ○積雪時など、天候の影響でヘリコプターが飛行不能の場合の陸路確保 ○地域住民の心肺蘇生等応急手当の普及推進	○ドクターへリ及び鳥取県消防防災ヘリコプターの活用 ○積雪時の除雪体制の整備 ○地元住民や自治会集会等の場を活用した講習会の開催等、応急手当の普及

【在宅医療】

生民が必要なときに適切な医療を受ける希望として早期に住み慣れた地域での療養生活に移行できるよう

・地域連携クリティカルレスの運用強化により在宅医療への円滑な移行を進めます

・在宅療養支援医師所と緊密な連携により在宅での治療を支える体制を整備します
・患者、家族の希望を尊重した看取りまでの在宅療養支援の体制を整備します

1 現状

概況

高齢者・夫婦世帯・孤児・日中の労働者が増加し家庭内の介護力が低下している
・在宅医療支援病院及び診療所が増加し在宅医療・在宅骨科医療が推進されている
・専門医療センターの増加により医療24時間体制が実現している
・24時間体制のため毎回・随時対応型サービスは未整備
・在宅医療を推進するため多職種による連携強化に努めている
・死因順位は死亡率の上昇とともに他の原因と比較すると高い状況が続いている
・終末期医療に対する住民の意見反映・情報交換を行なう場が少ない
・他の医療を受けるものが療養生活を営むことができる場所であって、現在の施設・診療所で提供される医療を示す

在宅医療・介護連携の推進

1 高齢者・介護者医療・介護をめぐる状況

(1) 高齢者世帯・孤児の状況
○高齢者世帯・孤児・日中の労働者の世帯が増加し家庭の介護力が低下している

【鳥取県高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数】(第6回鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支拂計画)

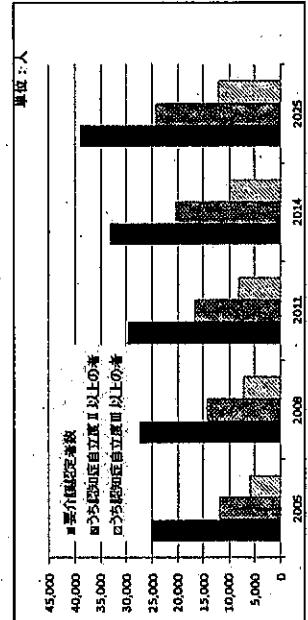
(参考)高齢者夫婦世帯数(単身を除く)
○将来性計画/鳥取県
65歳以上 75歳以上 85歳以上
世帯 世帯 世帯
H22(2010) 21,370 9,377 1,494
H27(2015) 24,166 10,837 2,293
H32(2020) 25,841 11,821 2,905
H37(2025) 26,117 13,382 3,182

(参考)高齢者单身世帯数
65歳以上 75歳以上 85歳以上
世帯 世帯 世帯
H22(2010) 20,864 12,594 3,397
H27(2015) 23,816 13,880 4,849
H32(2020) 25,963 14,820 5,907
H37(2025) 27,005 16,724 6,328

【鳥取県の1世帯あたりの人口】(第6回鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支拂計画)

(参考)単身世帯数(65歳以上)の男女別将来推計／鳥取県

	男性	女性
H22(2010)	5,451	15,413
H27(2015)	6,688	16,927
H32(2020)	8,057	17,906
H37(2025)	8,607	18,398

【鳥取県の認知症高齢者数】(第6期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画)
○認知症高齢者は増加し、元気な自立度Ⅱ、Ⅲも増加傾向にある

【中部圏域の要介護認定等の状況】

○要介護・支援・認定者数の見込みは平成26年度に比べて37年度に1,255人増加する見込み
・介護4人は350人で39.3%、要介護5は136人21.5%増加する見込み
○厚生労働省の「必要病床数推移ツール」を使った中部圏域の平成37年度の在宅医療需要の推計値は1,489人/日

【死亡場所】

○死江場所は、病院が減り施設が増える傾向にある。中部圏域でも病院での死亡は減ってはいるが他割れと比較すると病院での死亡が高い状況
【鳥取県の死亡の場所別状況】(10人死別・不適の事例含む)【人口動態統計より】
(単位: %)

区分	自宅	特養・老健	病院・診療所	訪問診療			その他
				総件数	①+②	①	
東部	12.8	13.3	10.6	15.8	75.2	68.9	
中部	8.8	7.4	5.1	8.6	84.0	80.9	
西部	14.4	13.9	12.0	16.9	71.3	65.6	
鳥取県	12.3	12.2	9.8	14.6	75.6	70.2	
国	12.6	12.6	4.8	80.3			

2 医療提供の状況

(1) 病床の状況
○中部圏域には病院が10箇所、有床診療所が6箇所あり、このうち許可病床は一般病床が969床、精神病床321床(平成29年4月現在)
○精神病床のみ有する病院が1病院、精神科病床のみが1病院、緩和ケア病床がある病院が1病院と機能分化されている

(2) 病床機能の状況

区分	在宅医療 支援病院数	在宅医療 後方支援病院数	地域包括ケア病床を有 する病院数	地域包括ケア 病床数
東部	1	1	3	61
中部	2	—	7	192
西部	1	—	4	149
計	4	1	14	402

*在宅医療支援病院：往診や門診運動が可能な多機能性を確保している病院。主に在宅医療での慢性疾患等を行い、在宅療養者の緊急性院を受け入れる体制を確保している。

*地域包括ケア病床（併用）：急性期治療を経過した患者を支える役割を担う病床（併用）
※中部圏域の地域包括ケア病床を有する病院：県立厚生病院、垣田病院、野島病院、清水病院、藤井記念病院
三橋病院病院

3 在宅医療の状況

(1) 在宅医療と医療連携の状況

○診療所が83箇所、うち在宅医療支援診療所が13箇所、在宅訪問診療所が35箇所ある
【在宅医療支援診療所届出医療機関】(在宅医療支援診療所を中止する医療機関数)

区分	H19年度	H23年度
東部	16 (6.6)	21 (8.6)
中部	7 (6.3)	11 (10.0)
西部	21 (8.7)	27 (11.1)
		39 (—)

*（—）は人口10万人当たりの箇所数（人口：H23.3.31現在）

*在宅医療支援診療所：往診や門診運動が可能な多機能性を確保している診療所。主に在宅医療での慢性疾患等を行い、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保している（無床診療所は有床医療機関など適用）

○歯科診療・口腔ケアの状況

・在宅療養者の口腔ケアが不十分で感染性肺炎等の原因となっている
・歯科診療所は45箇所、うち在宅訪問診療が可能な歯科診療所は24箇所あり。（東部69箇所、西部30箇所）(H29年6月現在)

・通常困難への対応、在宅歯科診療、口腔指導等を行う歯科診療所の紹介や、病・介護サービス事業所等と連携の推進について、中部地城歯科医療連携協議会にて実施（平成27年2月開設）

【中部地城歯科医療連携協議会の取組状況】

区分	H27年度	H28年度
総件数	90	90
訪問診療実施件数	28	28
事前調査実施件数	40	40
歯科医師実務件数	30	30
訪問診療実績件数	21	21
その他依頼件数（電話依頼）	32	62

*中部地城歯科医療連携協議会より作成

(2) 医療・介護連携と地域包括ケアの状況

○病院では認定看護師による院外の病院・診療所・在宅への訪問、退院前・退院後の患者への訪問等、看護師の地域活動が推進されている。また認定及び定例カンファレンスを実施。他職種を含めた認定後

の調整が図られるようになっている
○中部病師会では在宅医療介護連携推進事業認知症かたりつけ医研修、介護保険主治医研修、地域包括ケアアシスタント研修等を実施している

・医療指導等在宅医療管理指導が可能な連携局：41箇所（全連携数：56箇所）

・在宅医療へのスマートな移行を支援する「かかりつけ薬剤師」が周知されていない
○訪問看護ステーションは10箇所設置（うち1箇所は休止）されており、24時間の相談対応体制が整備されている

(3) 終末期医療					
○病院では緩和ケア認定看護師前、医療ソーシャルワーカーを中心とした地域の医療機関が連携してシヨンとの連携による在宅療養支援や、在宅療養に向けた医療・介護者向けの研修会が行われるようになってきた	H23年度	10(4.1)	17(7.3)		
○自宅で終末期を迎えるには、家族の負担、急変時の対応に対する不安感がある		7(6.3)	11(10.6)		
○吸引、点滴等医療依存度が高いためでは、在宅で療養できず、療養専用で終末期医療を受けている患者も多い、		19(7.8)	23(11.9)		
○終末期医療に対する意見交換、情報交換を行う場が少ない					
・がんの末期になつた時にどのよくなき見明を迎えるのか					
・延命治療をどこまで続けるのか					
・胃ろう造設の選択					
・専門ある死の迎え方					
・疼痛ケア（麻薬）の受け方など					

2 調査と実策

調査	対策
○住民・関係者の意識啓発 ・在宅医療 ・終末期医療	○生民及び医療従事者等関係者への情報提供と意識啓発を図る ・それぞれの立場で、在宅医療、終末期医療に対する意見交換、情報交換、研修等の実施
○在宅医療提供体制の整備 ・在宅医療を支える人材確保（医師・訪問看護・訪問リハ等） ・緊急時に応じてできる体制 ・医療依存度の高い方への体制強化	○在宅療養支援診療所・在宅訪問看科診療所との連携強化 ・在宅医療提供体制の整備 ・医師局連携の訪問による服薬指導等在宅訪問看科診療の導入 ・訪問回数・随時訪問型訪問介護看護のサービスが導入できるよう、24時間対応可能なスタッフ・事業所の確保・開拓 ・訪問、休日の緊急対応（訪問・往診等）を確実にするために、日中のアセスメントを強化（十分な観察、状況把握、迅速な判断等） ・中部地域看科医療連携室の周知と活用促進 ・人材確保・人才培养 ・患者、家族の意向を尊重した在宅療養が実施できる体制整備
○医療・歯科・薬局・介護連携強化	○医療・歯科・薬局・介護連携強化
○在所施設及び居住系施設の整備状況 ・病院でのリハビリ終了後、在宅での介護が困難で施設に入所するケースが多い ・入所施設及び居住系施設の中割離率の整備状況は、2,352室・人	○中前園城入退院調整手順の実現 ・那部地区時及び定期カナルバスへの多機能の参加促進 ・各種地域連携クリティカルバスの運用促進 ・かかりつけ薬局との連携促進 ・在宅医療に関する多職種が意見交換、課題共有、議論するなど協働を促進する機会としての「地域づくりしょくやの会」の継続 ○口腔ケアの意識啓発と連携 ・在宅医療やその家族及び在宅医療介護関係者に口腔ケアの必要性、や多職種連携について意識啓発 ・在宅医療を支援する中部在宅医療科連携室の周知 ○在宅での看取りに応じないときには対応ができる医療機関との連携体制の強化

【訪問看護ステーション数】[見長寿社会課調べ]						(単位：人口10万人当たりの箇所数)
区分	出9年度	H23年度	128年度			
東 部	11(4.5)	10(4.1)	17(7.3)			
中 部	6(5.4)	7(6.3)	11(10.6)			
西 部	21(8.7)	19(7.8)	23(11.9)			

○看護と介護が連携した24時間対応の「定期巡回・随時応接型サービス」はまだ整備

○医療・介護連携
・鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部では様々な研修会や多職種との意見交換会、「ドクター＆ケアマネタイム」の作成等を取り組んできた
・切れ目ない療養生活の支援を目的として「中船園城入退院調整手順」が平成28年度に作成された
・地域の医療・介護連携を進めため、多職種で構成される「地域づくりしょくやの会」が再開された
・市町では中部医師会、中部歴史保健局と連携し在宅医療・介護連携推進に向け準備を進めている

○在宅人工呼吸器装置患者の医療提供状況等

- 吸引できる（研修済みの）ヘルパーのが少ない
- ・急救時の受け入れ先や夜間緊急時の訪問看護師の確保が難しく、介護者の精神的負担が重い
- ・災害時の対応についても、個別の災害対応マニュアルが整備されているが、在宅人工呼吸器のバッテリーの終続時間に限りがあり、停電時の対応に不安を感じているケースもある
- 住み慣れた地域で療養を希望する方のための社会資源が十分知られていないため住民はそれを選択できない現状にある
- 入所施設及び居住系施設の整備状況
・病院でのリハビリ終了後、在宅での介護が困難で施設に入所するケースが多い
- ・入所施設及び居住系施設の中割離率の整備状況
・病院でのリハビリ終了後、在宅での介護が困難で施設に入所するケースが2,352室・人

○在所施設及び居住系施設等の整備状況／累積状況

(単位：人口10万人当たりの箇所数)

入所施設及び居住系施設の状況	北 郡・東 郡					
	新規	中古	西 郡	東 郡	全 国	東北 地域
新規登録	1,311	351	1,129	4,027	486,550	401,000
移転登録	129	9	97	136	29,217	32,8
新規登録者数	561	677	1,479	3,115	35,115	36,6
既往登録者数	270	413	507	1,269	4,064	4,1
新規登録者数（2016年）	90	0	41	149	387,666	40,4
既往登録者数（2016年）	500	61	414	998	387,666	69,1
新規登録者数（2017年）	300	216	317	923	76,316	29,2
既往登録者数（2017年）	59	0	0	0	416	14,0
新規登録者数（2018年）	100	0	130	230	12,550	7,1
既往登録者数（2018年）	90	186	149	410	61,026	12,7
新規登録者数（2019年）	268	277	1,311	1,311	41,679	41,6
既往登録者数（2019年）	5,662	2,352	5,417	11,121	—	—
累計登録者数（2019年）	12,930	5,889	12,762	32,386	5,616,556	—

・中部圏域において、特別養護老人ホームの整備予定もあり（定員36人）（第6期取引の譲保険事業支給計画より）
・入所施設及び居住系施設等の要介護認定者1人当たりの定員・室数をみると中部圏域（0.42）は県全体（0.37）に比べ多い状況
・平成27年現在で入所施設の待機者数は中部圏域では50人（県内では341人）。（平成28年3月3日鳥取県現在在長寿社会課調べ）
○在所施設における介護認定者に対する施設系サービスを受けている人の割合（%）[見長寿社会課調べ]

区分	東 部	中 部	西 部
H23年度	38.0	45.8	40.2

第2節 課題別施策

【鳥取県】

【鳥取県がん75歳未満年齢調整死亡率 (H27年)】

※鳥取県下段は全国順位

区分	全がん	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	乳がん	子宮がん
鳥取県	88.1	15.6	12.8	7.4	9.7	7.2	6.3
44位/47県中	43位/47県中	44位/47県中	45位/47県中	1位/47県中	1位/47県中	43位/47県中	43位/47県中
東 部	89.9	16.2	13.6	7.3	9.6	3.1	3.3
中 部	84.6	11.0	13.9	13.4	13.3	2.7	1.5
西 部	80.7	15.0	10.1	6.1	7.1	5.4	3.5

※鳥取県データは、国立がん研究センター資料、東・中・西部データは、鳥取県人口動態統計資料

○過去5年間の粗死亡率を見ると中部圏域が他圏域に比べて死亡率が高い、

【男女別粗死亡率 (H23年～H27年 5年平均)】

区分	東部	中部	西部
男性	60.8	79.5	62.8
女性	37.3	46.1	32.0
全体	47.4	60.7	46.4

※鳥取県人口動態統計から算出

■各がん検診の状況

○中部圏域のがん検診受診率は、特に胃がん検診と大腸がん検診が他圏域と比べて低い、

【がん検診の受診率 (H27年度)】

区分	肺がん	胃がん(うち内視鏡検診)	大腸がん	乳がん	子宮がん
鳥取県	28.9	27.0(19.8)	31.7	17.5	24.1
東部	34.3	29.4(21.4)	34.1	17.9	23.8
中部	29.5	23.9(15.1)	24.4	16.0	24.0
西部	23.4	26.3(20.8)	30.5	17.8	24.3

■特定健診の状況

○中部圏域の特定健診受診率は上がってきてはいるが、他圏域と比べて低い (全国目標値70%)

【鳥取県特定健診受診率 (H27年度)】

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
東部	29.6	32.8	34.8
中部	26.3	26.9	28.2
西部	30.3	30.7	30.5
鳥取県	29.2	30.7	31.7

■主な取組
○平均寿命及び健康寿命
○平均寿命は、女性は男性より長いが、平均寿命と健康寿命の差をみると女性の方が大きい
【鳥取県平均寿命及び健康寿命 (H22年)】 () 内は全国順位 (単位: 年)

	男性	女性
平均寿命	79.01 (40位)	86.08 (36位)
健康寿命	70.04 (31位)	73.24 (33位)
平均寿命と健康寿命の差	8.97	12.81

* 平均寿命：厚生労働省平成22年版厚生省生命表より
** 健康寿命：平成24年版厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用効果に関する研究」(平成22年調査)より

■がんの死因状況

○がんは、死亡原因の第1位であり、平成27年の鳥取県の75歳未満年齢調整死亡率では、全がんで全国ワースト3位、各がんワースト上位となっている
○平成27年の鳥取県がん75歳未満年齢調整死亡率では、中部圏域は胃がん・肝がん・大腸がんの死亡率が他圏域に比べ高い、○「胃がん死ゼロのまち中部プロジェクト事業(H23～25年度)」で成果があつた取組を他のがん疾患に拡げ、引継ぎ町町・中部医師会等、中部一丸となってがん受診率向上を目指している
・鳥取県癌研究会では、癌局懇親会等で来所者に対するがん検診、特定健診の受診率 (鳥取県健康取組拠点モディル事業) を実施
・職域検診等と連携し、職域の受診者向上に取組んでいます
・中部福祉保健局では、事業所訪問による事業所のがん検診実態把握とがん検診受診促進を行うとともに、「鳥取県がん検影推進パートナー企業」を認定、認定したパートナー企業に対しニュースレターを発行 (年2回)

<p>・中部圏域オリジナルスター・チラシ啓発物の作成</p> <p>・未受診者への取組（個別施設通知、電話説明等）</p> <p>・福島、ウォーキングイベントとタイアップした検査や、受診車が向上了した他県等の取組を参考とした検査の企画</p> <p>3) 社会環境の整備</p> <p>○がん検査を受けやすい環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック、検診の受け入れ体制や受診時間帯の工夫等環境整備 ・日検診、託児付き検診等 ・乳がん検診における女性対応係技術者の配置の追進 ・胃内視鏡検査の当日受付枠の設置 ○中部医師会、地域がん診療連携拠点病院（県立厚生病院）、市町、県との連携した取組みの推進 ・がん対策に係る各市町の検診体制の検討 ・医師・住民・検診機関等の意見交換の実施
--

<p>【鳥取県がん検診推進パートナー企業認定数（H29年5月末）】</p> <table border="1"> <tr> <td>中 部</td><td>296社</td><td>（従業員合計 15,562人）</td></tr> <tr> <td>鳥取県</td><td>907社</td><td>（従業員合計 44,710人）</td></tr> </table> <p>・全国健保組合協会鳥取支部（協会けんぽ鳥取支部）と連携による研修会の開催</p> <p>○がんになりにくい生活習慣を身につけるための出張がん予防教室の実施（H23年度～）</p> <p>○市町報や健康教育・健診相談等によるがんに対する正しい知識の普及啓発</p> <p>○食生活、運動、禁煙に重点をおいた生活習慣病予防の取組</p> <p>・食生活改善推進員による減塩や食事バランスの普及</p> <p>・ウォーキングの推進</p> <p>・受動喫煙防止、禁煙支援対策の推進</p>	中 部	296社	（従業員合計 15,562人）	鳥取県	907社	（従業員合計 44,710人）	<p>2) 課題と対策</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>課題</p> <p>○予防対策の周知</p> <p>○早期発見体制の整備</p> <p>（がん検査を受けやすい環境整備）</p> <p>○がん検診受診率の向上</p> <p>○胃がんの死亡率の減少</p> <p>○特定健診の受診率の向上</p> </td><td style="vertical-align: top;"> <p>対策</p> <p>1) 日常生活におけるがんの発生予防の取り組み</p> <p>○がんに対する正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や事業所等に対する出張がん予防教室や差別教育の実施 ・各市町等による講演会、健診教育の実施及び市報等による啓発 ○生活習慣病予防の取り組み（食事） ・子育てサークルや学校等を通じた乳幼児期から高齢期までの教育のない食育の推進 ・バランスの良い食生活や外食、惣菜等の購入の推進 ・食生活改善推進員による食生活の改善（運動） ・ウォーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及 ・家庭・地域・職場における運動習慣の定着 ・各市町における健康づくりや健康長寿のためのご当地体操の実施（実績） <p>2) 早期発見の取り組み</p> <p>○がん検診受診率の向上の取組強化（目標受診率50%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部圏域のがん死亡率、がん検診受診率の現状や検診の効果の周知（職場におけるがん検診の推進） （鳥取県がん検診推進パートナー企業による検診の推進、全国健康保険協会鳥取支部（協会けんぽ鳥取支部）と連携した被保険者への検診受診啓発、事業所とタイアップした大腸がん検診の実施等） ・かかりつけ医や薬局薬剤師からのがん検診受診の働きかけ ・健診づくり推進員等による検診受診の奨励・強化 ・がん患者会、家族会等と連携したキャンペーン等の実施 </td></tr> </table>	<p>課題</p> <p>○予防対策の周知</p> <p>○早期発見体制の整備</p> <p>（がん検査を受けやすい環境整備）</p> <p>○がん検診受診率の向上</p> <p>○胃がんの死亡率の減少</p> <p>○特定健診の受診率の向上</p>	<p>対策</p> <p>1) 日常生活におけるがんの発生予防の取り組み</p> <p>○がんに対する正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や事業所等に対する出張がん予防教室や差別教育の実施 ・各市町等による講演会、健診教育の実施及び市報等による啓発 ○生活習慣病予防の取り組み（食事） ・子育てサークルや学校等を通じた乳幼児期から高齢期までの教育のない食育の推進 ・バランスの良い食生活や外食、惣菜等の購入の推進 ・食生活改善推進員による食生活の改善（運動） ・ウォーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及 ・家庭・地域・職場における運動習慣の定着 ・各市町における健康づくりや健康長寿のためのご当地体操の実施（実績） <p>2) 早期発見の取り組み</p> <p>○がん検診受診率の向上の取組強化（目標受診率50%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部圏域のがん死亡率、がん検診受診率の現状や検診の効果の周知（職場におけるがん検診の推進） （鳥取県がん検診推進パートナー企業による検診の推進、全国健康保険協会鳥取支部（協会けんぽ鳥取支部）と連携した被保険者への検診受診啓発、事業所とタイアップした大腸がん検診の実施等） ・かかりつけ医や薬局薬剤師からのがん検診受診の働きかけ ・健診づくり推進員等による検診受診の奨励・強化 ・がん患者会、家族会等と連携したキャンペーン等の実施
中 部	296社	（従業員合計 15,562人）							
鳥取県	907社	（従業員合計 44,710人）							
<p>課題</p> <p>○予防対策の周知</p> <p>○早期発見体制の整備</p> <p>（がん検査を受けやすい環境整備）</p> <p>○がん検診受診率の向上</p> <p>○胃がんの死亡率の減少</p> <p>○特定健診の受診率の向上</p>	<p>対策</p> <p>1) 日常生活におけるがんの発生予防の取り組み</p> <p>○がんに対する正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や事業所等に対する出張がん予防教室や差別教育の実施 ・各市町等による講演会、健診教育の実施及び市報等による啓発 ○生活習慣病予防の取り組み（食事） ・子育てサークルや学校等を通じた乳幼児期から高齢期までの教育のない食育の推進 ・バランスの良い食生活や外食、惣菜等の購入の推進 ・食生活改善推進員による食生活の改善（運動） ・ウォーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及 ・家庭・地域・職場における運動習慣の定着 ・各市町における健康づくりや健康長寿のためのご当地体操の実施（実績） <p>2) 早期発見の取り組み</p> <p>○がん検診受診率の向上の取組強化（目標受診率50%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部圏域のがん死亡率、がん検診受診率の現状や検診の効果の周知（職場におけるがん検診の推進） （鳥取県がん検診推進パートナー企業による検診の推進、全国健康保険協会鳥取支部（協会けんぽ鳥取支部）と連携した被保険者への検診受診啓発、事業所とタイアップした大腸がん検診の実施等） ・かかりつけ医や薬局薬剤師からのがん検診受診の働きかけ ・健診づくり推進員等による検診受診の奨励・強化 ・がん患者会、家族会等と連携したキャンペーン等の実施 								

【妊婦等の喫煙状況】 [県子育て応援部会調べ]			(単位：箇所)			
区分	妊婦		同居家族			
	喫煙有	喫煙無	不明	喫煙有	喫煙無	
中部	H25年度	5.8	90.9	3.3	40.5	57.2
	H26年度	5.2	93.9	1.1	43.9	49.1
	H27年度	5.3	93.9	0.8	44.5	49.8
	H28年度	4.0	95.5	0.4	42.8	51.0
	H26年度	3.5	95.4	1.2	43.4	55.2
	H27年度	2.6	96.3	1.0	42.5	55.2
鳥取県	H28年度	2.9	96.8	0.3	43.0	55.0

○中部圏域の禁煙区分別設置数

・禁煙又は分煙に取り組んでいる施設を「健康づくり応援施設」として認定し、認定数は増加している
【禁煙区分別設置数】 (単位：箇所)

対象施設	禁煙施設 (うち飲食店)		分煙施設 (うち飲食店)	
	中部	鳥取県	中部	鳥取県
H23年度末	456 (33)	1,130 (104)	15 (0)	37 (3)
H29年6月	689 (44)	1,866 (169)	36 (3)	79 (6)

*中部圏域の飲食店数 548箇所（衛生行政報告例（一般店舗、レストラン）から引用（平成29年3月現在）

○公共的施設及び多数の者が利用する施設等における禁煙状況等に関する実態調査結果 (健康政策課実施 H28年実績)

・公共的施設等では敷地内及び建物内全面禁煙が 93.7%と禁煙化が進んでいる

・多数の者が利用する施設等では建物内分煙率が 60.0%である

【公共的施設等における禁煙状況】 (単位：上段：施設数、下段：%)

中部 (区分)	対象 施設 数	回答 数	禁煙状況 (内訳)			
			敷地内全 面禁煙	建物内全 面禁煙	分煙	未指定
公共的施設等における 禁煙状況	412	331	175	135	15	3
多数の者が利用する施 設等の禁煙状況	80.3	52.9	40.8	4.5	0.9	0.9
合 計	20	1	2	12	1	4
	60.6	5.0	10.0	60.0	5.0	20.0
	33	351	176	137	27	4
合 計	445	78.9	50.1	39.0	7.7	1.1

*公共的施設等：官公庁、保健所、幼稚園、小中学校、体育館、医療機関等

*多数の者が利用する施設等：宿泊施設、スポーツ施設、遊技場等

○たばこアンケート結果 (全国健康保険協会鳥取支部 (協会けんぽ) が県内加入事業所対象に実施：H28年6月)

【たばこアンケート結果 (全県) から抜粋】

- ・中部地区の事業所は東部・西部と比べて喫煙対策に取り組み割合が5%程度高い
- ・東部 13.0% 中部 18.0% 西部 13.4%
- ・飲食店・宿泊業では「受動喫煙がある」「受動喫煙がない」の合計が約 75%となっており、他の業種に比べて高い。顧客の喫煙による受動喫煙問題が懸念される

○禁煙外来開設数						
区分	H19年度		H23年度		H24年度	
中部	9		21		22	
鳥取県	38		71		76	

(ニコチン依存症管理料届出受理医療機関)

■主な取組

【喫煙の地域影響について啓及啓発】

○市町では、広報誌、啓発ちらし、ケーブルテレビ等で健康に対する啓発を実施。町内事業所にポスター掲示枚数。また、妊娠届の提出時に啓発を実施 (取組みは各市町で異なる)

○医療機関では、専門外来「禁煙外来」(保険適用)による診療。公開講座の開催 (取組みは各医療機関で異なる)

○くらよし喫煙問題研究会 (中部医師会主催) にて、喫煙防止対策や防煙教育等の推進を目的に取組みを進めている

○小中学校等で禁煙教育を実施 (小学生の禁煙啓発コンクール、出張がん予防教室の中での教育)

○中高齢者保健専門家では子どもの頃からがんになりにくく生活習慣を身につけるため、出張がん予防教室 (H24年度から) や禁煙教育を開催している

○世界禁煙デー (5/31) に合わせて啓発イベントを開催し、禁煙支援コーナー、普及啓発コーナーを通じて正しい知識の普及を行っている。

※実行委員会の構成団体：鳥取県中部医師会・鳥取県中部歯科医師会・鳥取県看護師会・鳥取県歯科看護師会・鳥取市立保健所・鳥取県立保健所・鳥取市立保健所・北栄町・中部町立保健所

【健康づくり公共施設 (地理区分) の認定への働きかけ】

○市町から自治公民館等ご働きかけを実施 (取組みは各市町で異なる)

○中部福祉保健局から飲食店等の食品安全責任者を養成する講習会で、受動喫煙防止の啓発及び施設設定の働きかけを実施

【実験把握手】

○健保共済課が、公共的施設を対象に禁煙状況等に関する実態調査を実施 (H28年度 全県)
6月)

問題	対策
○受動喫煙防止対策の推進 ・たばこと健康への影響について、理屈の把握 ・飲食店における受動喫煙防止対策の強化	○たばこにに関する正しい知識の普及啓発 ・妊娠直前や妊娠時等での妊娠婦への禁煙の働きかけ ・小児期からの禁煙教育の推進 ・がんの禁煙 ・世界禁煙デーイベント実行委員会で関係機関が連携して、世界禁煙デーに普及啓発

2. 課題と対策

○禁煙支援政策の推進	○たばこをやめたい人への支援
・行政や医療機関が連携した禁煙支援政策	・ホームページ等による禁煙外来の周知
・若い女性や妊婦の喫煙率を下げる	・運動習慣のない喫煙づくりの推進
・通学路での喫煙や歩行喫煙等に対する喫煙マナーの徹底	・通学路での喫煙や歩行喫煙等に対する喫煙マナーの徹底
・児童公園の禁煙表示の徹底	・公園、遊園地、施設内への流煙防止のため灰皿等出入口に灰皿を置かない等の指導を徹底
・喫煙率を下げる（国はH34年度までに成人喫煙率12%を目標としている）	・飲食店等、多数の者が利用する施設の受動喫煙防止対策を進めるため、禁煙施設を増やす等の働きかけを行う

(3) 運動の推進と習慣の定着

1 現状

概況

1日の歩行数は、男性は6,785歩で全国ワースト3位、女性は6,980歩で全国15位であり、鳥取県の目標値より約500歩少な。運動習慣のある者は男女とも減少。全国平均より下回っている。

各市町・民間主催のウォーキング・フルディスタンスウォーキングの準備がすすんでおり、ウォーキング大会／フルマラソン大会／クランク／クランク大会を開催。

※ノルディックウォーキング：ポールを使った簡単な歩行運動。ポールを持つ歩き方という手堅さと、通常のウォーキングよりも運動効果が上げやすいという利点により、人気を集め、今は世界に普及している。

歩行数・運動習慣の状況

○1日の歩行数

(H24年国民健康栄養調査)

鳥取県男性（20歳～64歳）：6,785歩（全国ワースト3位） 全国平均7,139歩
鳥取県女性（20歳～64歳）：6,982歩（全国15位） 全国平均6,257歩

（奥民健康栄養調査）
・1日の歩行数は、平成24年と比べて平成28年は女性のみ減少。県の1日当たりの目標値（男性8,000歩、女性7,000歩）には約1,500歩（15分）少ない状況。

【鳥取県の1日の平均歩行数（20歳以上）】

区分	男性	女性	(単位:歩)
鳥取県	H17年 5,718	4,985	
	H22年 6,627	5,473	
	H24年 6,337	5,953	
	H28年 6,433	5,291	
県の目標値	8,000	7,000	

○運動習慣のある者は男女とも減少。全国平均より下回っている
【鳥取県と全国の運動習慣のある者の割合（20歳以上）】 [県は国民健康栄養調査]

(単位:%)

区分	男性	女性
鳥取県	H17年 20.8	21.9
	H22年 26.6	29.4
	H24年 30.8	27.6
	H28年 26.5	21.4
全国	H22年 34.8	28.5
	H24年 36.1	28.2
	H27年 37.8	27.3
県の目標値	30%以上	

*運動習慣のある者：1回30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している者

■運動習慣の状況

○運動実践のための支援を行っているスポーツ施設等が増加している
【鳥取県と中部圏域の施設づくり応援施設（運動区分）認定状況】 [県健康政策課]

区分	H20年度末	H24年度7月末	H28年4月末
中部	3	12	16
鳥取県	12	25	38

○健康づくりに取り組むきっかけとなる取組がすすんでいる
【鳥取県と中部圏域のウォーキング立県19のまちを歩こう認定大会の状況】 [県健康政策課]

区分	大会回数(回)	参加者数(人)	大会回数(回)	参加者数(人)
中部	16	約4,654	15	約8,870
鳥取県	43	約10,600	72	約16,867

○中部圏域ウォーキングコースマップの作成 (H24年度)
3 Km～10 Km コース：17コース 40 Km～50 Km コース：2コース 100 Km コース：1コース
○ノルディックウォーキング公認指導員の養成 (29年6月現在 鳥取県96人養成 (中部圏域37人))
○市町でノルディックウォーキング教室や拠点会議を実施
○医療機関でノルディックウォーキングボーラーの貸出しや販売実施
○市町でのグラウンドゴルフ大会の開催
○各市町における健康づくりや健脚寿命の延伸のための当地体操の実施
○ウォーキングの情報発信やウォーカーが集まる拠点となるウォーキングカフェが東郷湖周辺にオープン (H24年8月～)

■啓発

○市町広報による啓発
○県境でのポスター掲示、広報で啓発

概況

課題と対策	
○歩行数の増加	○生活習慣病予防のための運動の必要性の周知 ・鳥取県の歩行数の現状についての周知 ・ウォーキングやノルディックウォーキングの普及
○ウォーキングを行動に移すための方策の検討	・市町におけるウォーキングの推進 ・幼稚園からの歩行や運動への取組推進
○19のまちを歩こう認定大会の周知と活用	・ウォーキングスマップやインスト制度を活用した動機付けの実施 ・各市町における健康づくりや健康寿命の延伸ためのご当地体操の実施・継続
○健康づくり指進員、食生活改善指導員等と連携した健康づくりの推進	・市町における健康づくりや健康寿命の延伸ためのご当地体操の実施
○歩行数の増加	○生活習慣病予防のための運動の必要性の周知 ・鳥取県の歩行数の現状についての周知 ・ウォーキングやノルディックウォーキングの普及
○ウォーキングを行動に移すための方策の検討	・市町におけるウォーキングの推進 ・幼稚園からの歩行や運動への取組推進
○19のまちを歩こう認定大会の周知と活用	・ウォーキングスマップやインスト制度を活用した動機付けの実施 ・各市町における健康づくりや健康寿命の延伸ためのご当地体操の実施・継続
○健康づくり指進員、食生活改善指導員等と連携した健康づくりの推進	・市町における健康づくりや健康寿命の延伸ためのご当地体操の実施

(4) 糖尿病予防対策の推進 (第1節4糖尿病対策 (1) 予防及び早期発見) を再開

1 現状

【図別別の糖尿病 75歳未満年齢群死率上位 (人口10万枚)】 [鳥取県人口動態統計]						
区分	H24	H25	H26	H27		
東部	5.6	1.4	3.5	5.7	1.8	3.7
中部	5.2	0.8	2.9	7.5	2.5	5.0
西部	2.9	0.4	1.6	4.6	0.9	2.6
全国	4.5	0.8	2.6	5.7	1.6	3.5
					2.0	2.9
					7.3	0.8
					5.9	3.9

○鳥取県の糖尿病が原因の死亡率は全国で上位
○中部圏域の75歳未満年齢群死率上位は横浜市
【鳥取県の糖尿病 死亡数・死亡率 (人口10万人)・都道府県別順位】 [人口動態統計]

【鳥取県の糖尿病 死亡数・死亡率 (人口10万人)・都道府県別順位】 [人口動態統計]						
区分	H24	H25	H26	H27		
死亡数 (人)	124	125	126	127		
死亡率 (%)	86	84	95	83		
順位順位 (位)	6	8	14.6	14.6		
			3	8		

■糖尿病の死亡率、死亡者数
○鳥取県の糖尿病が原因の死亡率は全国で上位
○中部圏域の75歳未満年齢群死率上位は横浜市
【鳥取県の糖尿病 死亡数・死亡率 (人口10万人)・都道府県別順位】 [人口動態統計]

【鳥取県の糖尿病 死亡数・死亡率 (人口10万人)・都道府県別順位】 [人口動態統計]						
区分	H24	H25	H26	H27		
東部	5.6	1.4	3.5	5.7	1.8	3.7
中部	5.2	0.8	2.9	7.5	2.5	5.0
西部	2.9	0.4	1.6	4.6	0.9	2.6
全国	4.5	0.8	2.6	5.7	1.6	3.5
					2.0	2.9
					7.3	0.8
					5.9	3.9

■糖尿病の死亡率、死亡者数
○鳥取県の糖尿病が原因の死亡率は全国で上位
○中部圏域の75歳未満年齢群死率上位は横浜市
【鳥取県の糖尿病 死亡数・死亡率 (人口10万人)・都道府県別順位】 [人口動態統計]

【鳥取県の糖尿病 死亡数・死亡率 (人口10万人)・都道府県別順位】 [人口動態統計]						
区分	H24	H25	H26	H27		
死亡数 (人)	124	125	126	127		
死亡率 (%)	86	84	95	83		
順位順位 (位)	6	8	14.6	14.6		
			3	8		

■県民健康栄養調査結果（平成28年）	○鳥取県の朝食欠食率は減少又は横ばいで、目標（20～60代男性の朝食欠食率10%以下）は達成できていない。	
	○年代別では30代男性（50.0%）、40代女性（17.6%）が最も朝食欠食率が高い（全国）	
○町野郎率：成人273.4g（全国）（県目標350g以上）		
【鳥取県の朝食欠食率（20歳以上）】「県民健康栄養調査」（単位：%）		
区分	男性	女性
平成22年	15.0	11.3
平成24年	12.6	8.4
平成28年	11.9	8.4
■主な取組	○保健指導・教育等 ・特定健診・特定保健指導推進事業（平成20年度～）により指導管理を実施 ・市町・病院・医師会等で糖尿病教室や講演会を実施しているが、対象者の出席率が悪く、苦慮している ○通絡会・人材育成 ・中部福祉保健局で市町等の保健指導従事者を対象とした糖尿病勉強会を開催し、連携等について高見交換会を実施（H24～28） ・医療機関と行政が協力して取り組むべき課題についての協議、研修会を実施していく ○市町報や健康教育・健診相談等による減塩や食事・バランスの普及 ・食生活・運動、禁煙に重点をおいた生活習慣病予防の取組 ・ウォーキングの推進 ・運動障害防止、栄養支援政策の推進	
2 課題と対策	対策	
○糖尿病の理解促進	1) 日常生活における糖尿病の発生予防の取り組み ○糖尿病に対する正しい知識の普及啓発 ・世界糖尿病デーの周知 ・医療従事者等への啓発 ○糖尿病と歯周病の問題についての普及啓発と歯科健診の普及 ・各市町等による講演会、健康教育の実施及び行事等による啓発 ○生活習慣病予防の取組 （本事） ・乳幼児期からの肥満、生活習慣病予防（3歳児・5歳児健診、保健所等の健診での肥満傾向のある子への栄養・運動指導の徹底等） ・子育てサークルや学校等に連携した乳幼児期から高齢期まで折り目がない食育の推進 ・バランスの良い食生活や外食、懲戒等の減量の推進 ・食生活改善推進員による食生活の改善（運動） ・ウォーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及	

■家庭・地域・職場における運動習慣の定着	・各市町における健康づくりや健康長寿のためのご当地体操の実施・継続			
	2) 早期発見及び重症化予防の取り組み			
○特定健診時の糖尿病のリスクの指導・受診勧奨	（対象者：過去データの異常者・治療中止者、前年未受診者等）			
○市町から中部医師会への糖尿病講習会等の情報提供				
○医療機関と行政の連携	・協力して取り組める課題の抽出 ・栄養指導の進捗			
（3）社会環境の整備	3) 社会環境の整備 ○市町保健指導従事者の人材育成（専門的知識、技術向上のための勉強会の開催等） ○安全で歩きやすい環境の整備（中部医師会オーケングコースマップの活用や指導者育成の継続等）			
（5）循環器疾患予防対策の推進（第1節2臓卒中对策（1）予防及び早期発見）を再掲				
1 現状				
■高血圧症・脂質異常症在患者の状況	・高血圧症・脂質異常症在患者の推定数は増加傾向 ・中高齢者の推定数は減少傾向 （平成24年） 【高血圧症・脂質異常症の推定数（特定健診結果より県健康診査課題が推計）】（単位：人）			
区分	H22年度	H27年度		
高血压症有病者	126,155人	130,713人		
脂質異常症者	122,171人	132,825人		
■食塩摂取量				
○食塩摂取量は男性は全国3.9位、女性は全国3.8位と低いが、県の目標値には至っていない。（全県）				
○30歳代から食塩摂取量が多くなる（全県）				
【食塩の摂取量】（平成24年国民健康診査調査）（全県）1 （単位：g）				
区分	鳥取県	全国平均	全国順位	県目標
男性	10.7	11.3	39位	10g未満
女性	9.1	9.6	38位	8g未満
■特定健診受診率				
○中部医師会の特定健診受診率は上がってきてはいるが、他地域と比べて低い。（全国目標値70%）				
【鳥取県特定健診受診率（市町村別）】 （単位：%）				
区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
東部	29.6	32.8	34.8	
中部	26.3	26.9	28.2	
西部	30.3	30.7	30.5	
鳥取県	29.2	30.7	31.7	

■主な取組	
○市町報や健康相談等による脳卒中に対する正しい知識の普及啓発	
○食生活、運動、禁煙に重点をおいた生活習慣病予防の取組	
・ウオーキングの推進	
・受動喫煙防止、禁煙支援対策の推進	

2 課題と対策

課題	対策
○脳卒中の初期症状への適切な対応	1) 日常生活における脳卒中の発生予防の取り組み ○脳卒中に対する正しい知識の普及啓発 ○各市町等による講演会、健診教育の実施及び市報等による啓発
○脳卒中の初期症状への適切な対応	○生活習慣病予防の取組 (食事) ・子育てサークルや学校等と連携した乳幼児期から高齢期まで切れ目のない食育の推進 ○運動量の増加 ・バランスの良い食生活や少食、懲諒等の構造の推進 ・食生活改善推進員による食生活の改善 (運動) ・ウォーキング等運動する習慣づくりの必要性の普及 ・家庭、地域、職場における運動習慣の定着 ○各市町における健康づくりや健康長寿のためのご当地特操の実施・継続 (実験)
○特定健診後の血圧異常者の精密健診の受診率の向上	・小児期からの禁煙教育の推進 ・妊娠期特や妊娠検診時等での妊娠婦への禁煙の働きかけ
○受診継続と合併症の予防	2) 早期発見及び重症化予防の取り組み ○特定健診とがん検診の同時実施の普及等による受診率の向上 ○ハイリスク者に対する予防 ・高血圧・ハイリスク者への保健指導の実施 ・動脈硬化外来等に対する診療 ○高血圧疾患診療受診への支援

- 3) 社会環境の整備
 - 安全で歩きやすい環境の整備（中部圏域ウォーキングコースマップの活用や指導者育成の推進等）
 - 飲食店の禁煙説教など受動喫煙のない環境づくりの推進

(6) こちらの健康づくり（「第1節5精神疾患対策（1）予防及び早期発見」を再現）

1 現状

概況

○うつ病を受けている人数は増加
他圏域に比べ、20～30歳代の若者及び80歳以上の高齢者の自死者の割合が高く、約半数を占めています。

※鳥取県では、法律名など一部の用語を除き、原則として「自殺」という言葉に代えて「自死」という言葉を用います

精神疾患の状況

○うつ病の患者が増加している
【うつ病のため自立支援医療を受けている者の数（中部圏域）】 [中部福祉保健局調べ] (単位：人)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
自立支援受給者認可持続者数	2,394	2,641	2,725	2,915	3,075
うちうつ病と診断されている者数	455	444	548	641	767

自死者の状況

○中部圏域の自死者数は減少傾向
○他圏域に比べ、20～30歳代の若者及び80歳以上の高齢者の自死者の割合が高く、約半数を占めている

【自死死亡者数（中部圏域）】 [人口動態統計] (単位：人、%)

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
自殺者数	33	26	21	22	16
うち20～30歳代の割合	18.2	34.6	23.8	36.4	31.3
うち80歳以上の割合	0	11.5	33.3	13.6	25.0

主な取組

- 県、市町において精神保健福祉に関する研修や自死予防対策を実施
- ・睡眠キャンペーン（うつのきつかれたなら不眠の早期発見のための啓発活動、中部福祉保健局・市町共催 2回/年）、講演会等（1市4町主催 平成28年度7回/年）
- ・高齢者を対象とした地区別健康教育
- ・若者を対象とした学園祭等での啓発（中部圏域保健局主催 例年1回/年）

- ・メンタルヘルス出前講座（ゲートキーパー研修も同時実施）
- ※ゲートキーパー：事業所等において、うつ病に気づいて専門機関へのつなぎを期待できる人材

区分	H23年度	H24年度	H25年度
回数	13	11	17
受講者数	295	425	916

第2章 疾病別・障害別医療提供体制の構築
第2節 県別対策

○人材育成	・かかりつけ医うつ病対応力研修修了者 (医師会による)
区分	H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度
修了者数	10 9 25 11 19
○労働安全衛生法に基づくメンタルヘルスチェックの実施 (H27年12月1日から50人以上の事業所での実施を義務づけ)	

2 懸念と対策

課題 対策

- うつ病の早期発見体制の整備
- かかりつけ医と専門医機関との連携
- 高齢者及び若者の自死対策
 - ・睡眠障害やうつに関する啓発 (メンタルヘルスの出前講座、学園祭活用)
 - ・高齢者を対象とした地区別健康教育実施

課題 対策

- 県民にわかりやすい「つ病、自死に関する普及啓発及び相談窓口の開設
- 医師会によるかかりつけ医うつ病対応能力研修の推進、参加者拡大
- 高齢者及び若者への自死対策の推進
 - ・睡眠障害やうつに関する啓発 (メンタルヘルスの出前講座、学園祭活用)
 - ・高齢者を対象とした地区別健康教育実施

- 医療ニーズ等感覚と正しくおこる正しい知識を普及啓発し、感染を防ぎます。
- ・感染防止対策について周知し、地域や施設内での感染拡大を防止します。
- ・新型インフルエンザ等に対する医療体制の整備を進めます。

1 現状

課題 対策

- 県民の精神疾患者は、横浜市では、状態が悪化している。
- ・県民の精神疾患者のうち8割は65歳以上の高齢者であり、医療機関や高齢者施設等の職員への研修を行っている。

■患者の状況等

- 高齢者の発病が多い、

H28年新規登録登録者: 13人 (そのうち8人が65歳以上)

【中部圏域及び鳥取県の新規登録登録者】 [中部圏域保健局調べ] (単位:人)

区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
中部	108	13(12)	16(13)	20(6)	13(8)
鳥取県	80	76	87	90	63

※ () 内は、うち65歳以上の者

- 入院勧告患者数、絶対死亡者数が近年増加傾向にある

【中部圏域の入院勧告患者数】 (単位:人)

区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
2(2)	2(1)	3(3)	8(5)	5(3)	

【中部圏域の絶対死亡者数】 (単位:人)

区分	H25年	H26年	H27年	H28年
1(10)	1(8)	2(13)	7(35)	3(23)

■結核検診の状況

- 65歳以上の令嬢の定期健診の受診率が低い、
- 【結核の定期健診受診者数 (中部圏域65歳以上)】 [中部圏域保健局調べ] (単位:人、%)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
受診者数	7,420	7,644	7,682	7,937	8,082
受診率	25.7	23.8	25.2	26.5	27.0

■主な取組

- 結核患者服薬支援事業
- ・新登録患者全員に、治療中断リスク評価表に基づく服薬支援計画を立案し、関係機関と連携しながら服薬支援を実施

2 課題と実策	
課題	実策
○結核患者の早期発見 *診断、治療の周知 *定期健診の受診の促進 ○結核の早期発見 *受診率の向上 *定期健診の受診率 ○普及啓発及び人権の尊重 ○結核患者の治療中断防止	○医療機関への普及啓発 [研修会等] *特に「有病状時の解剖X線検査実施」「異常陰影があつた際の検査実施」について ○市町と連携した地域住民への普及啓発（健康教育、パネル展等） *正しい知識の啓発 *有病状時の早期受診、定期健診の受診の重要性について ○社会福祉施設への普及啓発 *早期発見の重要性について、正しい知識の啓発 ○定期健診摺受診率の向上の取組強化 *市町との連携 *かかりつけ医を中心とした受診勧奨 ○服薬管理困難患者等に対する保健所、医療機関、訪問看護・介護スタッフの連携した定期的服薬管理と支援

(2) エイズ及び性感染症対策

1 現状

概況

■鳥取県の主な性感染症の発生状況 (エイズ発生動向年報、鳥取県性感染症発生動向調査事業報告書より)	(単位：件、人)				
1. 全数報告 [エイズ・HIV]	[鳥取県]				
区分	全国				
新規発生件数	HIV感染者	AIDS患者			
H24年度	1,449	1,002	447	1	0
H25年度	1,590	1,106	484	3	1
H26年度	1,546	1,091	455	3	0
H27年度	1,434	1,065	428	3	1
H28年度	1,440	1,063	437	3	2
※中部圏域では近年発生なし					
【補説】	(単位：人)				
H24年 H25年 H26年 H27年 H28年					
3 0 2 3 8					
※うち中部圏域では年0~1名発生。					
2. 定点報告 (注1) 【性器クラミジア感染症】	(単位：人)				
区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
10歳未満	0	0	0	0	0
10~19歳	28	45	29	29	18
20~29歳	115	109	120	110	113
30~39歳	96	69	63	70	77
40~49歳	62	33	47	40	56
50歳以上	25	27	21	17	21
計	316	283	280	266	285
※うち中部圏域患者数は、年10人前後					
【性器ヘルペスウイルス感染症】	(単位：人)				
区分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
10歳未満	0	0	0	0	0
10~19歳	3	5	6	4	11
20~29歳	30	18	22	13	25
30~39歳	28	28	27	28	25
40~49歳	26	40	30	37	34
50歳以上	28	37	35	39	47
計	115	128	120	121	142
※うち中部圏域患者数は、年10人前後					

【尖圭コンビローマ】					
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
10歳未満	0	0	0	0	0
10~19歳	2	2	6	1	2
20~29歳	22	11	16	17	15
30~39歳	17	10	13	18	9
40~49歳	9	8	12	9	12
50歳以上	8	9	8	6	6
計	58	40	55	51	44

※うち中部圏域の患者数は、年5人前後

【淋菌感染症】					
	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
10歳未満	0	0	0	0	0
10~19歳	9	15	6	6	5
20~29歳	39	39	53	35	31
30~39歳	36	26	26	28	39
40~49歳	22	10	28	24	4
50歳以上	19	8	15	10	7
計	125	68	128	103	86

※うち中部圏域の患者数は、年10人前後

(注1) 定点報告：県内での発生状況を地域的に把握するため、人口や医療機関の分布等を勘案して選定した医療機関からの報告（県内7医療機関、中部圏域7各口病院からの報告）

■検査受検者数

OHIV検査、性感染症検査の受検者数は年によってばらつきがある。20~40歳代の受検者が多く、多くはインターネットを見て受検されている。

○倉吉保健所では、近年HIV陽性者なし、クラミジアは受検者の3割が陽性、梅毒は年0~2人陽性

【倉吉保健所HIV・性感染症検査受検者数 ※（）内はうち陽性者】

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
HIV	76(0)	83(0)	109(0)	102(0)	68(0)
クラミジア	45(8)	68(23)	55(23)	76(17)	50(18)
梅毒	45(0)	66(1)	85(0)	76(2)	50(1)

※H28年数は鳥取県中部地盤により、出張検査イベントが中止となり受検者数が減少

■主な取組

- 普及啓発の取組
 - ・高校生ボランティア等による世界エイズデー街頭キャラバン等
 - ・学部祭での出張山吹検査、学校・市町図書館等でのパンフレット展の実施
 - ・ロータリークラブ、鳥大ピアカウンセラーやによる普及啓発の実施
 - ・学校、コンビニ、ドラッグストア等でHIV等検査のPRカードを配置
 - ・喫煙等、性器以外の感染が増加している事等、実態に応じた普及啓発
- 平日だけでなく休日（年2回）、夜間（年2回）の検査を実施

2 調査と対策

課題	対策
○関係機関と連携したHIV・性感染症予防のための普及啓発及び性器以外の感染等の広報 ・ホームページ等の活用 ・学校と連携した性教育の充実	○月2回の平日検査、キャンベーン中の休日・夜間検査等を継続実施 (受検者が増加した場合は検査実施日の拡大を検討)
○検査希望者が受検しやすいHIV検査・性感染症検査の実施体制の整備	

(3) 施内部感染対策

1 現状

(4) 社会福祉施設の集団感染防止対策

1 現状

概況					
○中部圏の医療機関におけるインフルエンザの集団発生は減少傾向だが、散発事例は発生あり 【感染症の院内集団発生報告件数】〔中部圏福祉保健局調べ〕					
〔区分〕 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度					
【感覚性胃腸炎】 0(0) 0(0) 0(0) 0(0) 0(0)					
【インフルエンザ】 2(21) 1(15) 3(34) 0(0) 3(41)					
○感染防止対策加算の届出病院：5病院 (県立厚生病院、倉吉病院、野島病院、藤井寺記念病院、三朝温泉病院)					
○専門教育を受けた感染制御医師（ICD）・看護師（ICN）等の配置は中部圏域では県立厚生病院のみ					
■主な取組 ○中部圏内感染防止研究会を中部圏感染制御地域支援ネットワーク会議に変更し開催するとともに研修会を開催し、関係者の情報交換、質問向上を行っている					

2 課題と対策

課題	対策
○鳥取県感染制御地域支援ネットワークの充実、強化	○感染制御専門家チームの実地指導の活用、ネットワーク内（管内医療機関）の情報交換、研修等による院内感染防止対策の強化 ○専門家の養成とスタッフ教育の充実
○管内医療機関における感染制御師（ICD）・看護師（ICN）等専門家の配置充実	

概況					
○中部圏の社会福祉施設（保育所、老人福祉施設、障害者施設）における感染性胃腸炎の集団発生 は平成28年東日本大震災・患者教どうも二重加 社会福祉施設の施設の施設等を対象とした研修会を開催					
■発生状況 ○園城の福祉施設における感染性胃腸炎の集団発生はH28年度件数・患者教ともに増加、インフルエンザ は件数・患者教ともに横並び、 【感染性胃腸炎の施設内施設内発生報告件数】〔中部圏福祉保健局調べ〕					
〔年度〕 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 〔件数〕 5 3 5 4 10 〔患者教〕 71 35 75 56 154					
■主な取組 ○社会福祉施設の職員等を対象とした研修会を実施 【平成28年度研修会実績】 ・平成28年度社会福祉施設等の対応症・食中毒等研修会 開催：平成28年6月8日、参加：193名 ・平成28年度感染症・結核予防対策研修会 開催：平成28年12月15日、参加：92名					
2 課題と対策					
○社会福祉施設調査者に対する 対策 ○施設監査、特に給食施設への立ち入り検査等を活用した現場の感染防止対策の確認・指導の強化 ○関係機関を対象とした研修会の実施					

(5) 新型インフルエンザ等医療体制の整備

第2章 疾病別・課題別医療提供体制の構築 第2節 課題別対策

■ 概況

新型インフルエンザ行動計画に基づき整備が必要とされている新型インフルエンザ入院病床を確保できていない。(必要病床数 87床、現在確保病床数 68床)
輸入検査が国内に特有な場合に備え研究会等の準備

■ 健康保険等

- 新型インフルエンザ行動計画に基づき整備が必要とされている新型インフルエンザ入院病床を確保できない。(必要病床数 87床、現在確保病床数 68床)
- 各発生段階における新型インフルエンザ対策訓練の実施
- 【平成28年度新型インフルエンザ対策訓練】
・平成28年度中都支部新型インフルエンザ等患者移送訓練（府内訓練）
・開催：平成28年7月5日及び7日、参加：39名
- ・平成28年度鳥取県新型インフルエンザ等疾本部運営訓練（大臣のため中止）

○第一種及び第二種緊急指定医療機関の県立厚生病院との連携

- 特定接種及び生民接種における協力体制の構築
- ・特定接種対象者の接種体制構築（平成28年度登録完了）
- ・今後の市町村主体の生民接種について伝染調整等の支援

2 課題と対策

■ 質問

- 新型インフルエンザの医療体制の整備**
- 帰国者・接触者外来に対応（外国人・観光客等に対する対応も含む）
 - 新型インフルエンザ入院病床必要病床数（87床）の確保・整備
 - 訓練後、検討課題について協議及び懇親会マニュアルの見直し
 - 新規・再発興行検査検査生時ににおいては、情報収集をばかり各関係機関と連携し、適切に対応する

■ 患者・家族に対する支援

1 現状

- 在宅難治患者を対象とした一時入院事業を行っている
・難治医療日本会議、其協会、専門相談及び患者・家族の交流を図っている
- 患者数
【受給者並列持替者数】[中部福祉保健局調べ]

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
指定難病受給者証所持者	764	807	825	874	860
ハルニ慢性持定疾患受給者証所持者	77	76	80	83	90
- ・難病の患者に対する医療に関する法律の施行（平成26年5月）により平成27年1月から指定難病の対象疾患が、56疾患から306疾患に拡大

■ 施設・施設外連携

- 在宅人工呼吸器使用患者の急変時の受入先や夜間緊急時の訪問看護師の確保が難しく、介護者の精神的負担が重い、
- 主な取組
○在宅難病患者を対象とした一時入院事業を実施
・平成28年度計画医療機関：県立厚生病院、野島病院、藤井寺総合病院
- 平成28年度利用実績：2人（延4回）
- 難病医療相談会（患者・家族対象）の開催状況【中部福祉保健局調べ】

	回数	人数	主な対象疾患
H24年度	3	27	筋萎縮性側索硬化症（ALS）、特発性小血管減少性疾患、クローン病
H25年度	3	31	ALS、特発性筋萎縮症（うつ血）、心筋症、全身性エリテマトーデス
H26年度	3	23	ALS、線維性叢神経症、漸進性大脳炎
H27年度	3	32	ALS、強皮症、皮膚筋炎、モヤモヤ病
H28年度	2	19	後天性脊髄硬化症、全身性エリエマトーデス

- 平成23年度重症難病患者対象・協力病院設備整備事業で県立厚生病院にて貸出可能な非常時用UPS（無停電電源装置）を整備

- 人工呼吸器使用在宅患者の周囲災害時対策マニュアルを、鳥取県難病医療連絡協議会を中心となり、在宅支援関係機関と連携し作成
- 倉吉市が特定疾患受給者証を所持している方への通院費を助成

2 横断と対策

課題・課題	対策
○難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院）等関係機関と連携した患者・家族の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○難病医療相談会、特定疾患受給者証の新規・更新の面接時などでの支援体制の周知 ○難病医療連絡協議会、各関係機関と連携した、レスペクト入院先の確保等在宅療養生活の支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・中部圏域でのペーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等患者会活動の支援 ・鳥取県難病相談センターによる各患者会の設立、運営支援 ○人工呼吸器等医療機器専用在宅患者の通路先等調整及び個別災害時对策マニュアルの見直し等災害時支援体制の充実

2 横断と対策

課題・課題	対策
○治療困難な難病（指定難病）の診療ができる医療機関の確保	<p>平成28年3月末の指定難病登録者は18,600人。指定難病登録された医療機関は、仙園病院、山形中央病院等である。</p> <p>【鳥取県】</p> <p>平成28年3月末の指定難病登録者は1,120人。指定難病登録された医療機関は、鳥取中央病院、鳥取市立病院等である。</p>

2 横断と対策

課題・課題	対策
○かかりつけ医と専門医機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○難病医療連絡協議会による定期調整等を通じたかかりつけ医と専門医機関の連携強化 ○難病医療連絡協議会が実施する難病研修会・シンポジウム等へのかかりつけ医の参加促進

歯科保健の推進

家庭や学校での正しい歯磨きの指導や、化物洗口の普及等の歯科保健対策を引き続き推進します。
成人の歯科健診受診率及び歯周病予防を推進します。
口腔機能上的重要性の普及啓発を推進します。

1 現状

概況	(1) 歯科保健の推進
	<p>○定期的・学年別に「う蝕罹患率」傾向があるが、う歯の多い子と少ない子が2極化している。 成人の歯周病有病者が増加していると考えられるが、市町が実施する成人口歯科健診の実績が少ない。</p>

2 幼児期・学年期

■歯科疾患等の状況

概況	(2) 歯の状況
	<p>○幼児期から学年期ではう蝕罹患率は減少傾向であるが、年齢が上がるごとにう蝕罹患率は増加傾向 ○歯に対する保護者の意識は高まっているが、う歯の多い子と少ない子が2極化している。 【う蝕罹患者率（処置完了者十未処置者）】</p>

概況	H25年度			H26年度			H27年度		
	1歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳
中 部	0.5	14.3	28.0	33.4	34.7	22.3	24.5	21.7	1.0
島 取	0.4	11.0	22.3	28.8	28.8	28.8	30.9	30.9	10.8
小 学 生	0.5	11.2	24.5	34.0	58.0	55.8	52.8	52.8	41.9
中 学 生	0.5	10.8	21.7	34.7	44.0	40.3	41.9	41.9	—
島 取	1.6歳	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	—
小 学 生	3歳	15.6	16.0	14.0	14.0	12.2	12.2	12.2	—
中 学 生	4歳	33.3	29.7	29.4	29.4	27.5	27.5	27.5	—
島 取	5歳	39.2	39.4	39.7	39.7	34.9	34.9	34.9	—
小 学 生	6歳	57.6	57.8	56.1	56.1	53.8	53.8	53.8	—
中 学 生	7歳	45.0	47.9	43.3	43.3	44.6	44.6	44.6	—

【島取県歯科政策・島取県教育委員会調べ・中部学区歯科連携教諭会調べ】

2 横断と対策

課題・課題	対策
○かかりつけ医と専門医機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○難病医療連絡協議会による定期調整等を通じたかかりつけ医と専門医機関の連携強化 ○難病医療連絡協議会が実施する難病研修会・シンポジウム等へのかかりつけ医の参加促進

【アッパル物洗口実施状況】

○中部圏域のアッパル物洗口実施率は、保育園等（年中児・年長児）で36箇所、小学校で3校実施している。

○中部圏域の保育園等の実施率はH23年度末33.3%（21箇所/63箇所）からH28年度8月 69.2%（36箇所/52箇所）と増加しているが、私立保育園等の実施率は27.3%であった。

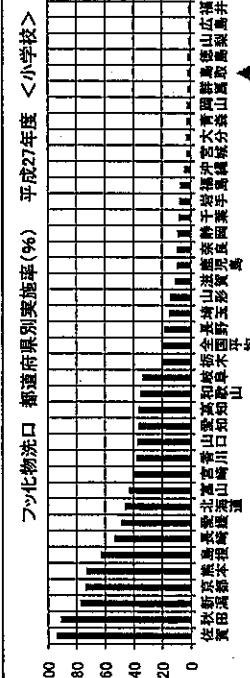
○平成27年度島取県内の学校のアッパル物洗口の実施率は全国3.5位で、平成28年度の1.2歳児（中学1年生）一人平均かし歯本数（本）は全国3.7位であった。

【中部圏域の保育園等 フッ化物洗口実施率（H28年度8月）】

	施設数 (箇所)	実施園数 (箇所)	実施率 (%)
公立	30	30	100.0
私立等	22	6	27.3
計	52	36	69.2

*フッ化物洗口とはうがい方法の一つで、フッ素の入った漱口水（約1ml）をし、フッ化物の作用で歯の質を強くする方法。

（参考）フッ化物洗口 都道府県別実施率 [小学校] 烟取県 34位

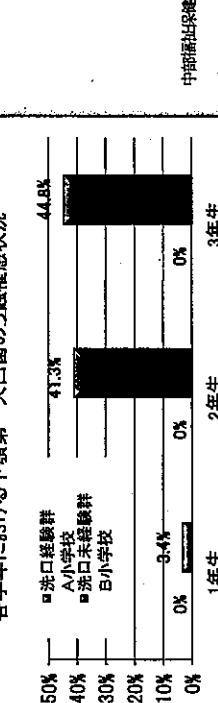


フッ化物洗口 都道府県別実施率(%) 平成27年度 <小学校>

（NPO法人日本フッ化物洗口普及協会他共同監査結果から）

【フッ化物洗口の効果：各学年における下顎第一大臼歯のうがい状況】
・幼児期に保育所でフッ化物洗口を毎日法で2年間経験した児童が在籍しているA小学校と、未経験児童の在籍しているB小学校で、1年生～3年生の各学年時の左右下顎第一大臼歯のうがい状況を比較。

各学年における下顎第一大臼歯のうがい状況



・洗口未経験群A小学校では、1年生の時にうがいと判定された者は1人（3.4%）であったが、2年生では12人（41.3%）、3年生になると13人（44.3%）の児童がうがいと判定され、学年が上がるごとにうがいと判定された児童も増加していました。

【歯肉炎等の状況】

○中部圏域の小中学生の歯肉炎罹患率は、減少傾向にある。
○中部圏域の小学生・中学生ともう歯肉炎罹患率は、県平均より低いが、中学生では高い状況。
○中部圏域の小学生・中学生の歯肉炎罹患率は、県平均より低いが、中学生では高い状況。

【う歯処置完了率及び歯肉炎罹患率】

	う歯処置完了率	歯肉炎罹患率	(単位: %)
中 部	う歯処置完了率	小学校	27.9
		中学校	29.6
	歯肉炎罹患率	小学校	1.3
		中学校	1.0
			1.7
			1.3

	う歯処置完了率	歯肉炎罹患率	(単位: %)
鳥 取 県	う歯処置完了率	小学校	29.3
		中学校	31.0
	歯肉炎罹患率	小学校	2.1
		中学校	6.1
			5.2
			4.6

【中部圏域保健師会連携会議調べ】

○高等学校での歯磨きの意識啓発ができるない

- 主な取組
 - 市町では乳幼児期の取組みについて、歯科健診、歯磨き指導、フッ化物塗布、フッ化物洗口（年中見・年児見）、健口体操等を実施。中部圏域医師会とともにフッ化物洗口未実施箇所への働きかけ
 - 学校では教育・保護者啓発を各学校の年間計画にに基づいて実施
 - 中部圏域医師会では、フッ化物洗口懇親会の実施調査、食育市井び保護育毛モデル園へのアプローチ、市町のフッ化物洗口フォロー、市町担当者との研修会開催
 - 中部圏域保健局ではモニタール小学校を試行して、モニタール学校・学校歯科及び市町と連携して、歯科保健課題に対する健齿教育（歯磨き、デンタルフロス、歯む事等）を実施

- 8/20運動の実施
 - ・中部圏域保健局では中部圏域歯科保健推進協議会にて、地域の歯科保健課題に関する対策を検討
 - ・健齿运动による歯周疾患検診の実施会場：鳥取県中部歯科衛生士会・保健所職員・歯科看護師・児童者
 - ・市町独自：鳥取県中部歯科衛生士会・三朝町（H29年度実施予定）・湯梨浜町・琴浦町・北栄町

【成人口（難城）・高齢期】

- 歯科健診の実施状況
 - 歯科健診が受けられる体制は充実している。
 - ・健康検査法による歯周疾患検診の実施会場：倉吉市・湯梨浜町・琴浦町・北栄町
 - ・市町独自： 女性歯科健診・倉吉市・三朝町（H29年度実施予定）・湯梨浜町・琴浦町・北栄町

【歯科健診の受診率】

	H25年度	H26年度	(単位: %)
倉吉市	6.5	6.7	6.3
湯梨浜町	6.1	9.9	9.3
琴浦町	7.5	5.9	7.0
北栄町	—	8.6	8.3
鳥取県	2.3	2.9	3.1

【実施主体：市町村 始業年齢：40歳・50歳・60歳・70歳】

【好録の歯科健診受診率】[市町のデータ]			
	H26年度	H27年度	H28年度
倉吉市	31.0	40.8	32.8
湯梨浜町	30.8	28.4	47.3
琴浦町	35.2	47.4	33.1
北栄町	19.7	33.3	21.5

■歯科患者等の状況

○県での80歳代で20歳以上の歯を有する者の割合は、増加している
【20本以上の歯を有する者の割合】[県民歯科疾患実態調査] (単位: %)

年齢区分	H17年度	H22年度	H28年度
60歳～64歳	68.2	76.1	84.2
65歳～69歳	50.0	70.0	72.5
70歳～74歳	47.3	53.5	63.6
75歳～79歳	28.5	46.6	48.8
80歳以上	19.4	30.8	35.1

*県民歯科疾患実態調査は5～6年毎に実施

○県では40歳以上の歯周病有病者率が高くなっている

【歯周病有病者率】[県民歯科疾患実態調査] (単位: %)

年齢区分	H17年度	H22年度	H28年度
20歳代	14.1	12.6	15.5
30歳代	14.8	14.1	19.0
40歳代	22.4	26.9	31.1
50歳代	35.4	40.0	37.3
60歳代	43.7	45.2	50.3
70歳代	41.5	47.9	52.5
80歳以上	30.5	33.3	48.1

■在宅歯科診療・口腔ケアの状況

在宅歯科診療等については、第1節11.在宅歯科に掲載

■主な取組

○市町では、歯科健診及び歯科保健講導・相談を実施 (妊婦歯科健診、ふしめ歯科(歯周疾患)健診は、中部歯科医師会委託)

○中部歯科医師会では、妊娠歯科健診ややしめ歯科(歯周疾患)健診の推進、中部地域歯科医療連携室にて、通院歯科治療が困難な人の相談等を実施。

○中部保健局では、地域及び職域対象に歯周病予防の普及啓発(定期健診、定期予防、デンタルフロス等)を図るための出前講座を実施

○8020運動の実施 (幼児期・学齢期の主な取組を参照)

■障がい児・者の歯科保健対策

○倉吉市、中部医師会、中部歯科医師会、薬剤師会中部支部が協働し、「発達障がいの理解ヒビ支援」リーフレットを作成し、活用している。

○障がい児・者の歯科治療が可能な医療機関(中部医師会)19機関 [鳥取県医療機関登録公表サービスより]
1. 9機関 [鳥取県医療機関登録公表サービスより]

2 課題と対策

課題	対策
<p>○う蝕予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期及び学齢期のフッ化物先端充填 ・生活習慣と歯周病予防の意義や効果の周知 ・フッ化物先端充填の有効性データを活用した普及及び推進 	<p>【う蝕予防対策の推進】 ○う蝕予防対策の推進 : 乳幼児期・学齢期】</p> <p>○う蝕予防対策の推進 : 成人期・高齢期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むし歯予防フッ化物充填、定期予防の普及 ・実施設への正しい歯磨き指導(特に低学年児の上げ磨き)及びう蝕未治療原因健齧者への重点的指導

課題	対策
<p>○歯周疾患の向上対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生から中学生にあがる」と歯周病予備群が増加 ・歯磨き習慣を維持するための高等学校の指導の充実 ・成人の定期歯科健診、定期予防の充実 	<p>【歯周病予防対策の推進】</p> <p>○成人口歯科健診、定期予防の普及</p> <p>○いろいろな機会を捉えて受診勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師からの歯科概念の呼びかけ ・生活習慣病や認知症等、全身疾患と歯科保健の関係の周知 ・歯域における出前歯科健康講座の実施

課題	対策
<p>○口腔機能の向上対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能の発達途程中のある幼児期の噛み力や咀嚼、嚥下機能の向上 ・口腔機能が低下する高齢期の噛み力や咀嚼、嚥下機能の向上(認知症予防との関連) 	<p>【口腔機能の向上対策の推進】</p> <p>○幼児期の口腔機能向上の取組(口の体操、口を使った遊び)の普及</p> <p>○高齢期の口腔機能向上の重要な生の普及啓発(口腔ケア、多職種連携)</p>

5 医療機関の役割分担と連携

かかりつけ医の必要性や各医療機関の役割について住民への周知に努めます
・地域連携クリニックの運用を促進、病院連携及び初診外来を進めます
・病院連携、精査連携及び在宅医療介護連携を推進するため多職種の施設づくりに努めます

(1) 医療機関の役割分担

・病床の機能分化及び連携を図り、必要な医療を適切な場所で提供できる体制を整えてい
る
・中部圏域では中央病院が初期医療を担っている

■医療機関の状況

1 現状

区分	設置数
病院	10箇所
うち精神科ア病院がある病院	1箇所
診療所	83箇所
うち在宅医療支援診療所 (在宅医療支援診療所を中国四国厚生局に届出している医療機関)	13箇所
うち在宅訪問診療が可能な診療所	35箇所
歯科診療所 (鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービスに在宅訪問診療を可としている医療機関)	45箇所
うち在宅訪問診療が可能な歯科診療所 (鳥取県各地区地質歯科医療連携室の群衆歯科医院)	24箇所

区分	設置数	医療機関名
地域医療支援病院(注1)	0箇所	
地域がん診療連携拠点病院に準じる病院	1箇所	県立厚生病院
災害拠点医療指定医療機関	1箇所	野島病院
初期被ばく医療機関	3箇所	県立厚生病院、清水病院、野島病院

※注1：地域医療支援病院とは、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実績等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地元医療の確保を図る病院

【紹介患者に関する承認要件】

- ・紹介率80%以上
- ・紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
- ・紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

○かかりつけ医を持つことを市町報等で啓発しているが、中核病院が初期医療も担っている

2 課題と対策

課題	対策
○かかりつけ医の必要性の認識	○市町広報等による住民に対するわかり易い普及、啓発
○各医療機関の役割分担と機能の明確化	○医療機関・福祉施設等情報公表サービスを活用した医療機関の機能の周知
○地域住民等に対する医療機関の役割分担や医療機関連携の周知	○地域医療支援病院の設置促進
(1) 医療機関の役割分担	○鳥取県地域医療構想(注2)により、病床の機能分化及び地域の推進による取り組みを進めている
・病床の機能分化及び連携を図り、必要な医療を適切な場所で提供できる体制を整えてい る ・中部圏域では中央病院が初期医療を担っている	(注2) 鳥取県地域医療構想：地域の実情や患者のニーズに応じて高度急性期から、急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至る一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される体制を確保するための取り組みをまとめたもの。(平成28年作成)

■地域医療機関に関する医療機関連携

1 現状

概況	■地域医療クリティカル・レスの運用を促進し医療機関の連携を図る
	・地域医療クリティカル・レスの運用を促進し医療機関の連携を図る
	・5大がんの地域医療クリティカル・レスを運用促進
	・難治病・急性筋膜炎等の連携クリニック
	■医療提供体制
	○地域医療支援病院：0箇所(東部3箇所、西部2箇所)
	○在宅医療支援診療所(在宅医療支援診療を中国四国厚生局に届出している医療機関)
	：13箇所(東部25箇所、西部9箇所)
	○在宅訪問診療が可能な診療所(鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービスに在宅歯科診療を可としている医療機関)
	：35箇所(東部77箇所、西部9箇所)
	○在宅訪問診療が可能な歯科診療所(鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービスに在宅歯科診療を可としている医療機関)
	：35箇所(東部69箇所、西部30箇所)
	○地域連携室等の地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携窓口を設置する医療機関：8箇所
	■医療機関等の連携状況
	○地域連携クリニックバス
	・駆年中：平成23年1月から中部医療圏を通るバスの運用開始
	・5大がん：平成24年1月から県下統一のバスの運用開始
	・急性筋膜炎等：平成25年4月から中部医療圏を通るバスの運用開始
	・難治病：平成25年から中部医療圏共通のバスの運用開始
	○認知症連携バス
	平成24年から中部医療圏共通のバスを運用開始し平成28年からは手帳型バス「中部つながり手帳」を活用

■主な取組
○市町報等でかかりつけ医を持つことの必要性を啓発
○県ホームページの医療機関・福祉施設等情報公表サービスにより医療機能情報を公開

○診療科医師との連携用病床を県立厚生病院（10床）、三朝温泉病院（5床）が確保しているが、利用が少ない
【診療所との連携用病床利用実績】「中部福祉保健局調べ」
（単位：床）
県立厚生病院 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 15 5 2 4 5
三朝温泉病院 0 0 0 0 0

- ITを活用した連携
 - ・平成24年開設された電子カルテ相互参照システム（おしどりネット2）の利用
 - ・利用医療機関：5箇所（うち、開業のみの機関2箇所）
 - ・平成21年度から鳥取県周産期精神システムの運用開始

2 調査と対策

課題	対策
○病院連携の推進（県立厚生病院を含む）	○地域連携クリティカルパスの運用推進（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、認知症） ○電子カルテ相互参照システム（おしどりネット2）への参加の促進等、他団体との連携
○病院連携の推進（歯科診療所を含む）	

（3）多職種連携のための県の見える関係づくり

1 現状

概況	・地域包括ケアシステムの実現のために関係機関の連携が必要 ・地域包括ケアシステム体制整備に向けた取組の中で生じた医療の過疎化による多職種による「中部圏域地域づくりしょくやの会」が平成26年4月から活動を開始
----	--

○地域における医療・介護 関係機関の連携が重要

*在宅看護を支える関係機関の例

・地域の医療機関（かかりつけ医・専科診療所）

・在宅医療支援病院・診療所（病床）（急変時に一時的に入院の受け入れの実施）

※

・扶助看護事業所・介護支援事業所（介護、介助、介食等の介護の実施）

※

・介護サービス事業所（介浴、排せつ、食事等の介護の実施）

※

○中部圏域では、鳥取県地域ネットワーク（地域リハビリーション）推進事業開始に併せ、中部圏域のケアネットワークを推進するため、平成20年度に関係者の任意の会「地域づくりしょくやの会」が立ち上げられた。

*鳥取県地域ネットワーク（地域リハビリーション）推進事業

*住み慣れた地域で安心した社会生活が送れるよう隣接に1箇所「地域リハビリーション支援センター」を指定し、地域の医療・福祉関係者等が連携し地域ネットワーク構築を目的として実施。事業はセンターに委託

*中部圏域指定機関：三朝温泉病院（指定期間：H20~23年間）

*地域づくりしょくやの会

保育・医療・福祉関係有志（病院医師・連携室会議員・診療室会議員・診療所医師・訪問看護ステーション、看護師・介護支援専門員等）が基本的に個人で参加し、相互に情報交換し連携を図る自主活動

2 調査と対策

課題	対策
○関係機関の顔の見える関係の充実・強化	○「地域づくりしょくやの会」の継続化 ・市町の在宅医療介護連携推進事業と連動した取り組み

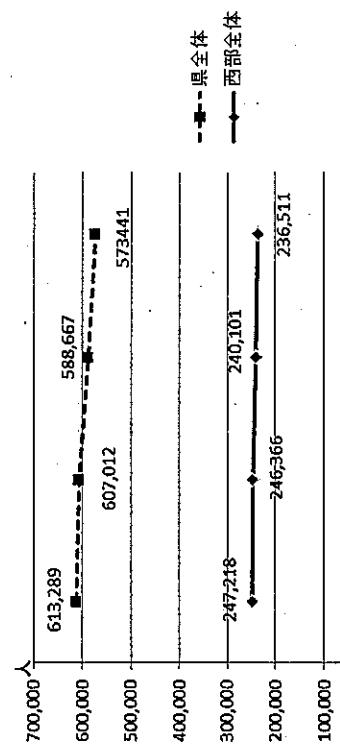
○鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部では、医療と介護の連携強化の中では医療との連携をスムーズに行うことを目的とした「ドクター＆ケアマネタイム」を平成24年に作成したが、更新ができない
○「地域づくりしょくやの会」を母体として、支援者の顔の見える関係構築を図りながら、地域の現状、課題、解決策の検討を行い、「連携シート」を作成するなど、切り目ない医療と介護の推進を目指して活動してきたが平成26年度で活動は休止
○中部圏域在宅医療・介護の連携強化に向けて様々な取組がされてきたが、平成27年に調査した病院と介護保険サービス調整を担う介護支援専門員との国際標準率は約38%であった。加えて、連携調整の連絡のタイミングによっては適切なサービスの提供体制が整わないと指摘されている *選択標準率：居宅介護支援専門員、地域包括支援センター等を対象に算出、回答率38%
○このような中、中部圏域保健局は、中部圏域の在宅医療・介護連携の体制強化のため、医療・介護関係者の顔の見える連携の場として平成28年度に「地域づくりしょくやの会」を開催させた
○また、在宅医療・介護連携の中で特に課題の大きい入院時の連携強化のため、しょくやの会代表者による「略会議」を設置。「略会議」及び「取締会議」で「中部圏域入院調整手順」を作成、平成29年4月から試行運用を開始。選院時調整率の向上を図り、入院から退院まで切れ目ない支援が提供できる体制準備を目指しているところ
※「入院調整手順」作成のため、代表者による「略会議」を設置

西部保健医療圏地域保健計画（案）

西部保健医療圏の現状

1 人口
西部圏域の人口は平成12年が247,218人、218人、平成27年が236,511人と減少傾向にある。

(1) 人口の推移

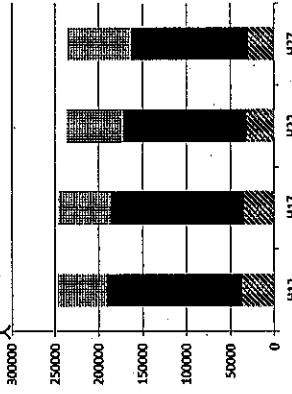


*出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(2) 年齢3区分人口

平成27年国勢調査による西部圏域の人口構造は、老人人口（65歳以上）の22.0%に対し30.3%と増加している。一方で、年少人口（15歳未満）の割合は、平成12年の14.9%に対し12.9%と減少しており、老人人口の占める割合が急速に増加している。

『西部圏域の年齢3区分人口の推移』



*出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(注)：総数には、年齢「不詳」を含む

- 1 人口対策
- 2 人口動態
- 3 予防・保健に関する状況
- 4 西部圏域における死亡場所の推移
- 5 精神疾患
- 6 小児医療
- 7 周産期医療
- 8 救急医療
- 9 災害医療
- 10 へき地医療
- 11 在宅医療

第2章 疾病別・課題別医療提供体制の構築

第1節 疾病又は事業別対策（5疾病6事業）

- 1 がん対策
- 2 脳卒中対策
- 3 心筋梗塞等の心血管疾患対策
- 4 期末病院対策
- 5 精神疾患
- 6 小児医療
- 7 周産期医療
- 8 救急医療
- 9 災害医療
- 10 へき地医療
- 11 在宅医療

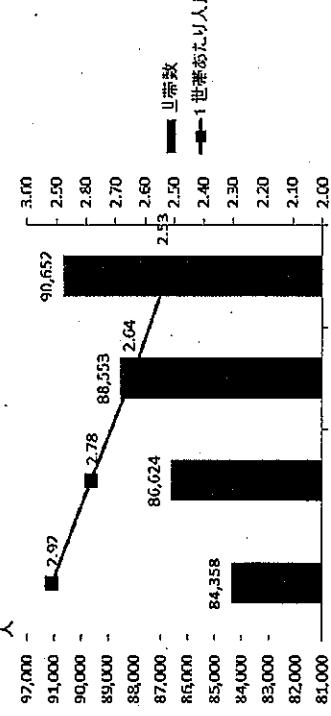
第2節 課題別対策

- 1 健康づくり
- 2 結核・感染症対策
- 3 離生病対策
- 4 産科保健医療対策
- 5 医療機関の役割分担と連携

*健康づくり分野の指標

(3) 世帯数の推移

平成12年と平成27年の状況を比較すると、一般世帯数は84,358世帯から90,652世帯と6,294世帯増加している。一方で1世帯あたりの人員は、平成12年の2,921人から平成27年の2,531人と減少している。



※出典：厚生労働省「人口動態調査」

(1) 出生

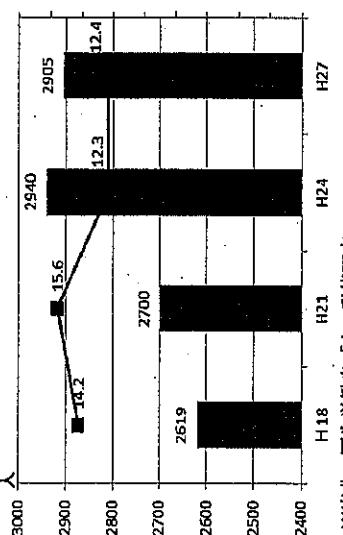
平成12年から平成27年までの推移を見ると、出生数は2,396人から2,003人と減少傾向にある一方で、合計特殊出生率は平成12年と比較すると上昇している。

区 分	H12	H17	H22	H27
出生数(人)	5,645	5,012	4,790	4,624
西部圏域	2,396	2,076	1,992	2,003
全国	1.36	1.26	1.39	1.45
鳥取県	1.59	1.47	1.54	1.65
米子	1.64	1.45	1.57	1.80
日野	1.6	1.78		

※出典：厚生労働省「人口動態調査」、鳥取県人口動態統計

(2) 死亡

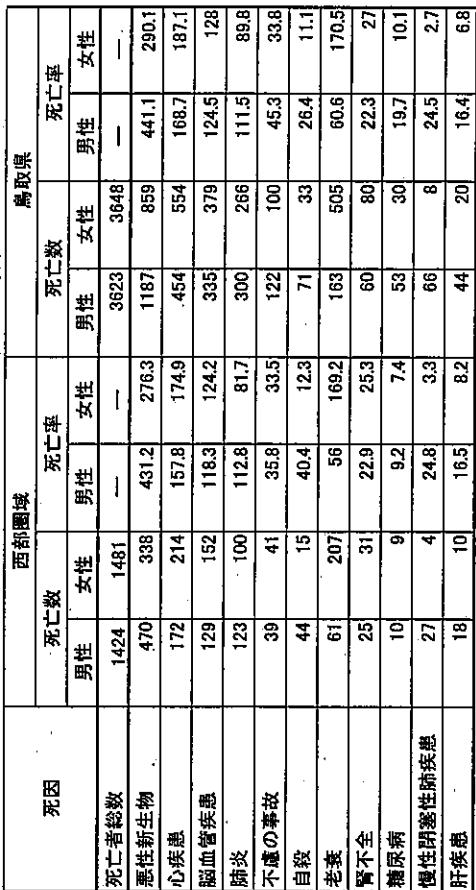
平成27年の死亡者数は、平成18年と比較すると2,619人から2,533人と減少している。死亡率(人口千対)では減少している。



※出典：厚生労働省「人口動態調査」

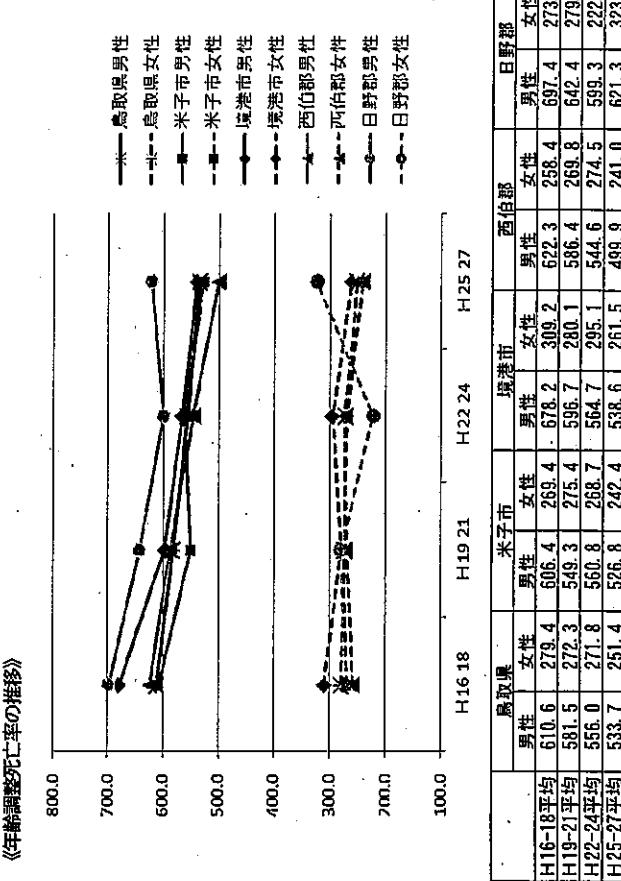
(3) 死因別死亡数は、県と同様1位悪性新生物、2位心疾患、3位脳血管疾患、4位肺炎であった。年齢調整死亡率については、日野郡男性が鳥取県全体や西部圏域より高い傾向にあり、疾患別では平成22年以降脳血管疾患が高くなっている。また、塙港市男性で悪性新生物による年齢調整死亡率が高い傾向にある。

②死者総数及び10大死因の死亡数・死亡率(人口10万対)(平成27年)



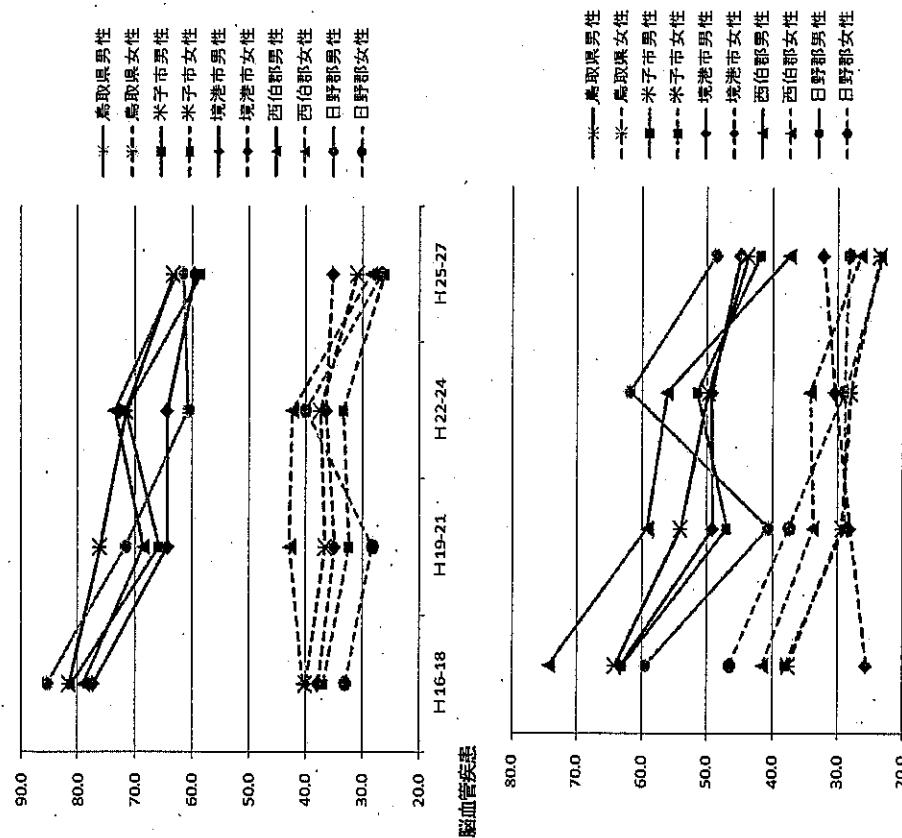
※出典：平成27年人口動態調査

③年齢調整死亡率の推移



※出典：厚生労働省「人口動態調査」、鳥取県人口動態統計

心疾患

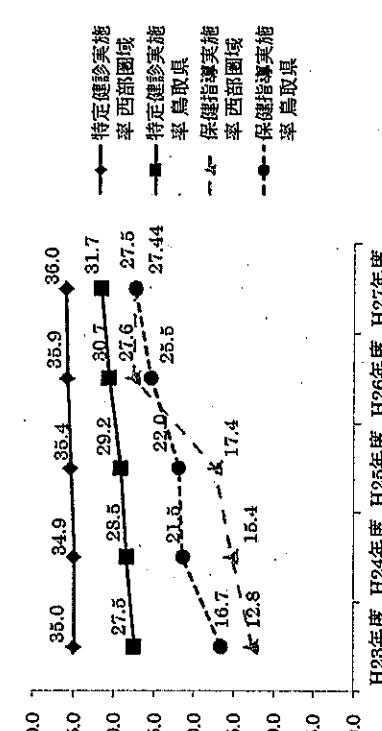


3 予防・保健に関する状況

(1) 健康診断の実施状況及びその結果の推移

西部圏域の特定健診（市町村国保）受診率は、県平均より高い水準で推移しており、上昇傾向にある。また、保健指導の実施率については、平成25年度までは県平均を下回っていたが、平成26年以降上昇し、概ね県平均と同様となっている。

《特定健診・特定保健指導（市町村国保）の受診者数、受診率等の推移》



※ 出典：鳥取県福祉保健部健康局健康政策課調べ

平成27年度がん検診受診率は17.8～30.5%で、県平均と比べて胃、肺、大腸がんの受診率が低かった。精密検査受診率は、乳がん以外は県平均より高くなっている。

《がん検診・精密検査受診率（平成27年度）》

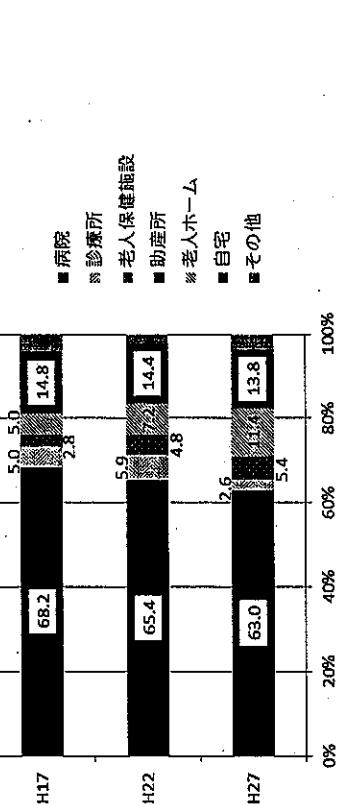
項目	区分	鳥取県	西部圏域
がん検診受診率	胃がん	27.0	26.3
	肺がん	28.9	23.4
	大腸がん	31.7	30.5
	子宮がん	24.1	24.3
	乳房がん	17.5	17.8
がん検診・精密検査受診率	胃がん	84.7	85.5
	肺がん	89.7	90.7
	大腸がん	77.1	78.1
	子宮がん	86.8	88.1
	乳房がん	95.3	94.9

※出典：鳥取県健康新対策協議会集計値

4 西部圏域における死亡場所の推移

(1) 10大死因の死亡場所別死亡数の推移
西部圏域における死亡場所は、平成17年においては医療機関（病院、診療所）が73、2%を占めていたが、平成27年には65、6%と減少傾向にあり、老人保健施設、老人ホームが7、8%から16、8%と増加している。自宅は14、8%から13、8%とやや減少。ただし、死亡総数が増加しているため、実数としては病院や自宅がやや増加している。なお、10大死因による死亡には、絶対死のうち約8割を占める。

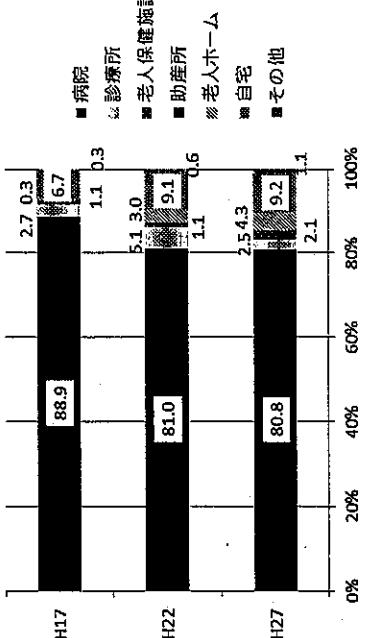
《10大死因別の死亡場所（割合）の推移（西部圏域）》



死因	病院	診療所	老人保健施設	助産所	老人ホーム	自宅	その他	10大死因計	死亡総数
H17	1390 (68.2)	112 (5.0)	57 (2.8)	0 (0.0)	101 (5.0)	302 (14.8)	85 (4.2)	2037	2479
H22	1473 (65.4)	134 (5.9)	108 (4.8)	0 (0.0)	163 (7.2)	325 (14.4)	50 (2.2)	2253	2855
H27	1410 (63.0)	59 (2.6)	121 (5.4)	0 (0.0)	255 (11.4)	310 (13.8)	84 (3.8)	2239	2905

西部圏域における悪性新生物（がん）の死亡場所は、平成17年における医療機関が9割近くを占めていたが、平成27年には約8割に減少している。ただし、死亡総数は増加している。自宅での死亡が47人（6.7%）から74人（9.2%）と増加している。

《悪性新生物（がん）の死亡場所の推移》



死因	病院	診療所	老人保健施設	助産所	老人ホーム	自宅	その他	10大死因計	死亡総数
H17	624 (48.9)	19 (1.7)	8 (1.1)	0 (0.0)	2 (0.3)	47 (6.7)	2 (0.3)	702	821
H22	665 (51.0)	42 (5.1)	9 (1.1)	0 (0.0)	25 (3.0)	75 (9.1)	5 (0.6)	821	806
H27	653 (48.6)	20 (2.5)	17 (2.1)	0 (0.0)	35 (4.3)	74 (9.2)	9 (1.1)	806	806

第2章 疾病別・課題別医療提供体制の構築

第1節 疾病又は事業別対策（5疾病6事業対策）

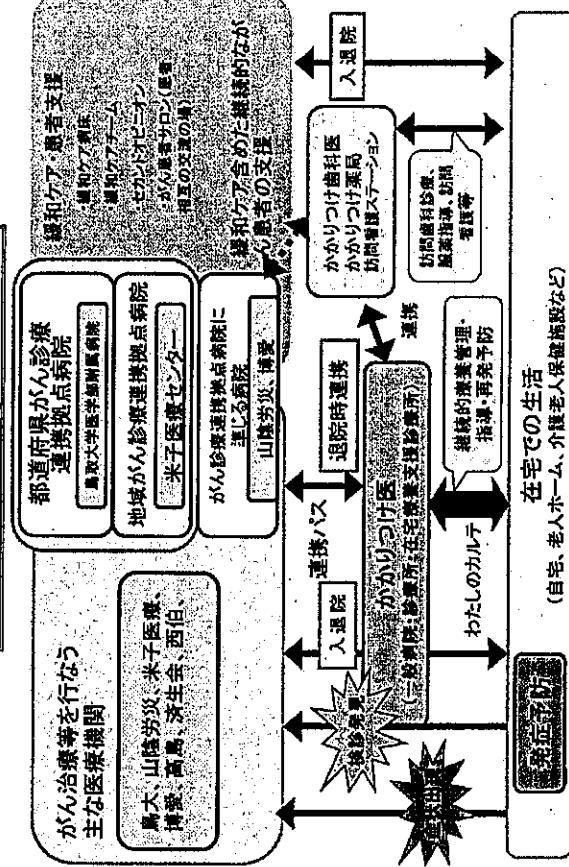
1 がん対策

課題	現状	課題	現状
○ 住民が日常生活圏の中で、質の高いがん医療を受けることができる体制の確保	○がん患者への質の高い医療の提供体制を整備し、療養生活の質の維持向上に向かた取組を進めます。	○がん医療の質の向上のために、がん専門医療従事者の養成が必要。	○がん医療の質の向上のために、がん専門医療従事者による診療を行つ以外の県内の主ながん診療を行つ医療機関について、医師を含む専門医療従事者の確保や地域医療連携が課題となっている。
○ 地域がん登録の充実化	○県内のがんによる死亡は、昭和57年以降死因の第一位であり、全死亡の約3割を占めており、西部でも同様の傾向である。○西部圏域には、鳥取県がん診療連携拠点病院に鳥取大学医学部附属病院、地域がん診療連携拠点病院に米子医療センターが指定されており、島大には「がんセンター」が設置されている。○がん診療拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）が開催する「鳥取県がん診療連携協議会」において、各種部会（がん登録等7部会）を設置し、研修会やテレビ会議等、がん医療の向上に向けた作業が実施されている。	○がん登録精度は上がっているが、さらなる向上が必要。さらに実務者のスキルアップが必要。	○がん登録データやがん医療の向上や、県民への情報提供、啓発への活用を進める必要がある。
○がん登録の充実化	○平成22年に交付された地図医療再生基金を活用し、各専門医療機関で高度な医療機器を導入している。平成22年8月鳥取大学医学部附属病院に、内視鏡手術支援ロボット：ダヴィンチ）が導入され、低侵襲外科センターが開設となつた。（※がん治療以外にも適用。）現在では、手術適応も拡大してきている。	○がん登録精度は上がっているが、外来でも安全に化学療法が受けられるよう、化学療法センター（室）等が整備された。	○地域がん登録の登録状況 平成24年の全県の登録状況は、3,816件である。登録精度は改善し精度が向上してきている。施設別に生存率等のデータを出す方向で進められる。

傷相談を同時に受けられるよう、がん相談支援センターに労働相談ワンストップサービスが設置された。	○労働相談の利用件数が多くないため、周知が必要。
○がん診療連携拠点病院の機能強化について、県内のがん診療に携わる医療機関に対する研修や、院内がん登録の充実、がん患者相談支援室の整備など強化されている。	
○米子医療センターに緩和ケア部第棟（20床）が2年7月に完成した。緩和ケアチームを編成し、外来、入院、自宅（訪問）等でケアを提供している。	○緩和ケアにに関する技術の向上が必要。 ○緩和ケアに対する一般住民や医療スタッフの正しい認識は、まだまだ不足。
○緩和ケアアームchairを購入して、鳥取大学附属病院でも、緩和ケアセンターを設置し、緩和ケアチームによるケアを実践。	
○疼痛緩和の麻薬施用者免許を所有している薬局数： 105薬局（119薬局中）（平成29年3月末現在）	
○緩和ケア研修を拠点病院にて継続して実施。	
平成29年1月現在での研修終了医師は、鳥大91%、米子医療センター100%となっている。	
○平成23年4月に西部地区がん地域連携バスの運用が開始され、策定委員会が継続実施されている。	○連携バスの運用件数を今後も増加させる必要がある。連携バス計画病院で、主治医が連携バスを活用するよう、院内体制を強化して推進が必要。
バス実績：平成27年度 80件 平成28年度 109件	また、連携医療機関が今後も増えるよう、継続して研修が必要。
平成28年度に地元連携バスのちらしとポスターを住民に分かれやすく改訂され、関係機関へ送付された。	○がんバス専属コーディネーターの確保が困難。
運用状況は乳がん等の件数が増加しつつある。	○がん終末期医療のバスの整備の検討が必要。
○平成29年5月鳥取大学医学部附属病院による市民公開講座「患者目線のがん医療」が開催された。	○終末期まで在宅で療養できる体制づくりが必要。
○平成23年度から、がん先進医療費交付利子補給事業を開始した。（西部での活用は1件）	
○平成28年度から、鳥取県がん患者の会参加応援事業補助金交付（ウィック・補正下着）制度を開始。（西部の交付件数：ウィック 47件、補正下着 7件）	

緩和ケアや療養生活の支援体制の整備	○がん診療に関するセカンドオピニオンや、療養しながら働きやすい環境を整備するための労働相談など、患者が気軽に相談できるような窓口を開発するための実施
支援室の整備など強化されている。	○がん拠点病院と連携し、県民が気軽に相談できる正しい理解や緩和ケアの普及啓発の実施
○米子医療センターに緩和ケア部第棟（20床）が2年7月に完成した。緩和ケアチームを編成し、外来、入院、自宅（訪問）等でケアを提供している。	○疾患早期の段階から緩和ケアへ取り組む医療機関を増やすとともに、緩和ケアに関する医療スタッフへの研修の実施
○緩和ケアアームchairを購入して、鳥取大学附属病院でも、緩和ケアセンターを設置し、緩和ケアチームによるケアを実践。	○「西部地区がん地域連携バス推進委員会」において、連携バスを一層活用できるよう、課題を把握し、推進方策を検討するとともに、講演会や研修会等の経常開催
○疼痛緩和の麻薬施用者免許を所有している薬局数： 105薬局（119薬局中）（平成29年3月末現在）	【がん対策に係る目標（H12.9→H3.5）】 △がん年齢調整死亡率（75歳未満）の減少：8.0 7%⇒7.7% △がん検診受診率の向上：胃2.6 3%、肺2.3 4%、大腸3.0 5%、子宮2.4 3%、乳1.7 8%⇒5.0%以上

がん医療の連携体制イメージ図



(自宅、老人ホーム、介護老人保健施設など)

対策

項目	対策
質の高いがん医療を受けることのできる体制の確保	○地域がん登録の推進と精度の向上（鳥取県健康対策協議会登録データーの情報発信、活用方法の検討、住民への還元についての検討） ○地域がん拠点病院を中心に、がん医療（緩和ケアを含む）について鳥取県がん診療連携協議会など、医療機関相互で情報を交換する場を活用した相互の連携、質の向上の推進

2 脳卒中対策

急性期・回復期・維持期各期の医療連携体制の充実、強化を図ります。

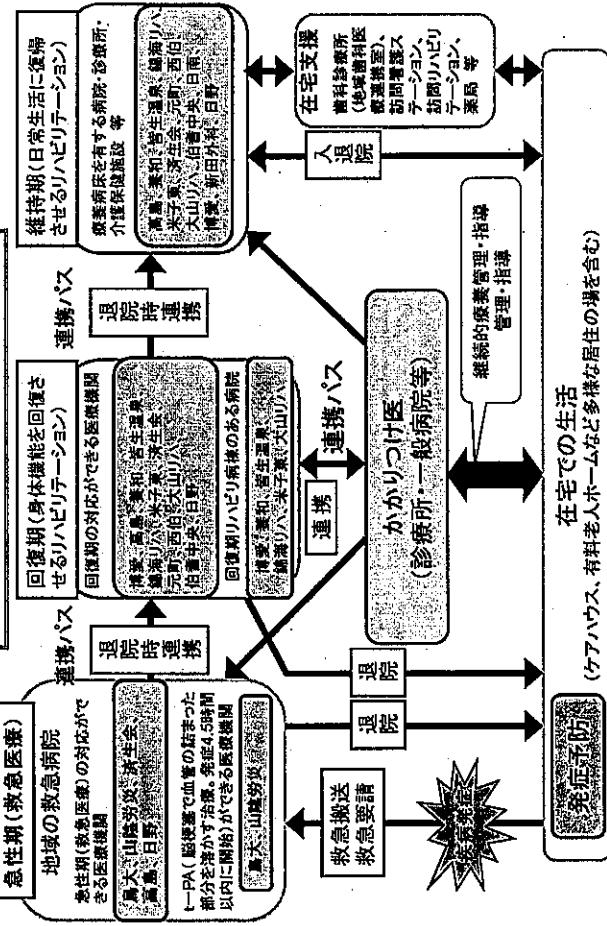
- 発症から入院、在宅に復帰するまで、一貫した医療が受けられる体制の整備。
- 地域の救命告白病院で、脳神経外科を標準とするのは5病院、神経内科を標準するのは7病院。
- 急性期のtーPA治療を時間外に行える病院は、3病院から2病院となつた。
- 回復期リハビリテーション病棟が6病院(博愛病院、養和病院、皆生温泉病院、光子東病院、鎌倉リハビリテーション病院、大山リハビリテーション病院)に設置。
- 平成23年10月に西部地区脳卒中地域連携診療計画書(連携バス)の活用推進が必要

- 「西部圏診療地域リハビリテーション連携指針」によって進めている、脳卒中を対象疾患としたリハビリテーション連絡票等を活用し、各医療機関での連携体制を構築しつつある。
- 急性期から維持期(在宅)までの地域ケア評価として、6か月後の維持期状況連絡票の運用が回復期リハビリテーション病院6病院全てに拡大し、ほぼもれなく運用されるようになった。
- 鳥取県西部脳卒中チームレス会議が開催され、事例検討・意見交換等を実施している。
- 電子カルテ相互参照システム(おしどりネット)へ平成26年4月利用開始)の運用継続と平成26年10月から西部病院会(6診療所)に利用が始まる。

対策

項目	対策
一貫した医療体制の整備	○ITも活用して、急性期医療機関から回復期・維持期医療機関との連携を効率的に推進 ○病気の回復過程に応じた治療及び必要な情報提供の推進のため、脳卒中連携バスの運用状況を確認しながらシステムの見直しの実施
○急性期から維持期状況連絡票の運用と分析の推進	○急性期から維持期状況連絡票の運用として6か月後維持期状況連絡票の見直しの実施
【脳卒中対策に係る目標】	△高血圧症予薦車の推定数(4.0~74歳):1.4、1%⇒1.3%
	△高血圧症有病者の推定数(4.0~74歳):4.9、3%⇒4.2%

脳卒中の医療連携体制のイメージ図



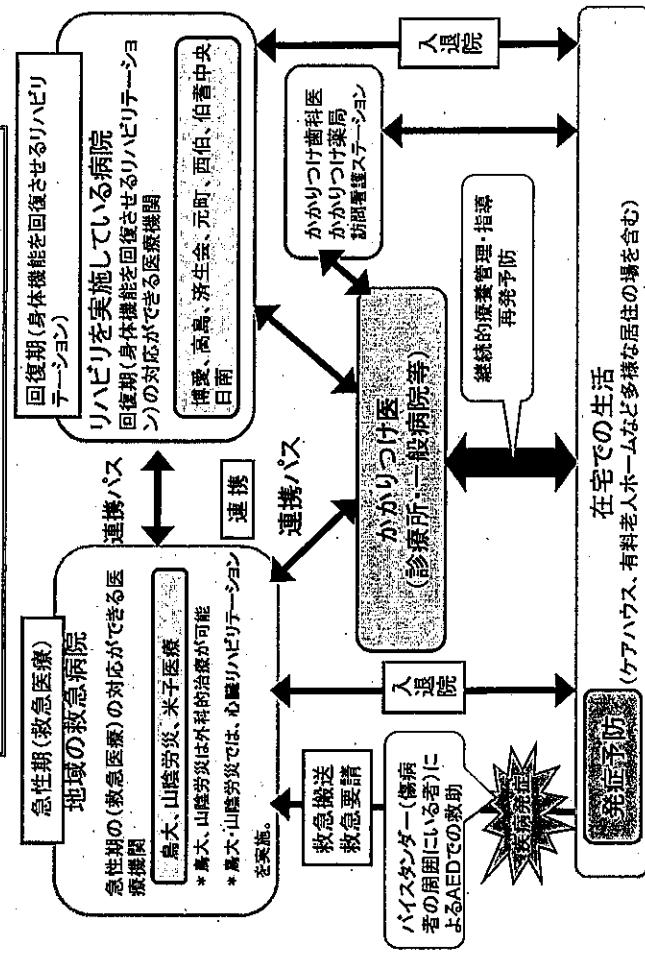
3 心筋梗塞等の心血管疾患対策

発症後早く、かつ在宅に復帰するまで、適切で一貫した医療を受けられる体制を進めます。
○一貫した医療を受けられる体制の整備
○循環器科を標準する医療機関は5病院、40診療所あり、循環器内科を標準する医療機関は3病院、2診療所あり、心臓血管外科を標準する医療機関は4病院である。
○心臓カテーテル検査・治療が24時間実施できる施設は3病院。
○平成25年度に策定された「西部地区急性冠状疾患対応地域連携バス」について、毎年、総統開催され、運用状況の確認と推進が図られている。西部地区では、心筋梗塞に限定せず、従来から不安定狭窄症も含む急性期治療が必要な虚血性心疾患もバスの対象としている。
○慢性心不全は、高齢者の疾患にあたって、特に介護との連携が重要な病態である。医療介護の連携状況は「1.1 在宅医療」の項に記載している。
○心臓リハビリテーション（心臓病の患者が、体力を回復し、再発予防と高い生活の質を維持できるよう、運動療法、食事療法、生活指導、カウンセリング等の総合プログラムを実施する）が島大附属病院と协作病院で実施されている。
○一の出動回数 平成28年実績：228回
○平成30年3月、鳥取大学医学部附属病院を基地病院としてドクターへりが配備される予定であり、県中部から西部の郡部の搬送時間に改善が期待される。
○西部消防局を中心に地域における救命講習を継続開催。

対策

項目	対策
一貫した医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療から地域連携体制の総統整備（鳥取大学医学部附属病院のドクターへり、ドクターへりの運用等西部地区全体でのスマーズな救急搬送体制の充実） ○AED操作の普及を推奨 ○心臓病の退院後の在宅生活での再発予防、生活の質の向上に向けて、一貫した支援が受けられるよう、急性期病院とかかりつけ医、医療関係者、ケアスタッフ等との連携の強化

心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制イメージ図



4 糖尿病対策

適切な検査、指導、医療を継続して受けられる体制整備を行うとともに、糖尿病とその予防についての正しい理解を進めます。

○ 医療機関相互の役割分担・連携、保健指導機関との連携

- 県内の糖尿病による死亡率は畿東ばかりで、全国の平均よりも高い。西部では、男性は死亡率が依然高く、全体では、緩やかな減少傾向にある。
- 西部圏域の糖尿病死亡率は全県に比較して少なく、国保データでは糖尿病有病者、糖尿病予備群が減少している。また、県の中でも西部は、糖尿病の1人あたりの医療費が安い。
- OKD Bデータより、治療中の患者にて検診データが悪い者が多い傾向がある。
- 西部圏域では、地域で糖尿病を適切に管理・治療できる体制・合併症の定期的な管理も含め、関係機関相互の連携強化を図ることを目的とし、「糖尿病予防討議会」「糖尿病予防担当者会」を年1～2回開催実施中。
- 平成18年度から、西部圏域で進めていた糖尿病の予防と初期症状に重点をおいた「糖尿病予防討議協力医登録制度」は、平成24年度からは「鳥取県・糖尿病医療連携登録制度」に移行し全県の取組となつた。
- 平成29年6月現在、西部圏域内の鳥取県・糖尿病医療連携登録医数73人。
- 平成28年度に鳥取県糖尿病療養指導士認定機構が県医師会に新設され全県124人のうち、西部圏域は53人（在籍施設数は10か所）が養成された（平成28年6月時点）
- 西部圏域糖尿病地域連携バスが、平成24年11月から運用開始となった。連携バス推進委員会（西部医師会）が継続実施され運用状況等の評価をしている。
- 糖尿病地域連携バスマニュアルが平成29年9月に改定され、合併症予防として糖尿病手帳をツールとして医療機関に歯科・眼科・腎臓内科が導入される予定で、糖尿病の合併症予防として糖尿病手帳をツールとして医療機関に評価されている。
- 平成27年度から医療機関と市町村が連携しながら指導を行つたため「西部管内糖尿病療養指導実施要領の実績が少ないので、周知及び調整等の連携協議が必要。
- 薬剤師会に実施委託している「鳥取県健康相談拠点モデル

事業】におけるモデル薬局でHbA1cの測定を行い、結果に基づき受診勧奨や生活習慣に関するアドバイスを実施。
平成28年度モデル薬局27箇所のうち、西部圏域は12箇所。

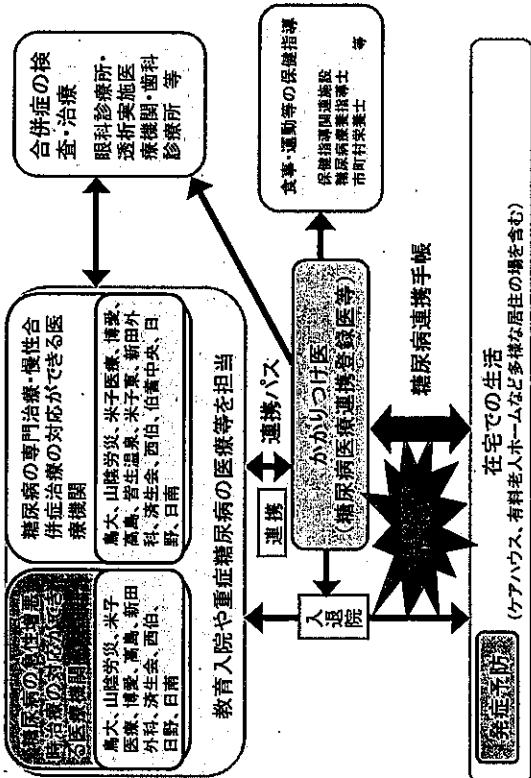
対 第

項目	対 策
関係機関の役割分担と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病専門医以外も含めた医師及び療養指導スタッフのレベルアップ及び連携バスを通用強化することによる医療の標準化の推進 ○「糖尿病予防対策検討会」及び「実務者会」を継続開催し、課題の検討・連携の推進を図ることとともに、糖尿病との予防について、関係機関で連携した啓発の推進 ○市町村と医療機関の連携強化、市町村保健事業と医療機関での治療の連携を推進し、糖尿病の重症化予防を促進

【糖尿病施策に係る目標 (H29⇒35)】

- ◇糖尿病予備軍の割合 (4.0～74歳) : 5. 3% ⇒ 4%
- ◇糖尿病有病者の割合 (4.0～74歳) : 6. 8% ⇒ 5%

■ 糖尿病の医療連携体制イメージ図



5 精神疾患

障がいがあつても地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援体制の整備を図ります。また、精神障がいへの偏見が解消されるよう、広く普及啓発を進めます。

(1) 精神保健福祉政策

○ 長期入院者の早期退院

現状	課題
<p>○県は、平成15年度から19年度にかけて「精神障害者退院促進支援事業」、平成20年度から「精神障害者地域移行支援事業」として精神障がい者の地域移行推進ボランティアや当事者（ピア）サポーター等、地域資源を活用できる仕組み作りが必要。</p> <p>○入院後1年時点の退院率は概ね85%程度。（第4期鳥取県障害者福祉計画における「入院後1年時点の退院率」目標は91%以上）</p> <p>○地域移行・地元定着支援事業推進会議（代表者会）を年1回、地域移行・地元定着支援事業連絡会（実務者会）を年2回開催し、主に地域移行促進（入院中からの退院支援）について検討。</p> <p>○各病院において長期入院者の退院に向けたプログラムの実施等の取り組みが進んでいる。</p> <p>○西部9市町村が共同で、障がい者の地域生活を妨げる様々な問題の解決を図るために設置している西部障害者自立支援協議会の課題別部会（地域移行部会）と連携して、地域移行・地元定着支援の方向性について協議。平成27年度、28年度には、西部障害者自立支援協議会と協同で、入院患者を対象とした説明会（退院に向けた支援内容等）を実施。</p> <p>○地域移行推進ボランティア及び当事者（ピア）サポート一隊を養成したが、活動の場がない状況。</p>	<p>○長期入院患者は退院意欲が乏しく、退院への不安が大きいため、入院早期からの当事者への働きかけの強化が必要。また、関係機関の支援だけではなく、地域移行推進ボランティアや当事者（ピア）サポーター等、地域資源を活用できる仕組み作りが必要。</p> <p>○入院後1年時点の退院率は概ね85%程度。（第4期鳥取県障害者福祉計画における「入院後1年時点の退院率」目標は91%以上）</p> <p>○地域移行・地元定着支援事業推進会議（代表者会）を年1回、地域移行・地元定着支援事業連絡会（実務者会）を年2回開催し、主に地域移行促進（入院中からの退院支援）について検討。</p> <p>○各病院において長期入院者の退院に向けたプログラムの実施等の取り組みが進んでいる。</p> <p>○西部9市町村が共同で、障がい者の地域生活を妨げる様々な問題の解決を図るために設置している西部障害者自立支援協議会の課題別部会（地域移行部会）と連携して、地域移行・地元定着支援の方向性について協議。平成27年度、28年度には、西部障害者自立支援協議会と協同で、入院患者を対象とした説明会（退院に向けた支援内容等）を実施。</p> <p>○地域移行推進ボランティア及び当事者（ピア）サポート一隊を養成したが、活動の場がない状況。</p>
<p>○多様な精神疾患等に対応できる地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>①精神疾患（全体）</p> <p>○保健師相談は随時実施。必要に応じて精神科嘱託医師相談を活用。また関係機関と連携（以下の発達障がい、アルコール・薬物等依存症等も含む）</p>

<p>○鳥取県居住支援協議会にて、障がい者の円滑な入居に向けての検討を実施。また当局より関係機関（医療機関、相談支援事業所、市町村等）にグループホーム等の空き情報を毎月情報提供。</p> <p>○平成29年4月1日から「鳥取県措入院解除後の支援体制に係るマニュアル」の適用開始。</p> <p>○医療・保健・福祉の関係機関が連携し、地域での生活を支援している。</p> <p>○本人が入院拒否をした場合等に家族の悩み・負担が大きい。</p>
--

<p>○治療中断者、未受診者、ひきこもり状態の者、長期入院した者等の訪問事業の強化。精神科医療機関に治療中断した者等の情報提供を依頼するとともに、アウトリーチ支援体制※について維続検討が必要である。</p> <p>※アウトリーチ支援とは、治療中断者や、自らの意思で受診することが困難な者で、生活上の危機が生じている精神障がい者に対して、医療や福祉が連携した訪問チームでの包括的支援を在宅において実施するもの。チームとして想定されるのは、医師・看護師・精神保健福祉士・臨床心理技術者・作業療法士・相談支援専門員・保健師等の地域の理解を深め、地域への啓発、見守りの強化が必要。</p> <p>○多職種での支援の実現によって病状悪化を防ぐとともに、悪化時には早期に連携支援を行う体制を充実する等、地域包括ケアシステムの構築が必要。</p> <p>○既存の支援機関等の連携を充実し、精神障がい者についても高齢者と同様に地域包括ケアシステムの構築に向け準備する必要がある。</p> <p>○悩み等を抱える家族に対してきめ細やかな支援が必要。</p>	<p>②発達障がい、</p> <p>○児童期から小中学校まで段階にわたった切れ目のない支援体制の整備</p> <p>○発達障害者の診療における教育研修、面接等のスキルアップ</p>	<p>○児童発達支援センター「エール」と適宜連携し、関係機関と発達障がい診療の現状等について情報交換</p> <p>○鳥取県発達障がい者支援センター「エール」は、鳥取大学医学部附属病院・鳥取県立総合教育センター主催の「西部圏域 大への発達障がい診療ネットワーク勉強会」に参加し、現状・課題等について情報共有</p>	<p>③アルコール・薬物等依存症</p> <p>○断酒会等とは適宜連携。</p> <p>○アルコール等健脾津膏対策連絡会を開催し、関係機関と支援体制について検討。またアルコール健脾津膏等支援施設点検院と連携し、関係機関職員を対象に相談支援のスキルアップを図るためアルコール薬物等依存症担当者研修会を開催。</p>
---	--	---	--

対策項目	対策
長期入院者の早期退院	<p>○地域移行・地域定着支援事業推進会議（代表者会・連絡会（実務者会）を開催し、課題の検討や事例検討を実施。</p> <p>○地域移行・地域定着支援事業推進会議、連絡会等で出された課題は西部障害者自立支援協議会と情報共有し課題解決に向けた連携を図る。</p> <p>○定期入院患者の退院意欲を高める取り組みについて、関係機関が早期から本人支援に入り、地域移行推進ボランティア、当事者サポート等を活用するしくみづくりを協議。</p>
多様な精神疾患等に対する地域包括ケアシステムの構築	<p>① 精神疾患（全体）</p> <p>○保健師相談は随時実施。必要に応じて精神科嘱託医師と相談を活用。また関係機関と適宜連携（以下の発達障がい、アルコール・薬物等依存症等も含む）</p> <p>○退院後の生活場所の確保について、鳥取県あんしん賃貸支援事業の活用等も含め、西部障害者自立支援協議会は主部会、鳥取県居住支援協議会の中で、関係機関と課題解決についての具体的な協議。また、当局より関係機関（医療機関、相談支援事業所、市町村等）にグループホーム等の空き情報を提供。</p> <p>○アウトリーチ支援体制における課題について、事例検討会等での個々の事例とおして、組織協議を実施。</p> <p>○措置入院者に対しては、「措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき、退院後支援計画を作成し、それに沿って関係機関と連携した支援を行っていく。</p> <p>○精神障がい者の理解促進を図るため、市町村で実施されている地域のイベントに併せて「心の健康啓発イベント」を開催し、一般県民への普及啓発を図る。</p> <p>○地域包括ケアシステム構築について関係機関と協議、推進を図る。</p> <p>○地域包括ケアの検討を行う中で、家族の意向も踏まえながら家族相談と支援の充実を図る。</p> <p>【既存中の精神障がい者の地域生活への移行目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神病床における入院後3、6、12か月時点の退院率（H28⇒H32） <ul style="list-style-type: none"> 3か月時点 6.0. 3⇒6.9%、6か月時点 7.8. 2⇒8.4%、 12か月時点 8.4. 6⇒9.0%

○西部医師会（県委託）が、かかりつけ医等を対象に依存症に関する研修会を実施。 ○平成28年4月に「鳥取県アルコール県境障害対策推進計画」の策定	<p>② 発達障がい、 ○医療・保健・福祉等関係機関のネットワーク構築を図り、情報交換や研修等について協議を行うとともに、研修を実施し診療面のスキルアップを図る。</p> <p>○精神小児科以外の医師の協力体制の整備及び研修の実施 ○市町村における切れ目のない支援体制整備の推進</p> <p>③ アルコール・薬物等依存症 ○アルコール等健康被害対策道筋会を開催し、支援体制の強化を図る。</p> <p>○アルコール薬物等依存症相談担当者研修会を実施し、相談支援のスキルアップを図る。</p> <p>○自死対策等の取組みにあわせて啓発を行う。</p> <p>○個別事例をとおして関係機関と連携をとり、対応について検討</p> <p>○アルコール・薬物等依存症患者及びその家族に対して、自助グループや家族会の情報を提供する。</p> <p>○西部圏域にアルコール・薬物問題で悩んでいる家族のための学習会及び意見交換会の場（家族教室）を設置する。</p> <p>④ てんかん ○相談体制及び治療体制等の充実を図るため、てんかん診療拠点機関及びてんかん協会鳥取県支部と連携した事業展開を図る。</p> <p>⑤ 高次脳機能障がい ○医療・保健・福祉等関係機関の連携強化及び支援者のスキルアップが必要。</p>
④ てんかん ○てんかん診療拠点機関主催のてんかん治療医療連携協議会に出席し、相談体制や治療体制の充実、また、てんかんの相談体制及び治療体制の整備が必要。 <p>○相談体制等の充実など、モデル事業終了後の事業展開</p> <p>⑤ 高次脳機能障がい、 ○関係機関同士のネットワークの構築や支援者のスキルアップを図るため、高次脳機能障がい者支援拠点機関及び高次脳機能障がい者支援普及事業関係者連絡会と連携し、高次脳機能障がい支援普及事業関係者連絡会や事例検討会を実施。</p>	<p>(2) 精神科救急医療 ○輸液制の維持</p> <p>○精神科救急システムについては、4病院（米子病院、鳥取大学医学部附属病院、養和病院、西部病院）で飲酒している事例は精神科救急でも一般救急でも診てもらえないことが多い。</p> <p>○精神科患者の内科的な訴えを一般救急で診てもらえない場合、精神科患者の内科的な訴えを一般救急で診てもらえない場合、頻回に救急要請（経血等）する事例えなかつたり、頻回に救急搬送受け入れ先の調整が困難な場合がある。</p> <p>○本急救入院指定病院が、西部管内に1病院しかない。</p>

<p>認知症予防のための住民自主活動の推進、集落単位での懇談会等、地域での見守り体制づくりが進んできている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「認知症の人と家族の会」の活動も周知され、西部圏域の市町村ごとに家族のつどいも開催されている。 ○若年性認知症が策として、平成2・3年度に実施調査を実施（西部圏域の若年性認知症患者116人）、若年性認知症の方を支援する体制を検討する場として、若年性認知症ネットワーク会議を開催、家族・本人のつどいを開催（「認知症の人と家族の会」委託）。 ○平成2・3年度も若年認知症実態調査を実施。現在集計中。 ○平成2・4年度、認知症初期の患者や、軽度認知障害のある患者の集いの集の環境整備が打ち停車をはじめ他の市町村でも開始され、継続して取り組まれている。 ○認知症初期集中支援推進事業における認知症初期集中支援チームが、西部圏域では平成2・7年4月に日南町29年4月に増設市、8月に米子市に設置されている。他市町村についても、29年度中から30年度の設置に向け準備されている。 ○認知症地域支援・ケア向上事業に係る認知症地域支援推進員は、米子市、大山町、南部箕城屋広域連合、日南町、江府町に配置されている。未配置の市町についても、30年度までの配置に向け、準備されている。 ○認知症の当事者と家族等の居場所、相談ができる場として、各地にオレンジカフェが設置されている。 	<p>○認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の整備に関して、マンパワー不足が課題になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サポート医として、チームに協力する医師が不足している。 ○認知症初期集中支援推進事業における認知症初期集中支援チームは、西部圏域では平成2・7年4月に日南町29年4月に増設市、8月に米子市に設置されている。他市町村についても、29年度中から30年度の設置に向け準備されている。 ○認知症地域支援・ケア向上事業に係る認知症地域支援推進員は、米子市、大山町、南部箕城屋広域連合、日南町、江府町に配置されている。未配置の市町についても、30年度までの配置に向け、準備されている。 ○認知症の当事者と家族等の居場所、相談ができる場として、各地にオレンジカフェが設置されている。 		
<p>対 策</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>現 状</p> </td><td style="width: 50%;"> <p>課 題</p> </td></tr> </table> <p>○平成19年度～21年度、国のモデル事業に取り組み、予防から地域支援体制構築、SOSネットワーク構築等を実施し、各地域・市町村において、認知症になつても安心して暮らせるまちづくりを推進している（認知症の人を支える体制づくりの一環として小学生への絵本教室や認知症サポート養成講座の開催、早期発見・早期支援体制整備、行方不明者の早期発見のネットワークづくり等）。</p> <p>○平成21年4月に県内4病院、うち西部で2病院（義和病院、西伯病院）が認知症疾患医療センターとして指定され、認知症の相談、鑑別診断、かかりつけ医等の研修会の開催、急性期の課題も含めた課題解決のための認知症疾患連携議会を開催。</p> <p>○平成27年3月に鳥取大学医学部附属病院が、基幹型認知症疾患センターとして指定され、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担っている。</p> <p>○平成28年1月から、身近な相談先として「もの忘れ相談センター」が設置されている。</p> <p>○時間外（夜間・休日等）に周辺住民等で困る場合、医療機関に対応してもらえないことがあります。</p> <p>○認知症患者は、なかなか医療につながりにくいことがあります。</p> <p>○高齢者が日常生活に通院する中で、認知症の早期発見、早期診断につながる事例が少ないとされています。</p> <p>○生活習慣病と認知症の関連に対して、理解が十分ではない。</p> <p>○自治体単位で、多機関による連携会議による課題の検討や、地域との協同による行方不明者搜查訓練の実施、</p>	<p>現 状</p>	<p>課 題</p>
<p>現 状</p>	<p>課 題</p>		

○相談体制の充実を図り、専門機関や相談窓口を周知

○行政と医療、介護の連携を進め、早期発見、早期診断の体制を強化

○かかりつけ医に対する研修会を継続開催し、認知症医療体制を整備

○認知症医療連携協議会を継続開催し、認知症医療体制の推進

・休日・時間外の医療体制の推進

・往診をしてもらえるかかりつけ医の増加と周知

・「もの忘れ相談センター」の周知と医療・地域との連携の推進

○若年性認知症対策の充実

・若年性認知症ネットワーク会議を継続し、就労、経済支援、社会参加等について検討

・本人、家族のつどいの継続

○認知症サポートの養成講座の継続

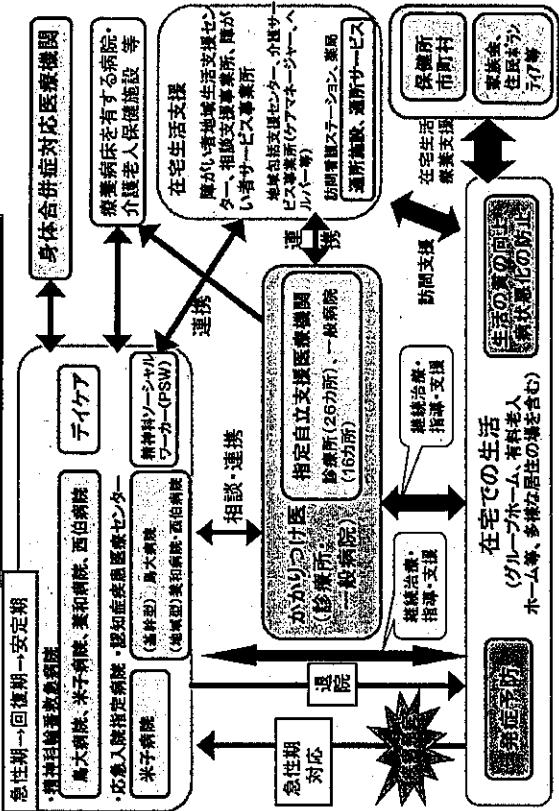
○認知症初期集中支援チーム及びサポート医、認知症地域支援推進員の整備等認知症であつても地域で支える体制づくりの推進

項目	対 策
精神科救急医療	<p>○精神科救急医療システムの円滑な運用の推進</p> <p>(1) 連絡調整会議の開催（年2回）により調整及び課題を検討 ・緊急的な対応を要する事例、頻回に救急要請（怪症等）する事例について医療機関等関係機関、市町村との更なる連携強化 ・精神科患者が内科的疾患で平滑に診療を受けられる体制を救急部会等で検討</p> <p>(2) 時間外における精神科医療機関主治医の連絡先の共有 ・精神科医療機関、二次救急医療機関、休日夜間急患センター、各医療機関職員への周知徹底を行い、効果的な運用を図る。</p> <p>○緊急入院指定病院の指定者について、関係機関と協議する。</p> <p>(3) 認知症対策の推進</p>

<p>(4) うつ病と自死予防対策</p> <p>○ うつ病の早期発見、早期対応の促進と自死予防についての啓発</p>	
現 状	<p>○鳥取県の自殺者数（警察統計）は、平成10年の急増以来、年間160～200人で推移していったが、近年減少傾向であり、平成28年は82人、うち西部圏域は30人であった。</p> <p>○鳥取県の自殺死亡率（警察統計）：人口10万当たりは、全国よりも高く推移していたが、平成26年に全国を下回り、平成28年は14.2で、都道府県別では3番目に低かった。</p> <p>○自死予防に係る相談対応技術の向上及び関係機関のネットワーク構築を図るため、自死対策事業相談窓口連絡会・自死対策事業市町村担当者連絡会を開催。</p> <p>○うつ病の早期発見、早期対応を図るための啓発で、「眼でますか？睡眠キャンペーン」を実施。</p> <p>○県及び市町村で、相談体制の充実を図るため、自死のサインに気づき、見守り、必要に応じて関係する専門相談機関へつなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）を養成。</p> <p>○西部医師会（県委託）が、かかりつけ医等を対象にうつ病に関する研修会を実施。</p>

対 策	項 目	対 策
うつ病と自死予防	<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン（眠れてますか？睡眠キャンペーン）の実施、メディアを通じたPR、啓発グッズを用いた相談窓口の周知等の普及啓発活動 ○人材育成 ・県及び市町村にて自死予防ゲートキーパーを養成（一般県民、企業等） ○相談体制（相談窓口）の充実 ・自死対策事業相談窓口担当者連絡会、自死対策事業市町村担当者連絡会を開催し、関係機関相互の情報交換を行うとともに、連携体制を強化。また、相談対応技術を学ぶ機会を確保 ○市町村の取組支援 ・対策が円滑に展開されるよう市町村担当者連絡会等をとおして連携状況や課題、取組支援を共有。市町村事業へ参加 	

精神疾患の医療連携体制イメージ図



6 小児医療

(3) 休日・夜間等における小児救急医療の体系的な整備。

現 状	課 題
○小児二次救急病院が2病院から3病院(儿科医療センター、博愛病院、山陰方災病院)になった。二次救急病院の輪番により休日・夜間の救急医療体制が確保されている。また、西部医師会は専門診療所が開設されている。	○時間外の救急診療は、午後10時までとなっている。 ○小児科の救急外来は時期によっては過密状態となっている。
○小児頭部外傷や広範頭頸痛など受け入れ困難・拒否が多い。(当該診療科がないにもかかわらずトリージングが求められている。)	○小児頭部外傷への体制整備が必要。 ○とつとり子ども救急講習の開催件数が少ない等、軽症の場合の受診方法について、さらに普及啓発が必要。
○墮胎の場合、まずはかかりつけ医機能の医療機関または休日夜間急诊診療所にかかるようにするための保護者への普及啓発を行っている。	○とつとり子ども救急ダイヤルの活用が進んでいない。
○小児救急ハンドブックの配布。 ・医師会の協力によりとつとり子ども救急講座の開催。 ・かかり方啓発リーフレットの配布。	
○平成29年4月より小児救急電話相談事業(とつとり子ども救急ダイヤル)の対応時間が翌朝までに延長された。	

対 策

項 目	対 策
小児医療	○継続的小児医の確保 ○他の診療科医の協力を必要とするため、小児医療研修の実施(特に都部)
在宅医療支援	○小児の在宅医療を支援する訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションの推進
小児救急医療	○小児慢性特定疾患児童及び保護者に対する相談窓口の周知と情報提供 ○小児科の医師確保等による組織した救急医療体制の確保 ○広報や各種媒体を活用し住民等への積極的な啓発により、とつとり子ども救急ダイヤルの活用及び時間外の適正受診を推進する。 ○かかりつけ医も患者に対して時間外診療の適切な利用について指導 ○二次救急医療機関相互の連携、調整を推進

小児が、夜間や休日に病気やけがをした時に、保護者が安心して、適切な医療を受けることができるよう、医療の提供体制を整備し、住民への周知を進めます。

(1) 小児の状態に応じた医療の提供

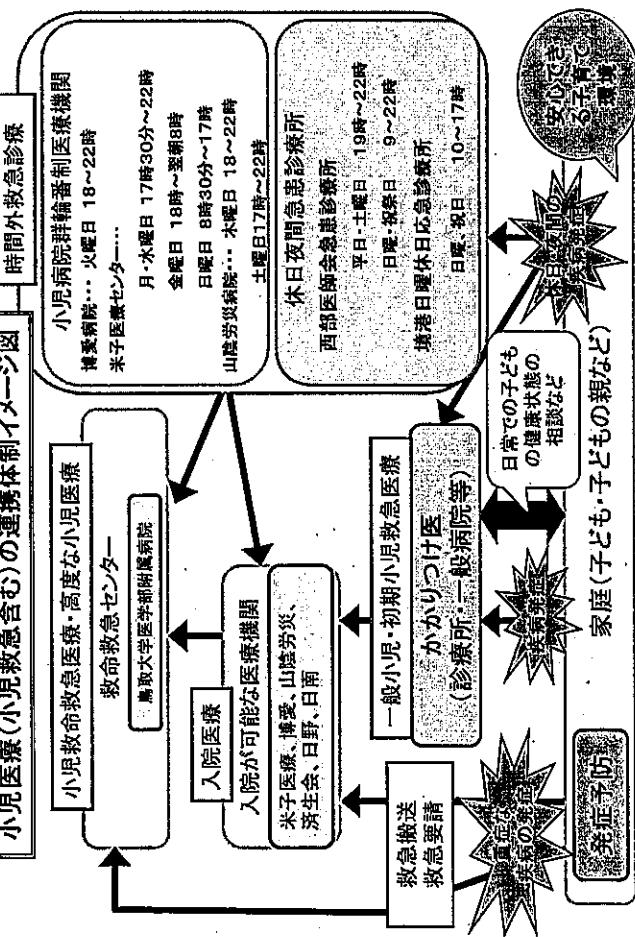
現 状	課 題
○診療所、病院、鳥取大学医学部附属病院の連携で遅出な小児医療の提供体制が確保されている。	○小児科医が不足傾向にあり、医師の確保が課題。
○小児科を標準している医療機関は、この5年間で1病院増加し、14診療所が減少している。	○小児科の診療所は市部に集中する傾向にある。
病院 H24 4 H29 5	米子市 境港市 西伯郡 日野郡 計 1 2 2 9
診療所 H24 57 H29 46	10 6 4 77
	6 1 1 63

都部の町では、子どもの病気やけがの対応等について小児医と保護者との勉強会を定期的に持ち、医療機関の適正受診につなげているところもある。

(2) 小児の在宅医療支援

現 状	課 題
○平成28年10月鳥取大学医学部附属病院に小児在宅支援センターが新設され、たん吸引や人工呼吸器など医療的ケアが必要な子どもと家族の在宅療養支援を実施している。	○医療的ケアが必要な児の在宅療養支援、サービスの充実、ケア体制の充実が課題。
○平成28年度に鳥取大学医学部附属病院内に小児慢性特定疾患児童等自立支援相談窓口が開設され、関係機関との連絡調整や日常生活に必要な相談、情報提供などを実施している。	○相談窓口や利用できるサービスの周知や情報提供が不十分。
○総合療育センターにて、急性期病院から在生活に移行のための入院等や、外来・訪問等で保護者や関係機関への支援を行っている。	○レスパイアト先となる短期入所施設や、医療的ケア児の保育を行える場が極端に不足している。
○医療的ケアが必要な小児の災害時の支援体制については、「9 災害医療」に記載。	

小児医療(小児救急含む)の連携体制イメージ図



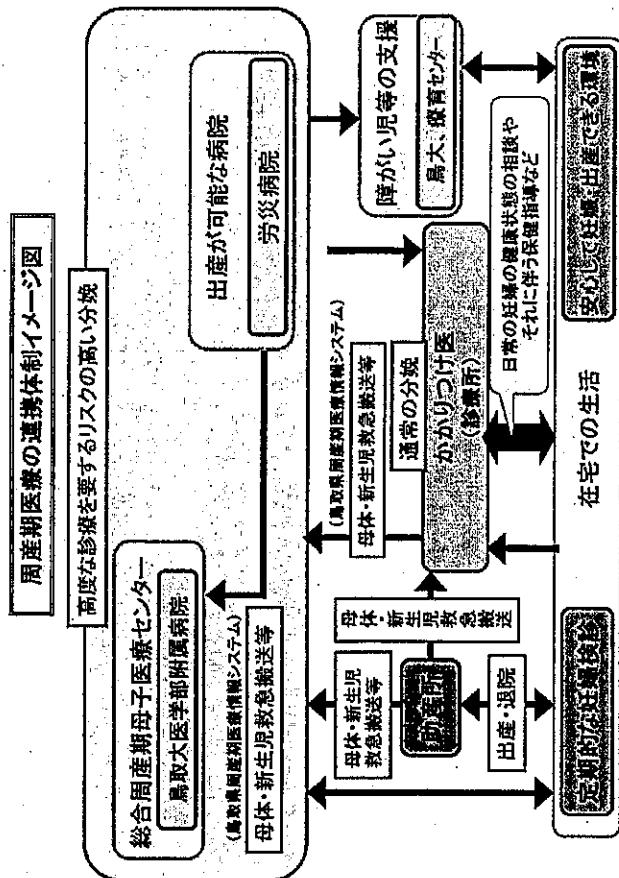
7 周産期医療

好産婦が安心して安全に妊娠・出産ができる医療提供体制や、新生児が適切な医療を受けることができる体制整備を進めます。

○妊娠婦の状態に応じた医療の提供

現状	課題																									
○鳥取大学医学部附属病院内の総合周産期母子医療センター（平成24年：9床、平成25年：12床、平成29年：12床）、回復期病床（GCU）（平成24年：9床、平成25年：15床、平成29年：15床）が、平成25年に増えとなつた。母体・胎児部門、分娩部門は、母体・胎児集中治療室（MFICU）6床、産科後方病室14床を含む母体・胎児部門20床と新生児部門27床と分娩部門で変更はない。	○妊娠届が提出されず、妊娠健診を受けないまま、出産に至る事例がある。																									
○出産対応可能医療機関として2病院、5診療所がある。	○その他の、出産対応を行わないが、妊娠検査、産後ケア等のみ行う医療機関として1病院、2診療所がある。																									
（下表とは別に出産可能な助産師が1か所）																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>米子市</th><th>境港市</th><th>西伯郡</th><th>日野郡</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24年 病院</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>24年 診療所</td><td>7</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>29年 病院</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>29年 診療所</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>		米子市	境港市	西伯郡	日野郡	24年 病院	2	0	0	0	24年 診療所	7	1	0	0	29年 病院	2	0	0	0	29年 診療所	5	0	0	0
	米子市	境港市	西伯郡	日野郡																						
24年 病院	2	0	0	0																						
24年 診療所	7	1	0	0																						
29年 病院	2	0	0	0																						
29年 診療所	5	0	0	0																						

○鳥取県周産期医療情報システムのスムーズで効果的な運用。西部圏域では、他圏域に比較して参加医療機関が多いが、県全体としては、参加医療機関が広がらない等の課題がある。



対策	対策
妊産婦の状況に合わせた医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的に産科医師、助産師等スタッフの確保 ○安心して産み育てる環境づくりを整備するという点から、地域ぐるみの支援を継続 ○早期の妊婦の提出、定期的な妊婦健診の受診を一層啓発 ○島取県周産期医療情報システムの効果的な運用による質の高い医療の提供

8 救急医療

(4) 三次救急

現 状	課 題	課 題
<p>○鳥取大学医学部附属病院救命センターの集中治療室（I.C.U）は8床、高度治療室（HCU）は7床であり、救急医療体制の充実が図られている。</p> <p>○平成2.8年中の鳥取大学附属病院救命センターにおける搬送人員は、平成2.4年と比較すると1.5倍となっており、西部圏域内の約3割を占めている。</p> <p>（5）迅速で適切な搬送体制の整備</p>	<p>○軽症については、まず「かかりつけ医」に相談・受診する等、適切な救急のかかり方にについて住民へ啓発することが必要。</p> <p>○出前説明会等で適正受診を呼びかけているが、さらに、様々な場での啓発が必要。</p>	<p>○鳥取大学医学部附属病院が組織的に三次救急を担える体制の確保が必要。</p> <p>○高度急性期、急性期の患者の受入体制を充実するためには、高機能機械を有する病床を活用するよう地域連携室で調整が必要。</p> <p>○各医療機関で対応可能な病態については、速やかに受入に協力することが必要</p>
<p>（1）救急医療体制の整備及び適正利用の促進</p> <p>現 状</p>	<p>○救命救急センターと西部医師会急患診療所が独立して整備され、一次、二次、三次の救急医療体制は体系的に整備されている。</p> <p>○時間外の軽症受診は依然として多く、ニーズも多様化している。</p> <p>＜休日・夜間診療体制＞</p> <p>病 院 米子市4 境港市1 西伯郡1 日野郡2 診療所 米子市1 (西部医師会急患診療所) 境港市1 (境港日曜休日応急診療所)</p> <p>歯科診療所 米子市1 (鳥取県西部歯科保健センター)</p> <p>○平成2.9年4月、救急医療情報システムと医療機能情報システムを統合した「ひとつり医療情報ネット」が稼動し、空床、宿泊直等に係る情報を公開している。（担当：医療政策課）</p>	<p>○軽症については、まず「かかりつけ医」に相談・受診する等、適切な救急のかかり方にについて住民へ啓発することが必要。</p> <p>○出前説明会等で適正受診を呼びかけているが、さらに、様々な場での啓発が必要。</p>

傷害(救急患者)発生時に、患者が速やかに医療機関に搬送され、適切な医療が受けられる体制づくりを進めます。

(1) 救急医療体制の整備及び適正利用の促進

現 状	課 題	現 状	課 題
<p>○救命救急センターと西部医師会急患診療所が独立して整備され、一次、二次、三次の救急医療体制は体系的に整備されている。</p> <p>○時間外の軽症受診は依然として多く、ニーズも多様化している。</p> <p>（2）一次救急</p>	<p>○急患診療所の休日夜間の受診者も増えてきているものの、鳥取大学医学部附属病院や輪番病院等を受診する患者もまだ多いため、今後も周知、啓発が必要な。</p>	<p>○急患診療所の休日夜間の受診者も増えてきている一方で、輪番病院の減少、病院のスタッフ不足、高齢化が進んでおり、時間外診療における病院等の負担が増加。</p> <p>○西部地域全体での輪番制であり、診療科ごとに負担があることから、輪番病院が利用されない場合がある。</p> <p>○医療従事者の高齢化等により救急告示病院の取扱いが続ければ、輪番体制の維持が生じる恐れがある。</p>	<p>【事業主体】関西広域連合</p> <p>【実施主体】鳥取大学医学部附属病院</p> <p>○西部圏域の場外離着陸場は、77箇所が整備されている。</p> <p>○「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を運用し、概ね円滑に救急搬送が実施されている。</p> <p>○平成2.9年4月、転院搬送における救急車の適正利用を推進するため、「転院搬送要請アニュアル」が運用開始している。</p>
<p>（3）二次救急</p>	<p>○病院、特に地域の中核病院における時間外診療の負担は大きくなっています。</p> <p>○輪番病院では診療科に属りがあるが、病院ごとの特性を活かしながら、地域全体で救急医療体制の確保が図られている。</p> <p>＜救急輪番制参加医療機関（病院）＞</p> <p>米子市4 境港市1 西伯郡1 日野郡2</p>	<p>○救急患者は樹立傾向でニーズも多様化している一方で、輪番病院の減少、病院のスタッフ不足、高齢化が進んでおり、時間外診療における病院等の負担が増加。</p> <p>○西部地域全体での輪番制であり、診療科ごとに負担があることから、輪番病院が利用されない場合がある。</p> <p>○医療従事者の高齢化等により救急告示病院の取扱いが続ければ、輪番体制の維持が生じる恐れがある。</p>	<p>○運搬体制を強化し、受入困難事案の発生防止に努める必要がある。</p> <p>○マニュアルの運用状況を検証し、救急車利用の適量化を図る必要がある。</p>

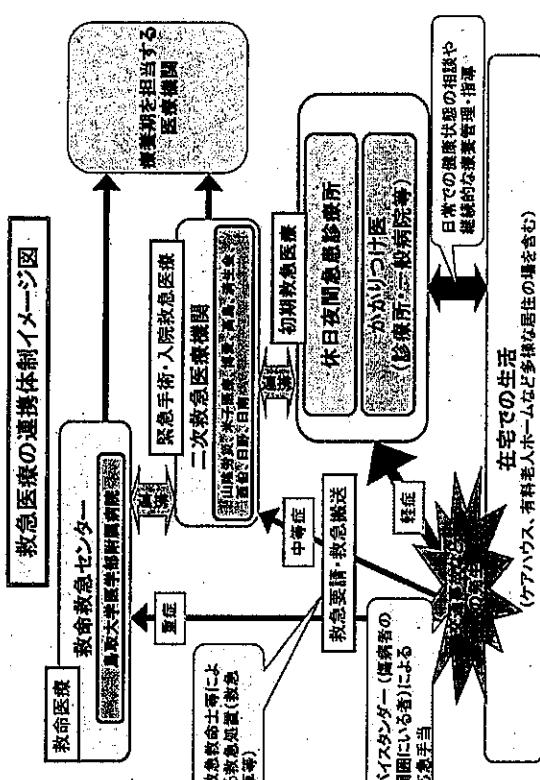
(6) メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実

現状	課題
○西部地区メディカルコントロール協議会において、西部圏域の救命概況、搬送事例等について情報交換、事後検証を行っている。	○引き続き関係者による協議を行い、病院前救護の充実につなげる必要がある。
○西部消防局における救命救急士有資格者は74人（平成28年末現在） 【気管挿管】56人 【葉剤投与】74人【両方】56人	○一般住民がAED等による心肺蘇生が実施できるよう、応急手当の普及と併せて設置場所の周知が必要。
○西部管内の県立施設にはAED47台が設置されている。（県立施設以外の設置場所については、（一財）日本救命医療財團が運営する「全国AEDマップ」で公表）	○一般住民がAED等による心肺蘇生が実施できるよう、応急手当の普及と併せて設置場所の周知が必要。
○AEDを含めた応急手当の普及を目的とした鳥取県応急手当普及推進会議が設置されており、応急手当普及員・指導員の養成、AEDの設置等について協議している。	<養成研修受講者数> (平成27年期末：(内は平成23年以降累計) ・応急手当指導員 11人（58人） ・応急手当普及員 50人（184人）

対策

項目	対策
救急医療体制の整備及び適正利用の促進	○住民が診療所を「かかりつけ医」として相談・受診するよう啓発を推進 ○出前説明会、テレピスホット等スマティアを活用した住民等への一層の啓発による適正受診を推進
一次救急	○急患診療所の機能や所在地について周知を図る。 ○初期の救急医療に対する体制を充実し、診療所「かかりつけ医」の時間外に対する対応を検討
二次救急	○急性期を過ぎた患者の長期入院を防ぐため、地域連携室を通じて回復期、慢性期の病院への転院や在宅等への移行に向け、早めの調整が必要 ○救急医療体制が継続的に機能するよう医師、看護師等スタッフの確保により体制整備 ○輪番制の中で、地域や診療科が重複しないような方策も検討していくとともに、輪番制のあり方にについても検討
三次救急	○急性期を過ぎた患者の受入について、病院によって受入可能な場合は、地域連携室を通じ、できるだけ患者の居住地に近い医療機関での受入を調整 ○救急患者の長期入院を防止するために、病床連携、在宅医療、介護との連携を推進 ○初期、二次救急の体制が未だと連携強化

迅速で適切な搬送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な救急車利用について、住民等に対する普及啓発。 ○「駅院搬送要請マニュアル」及び「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」について ○ドクターへり、ドクターカーの運用について、消防局、県・鳥取大学・医療機関・市町村等を含め検討
メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○メディカルコントロール協議会を中心に、引き続き医療機関と消防局の連携を強化 ○救急救命士の資質向上のため、メディカルコントロール協議会での事後検証を充実 ○日本救命医学会の認定医指定施設（鳥取大学医学部附属病院）において救急認定医を養成 ○応急手当指導員、応急手当普及員を計画的に養成し、県民の誰もがどこでも応急手当が行えるよう体制を整備 ○AEDの設置状況の周知を図るとともに適正利用、適正管理を徹底



9 災害医療

大規模災害等の発生によって多数の傷病者が生じた場合、図らずも搬送や救護隊の派遣など、適切な対応が円滑に行われる体制づくりを進めます。

(1) 災害時医療救援体制の整備

現 状	課 題
○平成28年3月「鳥取県公衆衛生活動マニユアル」が策定。「鳥取県災害医療活動指針」「災害時の医療救援マニュアル(西部版)」と併せて運用を行っている。	○災害時に関係機関が連携して対応ができるよう、各種マニュアル等を見直すとともに訓練を行う等、平時の準備が必要。
○平成29年度、災害時の死因究明について協議を行う「鳥取県死因究明等推進協議会」を設置し、推進体制について検討予定。	○CT等を使用した死因究明の方法が地域で容易に見える体制を整備することが必要。
○災害時、各病院が広域災害救命情報システム(EMIS)に入力することにより、受入状況や空床状況が把握可能。	○災害時にシステムが円滑に運用できるよう、訓練等による平時の準備が必要。
○「鳥取DMATの派遣に際する協定書」により、災害時には県の要請により活動を行っている。ODHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の活動について詳説が進んでいる。	○DMAT研修の継続により、医師、看護師等のDMA T隊員を養成することが必要。
○平成27年4月に「災害時の透析医療の活動指針」が策定され、災害時に人工透析患者が受療できるよう体制整備を行っている。	○災害時に迅速に状況把握し、支援体制がとれるよう、市町村を含めて要支援者への支援体制を検討する必要がある。
○透析医療機関との意見交換等により、連携体制を強化している。	○在宅透析中の人工呼吸器装着患者、重症心身障がい児等について、災害時の支援体制の検討が必要。
○糖尿病患者等は、災害時の薬の確保や冷藏保存をする治療薬等の適切な管理が困難な状況がある。	○災害時の糖尿病患者の薬の確保、適切な管理が行える体制整備が必要。
○市町村で福祉避難所が整備されているが高齢者施設が中心となっている。	○福祉避難所におけるダンボールベッドの整備状況等について、周知する必要がある。
	○重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な小児の災害時ににおける支援体制が整っていない。

(2) 原子力災害時の被ばく医療体制の整備

現 状	課 題
○島根原発から30km圏内となる境港市と米子市の一部が原発事故対策の緊急防護措置区域(UPZ)に位置づけられている。	○被ばく医療体制の整備による関係者の知識や技能の維持・向上が必要。

○平成27年4月、鳥取大学附属病院救命救急センターに医療被ばく施設が新設され、放射線被ばく汚染患者、化学物質汚染患者等の特殊災害等の受入と対応が可能となつた。	○緊急被ばく医療体制を整備するため、下記の医療機関を被ばく医療機関として指定。
〔二次被ばく医療機関〕鳥取大学医学部附属病院	○引き続き、関係者により検討し、原子力防災体制の充実を図る。
〔初期被ばく医療機関〕済生会境港総合病院、山陰労災病院、米子医療センター、博愛病院、西伯病院、日野病院、日本病院(7箇所)	○事故発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、継続して訓練の実施等、平時の準備が必要。
○圏域内の関係機関による弓浜半島防災関係機関連絡会を開催し、原子力防災に関する情報を共有し、連携強化を行つている。	○鳥取県広域住民避難計画(平成25年度策定)に基づき、緊急被ばく医療活動として、安定ヨウ素剤投与や避難避難時検査を実施することとなつてある。

項 目	対 策
災害時医療救援体制の整備	○地域保健医療協議会へき地・救急医療部会において「災害時の医療救援マニュアル(西部版)」の見直し及び訓練の継続実施
ODMAT隊員養成研修の受講による登録員の確保	○ODMAT隊員養成研修の受講による登録員の確保
○透析医療機関の連携体制の充実	○透析患者等を有する施設に係る情報の一元管理体制の整備に向けた検討
○鳥取県腎病相談支援センター及び鳥取県腎病医療連絡協議会において、災害時の対応について検討	○各市町村の要援護者台帳への必要な難病患者のリストアップの推進及び福利避難所の整備状況についての市町村と連携した難病患者への情報提供
○重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な児への対応	○重症心身障がい児等の医療的ケアが必要な児への支援体制について、へき地・救急医療部会のワーキング等で体制整備に向けて検討
被ばく医療体制の整備	○被ばく医療に携わる関係者の研修、訓練の実施
	○安定ヨウ素剤の投与、避難避難時検査について、関係機関と連携した訓練を継続実施

〔災害医療に係る目標 (H29⇒35)〕

◇圏域内すべての病院におけるBCP策定：(15病院(75%)⇒20病院(100%))

10 へき地医療（中山間地医療を含む）

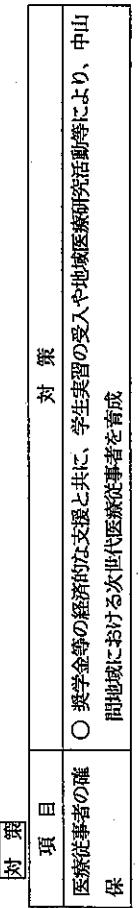
(2) 医療機関同士の連携・医療機関と介護福祉施設等との連携	
現 状	課 題
<p>高齢者等住民が、地域で自らしく自立して生活していくよう、行政・住民・医療機関・福祉施設等での努力をあげて支援する体制を目指します。</p> <p>また、群衆は医療の未来を写すものであり、今後の市の参考となるよう、地域づくりを進めます。地域医療機関は空味を確保して在宅医療を支援し、在宅医療関係者は日常的に連携し、住民自らも相互に協力して支援を行います。</p>	<p>○鳥取大学医学部附属病院、日野病院、山陰労災病院が、 き地医療拠点病院に指定されている。</p> <p>○日野病院、日南病院、西伯病院、江尾診療所等が電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）に参加し、患者情報の共有が図られている。</p> <p>○療養が必要になった場合、一貫した療養生活を送ることができるように、入院・退院時カンファレンスや在宅ケア検討会、医療介護連携情報提供書等による医療・地域の双方方向での情報のやりとりを実施している。</p> <p>○日野病院を中核とする日野郡地域リハビリテーション協議会において、インターネットを活用した医療と介護の情報共有システムを運用し、連携を進めている。</p> <p>○平成17年3月から、西部圏域での医療介護連携体制構築事業の入院調整ルールを運用開始（第2章 第1節 在宅医療に詳細記載）したことから、郡部でも市部の病院との連携がスマーズになつた。</p> <p>○対応が困難な認知症事例について、認知症専門医療センターと連携した対応を実施している。</p>
(1) へき地における医療体制の整備	対 策
<p>現 状</p> <p>○日野郡3町、南町、佐倉町、大山町では、町営バスやデマンドバス、予約制乗合タクシーが整備されており。日野郡3町では高齢者、障がい者のタクシー利用に対する費用助成を行っている。</p> <p>○日野病院が黒坂診療所を週2回、二部診療所を週1回開設している。</p> <p>○日野病院の看護師が、移動販売車とともに集落（日野町、江村町）に出かけて、高齢者等の健康相談等を行なう「看護の生配便」を実施。</p> <p>○日南病院、日野病院、西伯病院では訪問診療を実施。</p> <p>○平成25年度から、鳥取大学医学部附属病院にドクターカーが導入されている。</p> <p>○公立豊岡病院及び島根県ドクターヘリが運航開始予定。</p> <p>○郡部においては、救急搬送の依頼が増加する傾向にある。</p>	<p>課 題</p> <p>○日野郡の高齢化率は平成28年10月で48.2%と県内でも最も高く、面積も広いことから、高齢者が利用しやすい通院手段の確保が必要。</p> <p>○自宅からバス停までの移動やバスの昇降が不便。</p> <p>○住民の高齢化が進行しており、医療・介護・行政・住民が総力をあげて支援する体制の充実が必要。</p> <p>○重症化防止のためには医療機関職員が地域に出向いて往診、訪問看護等を行う必要があるが、医師・看護師等のマンパワーが不足している。</p> <p>○ドクターヘリの充実に伴い、郡部におけるヘリ着場の更なる整備が必要。</p> <p>○適切な判断による救急車利用の促進</p>
(3) 住民参加による高齢者の生活自立支援の推進	対 策
<p>現 状</p> <p>通院手段の確保</p> <p>往診・訪問看護</p> <p>救急体制の充実</p>	<p>課 題</p> <p>○各町では、介護予防を目的とする巡回教室を継続実施している。</p> <p>○各町では、認知症やひきこもりの予防対策として、高齢者を対象とした居場所づくりに地域住民が参画している。</p> <p>○日南町では、「ほっと安心日南町こころの健康ネットワーク会議」を継続し、高齢者等の自己予防を行なっている。</p>

対策

項目	対策
介護予防と認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者を含めた地域の見守り体制の一層の推進と日常生活を支えるための生活支援(受診、買い物、服薬管理等)の体制整備を推進 ○地鶴住民の中で認知症予防、医療、介護等の支えあいに取り組む仕組づくりの推進

(4) 医療従事者の確保

項目	現状	課題
医療従事者の確保	<p>○日野郡で専門医等の確保が困難な状況は続いている。</p> <p>○日南病院では、看護師及び薬剤師として就職内定した者への就職支度金を貸与している。</p> <p>○平成26年に、日野病院に鳥取大学地域医療総合教育研修センターが設置され、江府町内でも鳥取大学医学部医学の施設に関する地域活動を受け入れる等、地域医療に貢献できる人材育成を行っている。</p>	<p>○医師、看護師、薬剤師、理学療養士、作業療法士等専門職が不足。</p> <p>○保健師、介護職等の地域保健福祉を担う人材が不足。</p> <p>○精神科、精神科、小児科医の確保が困難。</p>



現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療支援病院 2か所 ○在宅医療支援診療所 4か所 (平成29年3月) ○訪問看護ステーション 2か所 (平成29年3月) ○包括ケア病床 7病院 ○在宅患者が重症となり入院となつた場合には、家族の介護力と家族への支援が必要。 ○医療依存度が上がるほど退院が困難。 ○在宅医療に対する患者・家族の理解を得るために、医療依存度の高い患者への対応のため、医療二介連携機関の連携強化が必要。 ○医療依存度の高い患者への対応のため、在宅医療・介護のマンパワーの充実と技術向上のため支援が必要。 ○平成27年度から鳥取大学医学部附属病院において「在宅医療推進のための看護師育成支援事業が実施され、育成が図られている。 ○平成24～27年度に在宅医療連携拠点事業が実施され、連携が推進された。(西部地区医師とケアマネジメントの連絡シート、緩和ケアに係る人材育成、在宅医療体制の整備、医療連携ガイドの更新、認知症支援等) ○西部地区医療連携協議会を継続開催。 ○西部在宅ケア研究会 多職種(在籍人構成メンバー: 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、介護支援専門員、歯科衛生士等)が一同に会し、在宅ケアに係る連携のための情報交換や意見交換を継続開催している。(年3～4回の定期会を開催) ○平成27年度に「医療介護連携調整会議事業」を実施し「入退院調整ルール」を整備した。介護支援専門員と医療機関の連携の推進を図った。 ○平成28年3月からルールの運用を開始し、4月の退院調整率は8.7%で、運用前に比べて連携率が1.0%以上上がった。ルールの適用を継続しているが、連携が不十分な部分があるので、ルールの定着及び連携強化を図つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療支援診療所は増加しているが、地域によって偏りがある。 ○訪問看護ステーションの多くが小規模であり介護が必要。 ○在宅医療を続けるためには、家族の介護力と家族への支援が必要。 ○医療依存度が上がるほど退院が困難。 ○在宅医療に対する患者・家族の理解を得るために、医療二介連携機関の連携強化が必要。 ○医療依存度の高い患者への対応のため、在宅医療・介護のマンパワーの充実と技術向上のため支援が必要。 ○平成27年度から鳥取大学医学部附属病院において「在宅医療推進のための看護師育成支援事業が実施され、育成が図られている。 ○平成24～27年度に在宅医療連携拠点事業が実施され、連携が推進された。(西部地区医師とケアマネジメントの連絡シート、緩和ケアに係る人材育成、在宅医療体制の整備、医療連携ガイドの更新、認知症支援等) ○西部地区医療連携協議会を継続開催。 ○西部在宅ケア研究会 多職種(在籍人構成メンバー: 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、介護支援専門員、歯科衛生士等)が一同に会し、在宅ケアに係る連携のための情報交換や意見交換を継続開催している。(年3～4回の定期会を開催) ○平成27年度に「医療介護連携調整会議事業」を実施し「入退院調整ルール」を整備した。介護支援専門員と医療機関の連携の推進を図った。 ○平成28年3月からルールの運用を開始し、4月の退院調整率は8.7%で、運用前に比べて連携率が1.0%以上上がった。ルールの適用を継続しているが、連携が不十分な部分があるので、ルールの定着及び連携強化を図つ

1.1 在宅医療

- 治療や療養の必要な者が、住み慣れた家庭や地域で、必要な、希望する治療を安心して受けられるよう、医師や多職種の診診門等により、看取りまで含めた医療を提供できる体制整備を進めます。

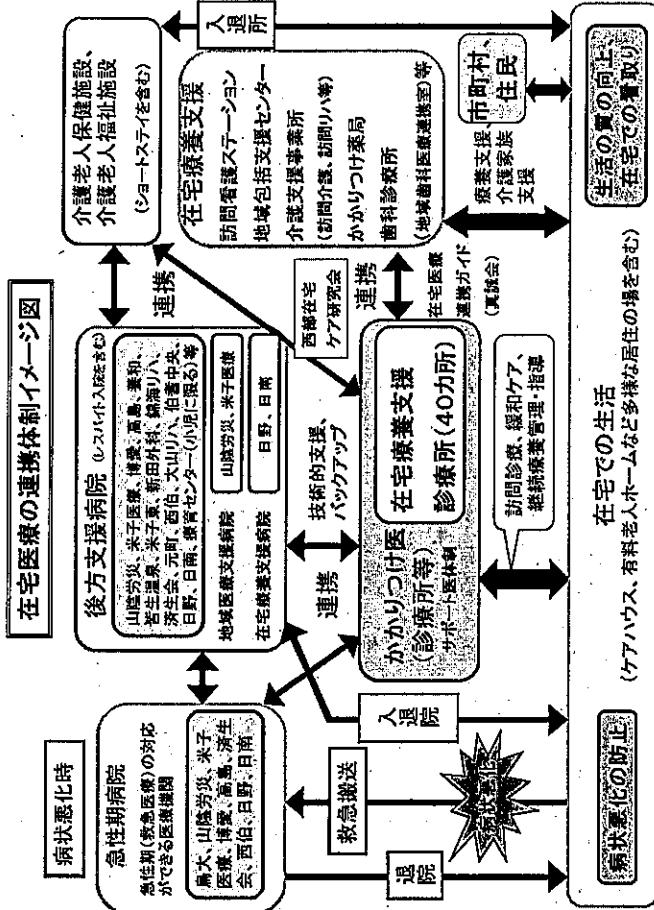
(1) 在宅医療の体制整備

- 在宅医療の実施体制の整備、福祉サービスとの連携、住民啓発の推進

○訪問看護ステーションの連携が必要。
○在宅医療・介護連携事業は、地域支援事業の包括的支援事業として位置づけられ、平成30年度からは全ての市町村において、実施することとなり、西部圏域では、市町村担当者会、課長会を定期的に開催しながら、共通に圏域として実施するべき事項について検討を進めている。
○西部歯科医師会において、要介護者の訪問歯科診療等を推進するために地域歯科医療連携室が設置されている。
また、西部圏域で口腔機能向上に係る多職種連携委員会事業が開始された。(第2章 第2節4 歯科保健医療対策に詳細記載)
○薬剤師会では在宅医療の推進を図っており、在宅訪問が可能な薬局は1,200箇所中5,11箇所となっている(平成28年8月1日)

に住民への啓発とも併せて、「もしもの時のあんしん手帳」を作成。多くの市町村で配付、活用されている。
○市町村で住民への勉強会が開催されている。
○終末期の訪問診療、訪問看護、訪問介護の充実と連携が必要。

対策	項目	対策
人生の最終段階における医療のあり方	○患者の望む最後を迎えるよう、(生前の意思表示などについて、住民も含めた幅広い議論を推進	○患者の望む最後を迎えるよう、(生前の意思表示などについて、住民も含めた幅広い議論を推進
	○医療機関や看護・介護サービスクレーム等が本人や家族とよく話し合い、最も望ましい選択肢を選んでいくよう推進	○医療機関や看護・介護サービスクレーム等が本人や家族とよく話し合い、最も望ましい選択肢を選んでいくよう推進
	○病院と診療所、訪問看護ステーション等の連携により、緩和ケアなどを含めた医療を推進	○病院と診療所、訪問看護ステーション等の連携により、緩和医療に関する研修等の継続実施



現状	問題
○平成27年、西部では10大死因でなくなった住民のうち自宅でなくなった方が14%（全県では1.2%）であり、6.6%の方が医療機関で、1.7%が施設でなくなりており、施設でなくなる方が増えている。	○施設でなくなる方が増えてきているため、自宅やケアハウス、高齢者用集合住宅などの多様な在宅生活に対応し、在宅医療、看護・介護サービス、その他高齢者の暮らしの安心につながる様々なサービスを提供できるよう体制整備が必要。
○西部医師会では、終末期を在宅で迎えることができるよう体制づくりを進めている。平成26年度	○自宅での看取りが困難と考える家族に対してでも、活用できるサービスの情報提供により、在宅看取りを

第2節 課題別対策

1 健康づくり

死因の約6割を占めるがん・高血圧・糖尿病・循環器疾患等生活習慣病を予防するため、食生活、運動、喫煙など生活習慣の改善に向けた取組を進めます。
住民一人ひとりが健康づくりの大切さに気づき、主体的な取組を実現するため、行政、地域組織、関係団体、学校、職場、医療機関等地域全体で連携を図りながら、ライフステージに応じた取組を推進し、環境の整備を行います。

(1) 予防対策 ① 栄養・食生活

現 状

調 題

対 策

死因の状況>

- 食事を欠食する成人男性の割合が減少（H17年13.1%→H22年15.0%→H24年12.6%→H28年11.9%）している。
- また、児童・生徒の朝食欠食率は増加（H22年12%→H27年14%）している。（鳥取県学校栄養士協議会アンケート）。
- 食塩摂取量は全国平均（10.0g/日）よりも少ない（男性 10.0g、女性 8.8g）が、生活習慣病のための目標量（男性 8.0g未満、女性 7.0g未満）よりも多い。（平成28年国民健康栄養調査結果）
- 1日の野菜摂取量は350gよりも少なく、表1のとおり、全ての年代で野菜摂取量が少ない。（平成28年国民健康栄養調査結果）

表1

区 分	鳥取県	全国	目標値
20歳以上	278	294	
20歳代	253	241	
30歳代	255	266	350g (およそ小鉢5皿分)
40歳代	237	265	
50歳代	265	287	
60歳代	298	331	
70歳以上		302.4	

(2) 身体活動・運動

区 分	鳥取県	全国	目標値
20歳以上	278	294	
20歳代	253	241	
30歳代	255	266	350g (およそ小鉢5皿分)
40歳代	237	265	
50歳代	265	287	
60歳代	298	331	
70歳以上		302.4	

<食生活改善推進の体制>

- 市町村で地区組織、関係機関と連携した健康教育の実施。男性を対象にした料理教室等の実施。
- 行政だけでなく、食生活改善推進員や専門団体等により地域での食習慣の改善等の普及啓発を実施。

<食生活の取組状況>

- 市町村食育計画策定状況：日吉津村（H27）、大山町（H22）、南部町（H21）、伯耆町（H28）、日野町（H24）が策定者。

○20～30歳代にとつて軽症なスーパー等食品事業者と連携し、健診結果は食生活（朝食・野菜摂取）の啓発や青果市場、子育て支援関係者と連携して啓発を実施。	○各所で行われている食育の取組に関する情報が不十分。
○子どもとのこころからの体験を通して食育の推進が必要。	
○市町村内部の連携促進や地域の関係者間のネットワークづくりやスキルアップのための交流会（平成21年度～）や、関係団体とのネットワーク会議を開催（平成24年度～）。	
○西部圏域の食生活動が効果的に実施されるよう西部圏域事務所各局（地政課課長・農林課・生活環境課・西部教育局・日野振興局）が合同で、「健康を支える食文化」実践チームとして協議を行い連携を図っている（平成21年度～）。	
○学校給食の県内産食材の使用率は60%以上を維持（平成27年度管内市町村平均 64%）。	

対 策	項 目	対 策
○食事バランスガイドの普及や朝食欠食者を減らすための取組を関係団体と連携しながら推進（学生、小・中学校PTA、職域）	○生活習慣病を予防するための健全な食習慣の定着	○食事バランスガイドの普及や朝食欠食者を減らすための取組を関係団体と連携しながら推進（学生、小・中学校PTA、職域）
○がん予防の視点を含めた食習慣に関する啓発の実施	○外食業成分表示やヘルシーメニューの提供	○がん予防の視点を含めた食習慣に関する啓発の実施（学生）
○健康な食生活を実践する食生活改善推進員の活動の継続支援、並びに、連携を図りながら身近な地域での啓発を推進	○地域で男性を対象にした料理教室の開催の推進や、特に男性の独居世帯の方へバランスのよい食生活に関する情報提供の仕方について市町村と検討	○健康な食生活を実践する食生活改善推進員と市町村担当者との会議等で支援体制について意見交換
○食生活改善推進員と市町村担当者との会議等で支援体制について意見交換を実施	○外食業成分表示やヘルシーメニューを提供する店舗（健康づくり応援施設）	○地域で男性を対象にした料理教室の開催の推進や、特に男性の独居世帯の方へバランスのよい食生活に関する情報提供の仕方について市町村と検討
○地域で男性を対象にした料理教室の開催の推進や、特に男性の独居世帯の方へバランスのよい食生活に関する情報提供の仕方について市町村と検討	○行政と食品事業者、子育て団体、PTA、保健所、学校栄養教諭、栄養士会、能美温泉施設	○地域で男性を対象にした料理教室の開催の推進や、特に男性の独居世帯の方へバランスのよい食生活に関する情報提供の仕方について市町村と検討
○地域で男性を対象にした料理教室の開催の推進や、特に男性の独居世帯の方へバランスのよい食生活に関する情報提供の仕方について市町村と検討	○幼児期からの心と体を育てるクッキング活動を保育園、幼稚園等で推進	○地域で男性を対象にした料理教室の開催の推進や、特に男性の独居世帯の方へバランスのよい食生活に関する情報提供の仕方について市町村と検討

課 題	現 状	課 題
<運動の状況>		○日常生活での1日の歩行数が少ないと、男女とも1日歩行数は減少しており、全国と比較しても低く、目標に及ばない。（表2）
○県民健康栄養調査及び国民健康栄養調査によると、男女とも1日歩行数は減少しており、全国と比較しても低く、目標に及ばない。（表2）	○身体活動によってがんのリスクを下げるることの周知が不十分。	○日常生活での1日の歩行数が少ないと、男女とも1日歩行数は減少しており、全国と比較しても低く、目標に及ばない。（表2）
表2		○日常生活での1日の歩行数が少ないと、男女とも1日歩行数は減少しており、全国と比較しても低く、目標に及ばない。（表2）

○子どもたちの放課後、休日の屋外の遊び場、運動する場所の確保や難易度の高いため、公民館や児童文化センター、放課後居場所などで世帯間交流サロンを実施しているところもある。また、都部においては、統括によりスクールバスでの登校となり、以前より、歩くことが多くなってきており歩く力や正しい姿勢を持つ難しくなっている。	○子どもたちの身体活動量の減少と活動場所の確保、放課後の身体活動量の減少の背景のひとつとして、ゲーム、インターネットの使用が影響している。
○保育所等では、散歩、かけっこ、体操等に積極的に取り組んでおり、「森の幼稚園」などの取組も盛んに行われている。最近は「森の幼稚園」などの取組も盛んに行われている。	○保育可能な施設等（認可）の認定：38施設（平成28年度末）。健康づくり応援団の認定：12団体（平成28年度末）。認定施設を訪問し県（西部福祉保健局）のホームページで施設紹介。
<運動するための環境整備>	○各市町村で行政、地域、団体等がウォーキング大会を開催（平成28年度、鳥取県64大会）、鳥取県では各市町村のウォーキングコースを認定し、ウォーキング立県19の町を歩こう事業を実施（平成22年度～）。

対策

項目	現状	対策
日常的な運動習慣の定着と環境整備	○市町村と協力した、種類のないウォーキングにに関する情報提供（コース、大会の開催や歩行数の目安等）特に、駆除に向けた情報発信の強化	○学校、地域で連携して、ゲーム、インターネットとの上手な付き合い方を大へも子どもも学ぶ機会を増やしたり、子どもたちの活動を増やすための取組を推進
身体活動の効果の啓発	○市町村や教育委員会と連携し、子どもたちの体力や姿勢の向上について検討	○健康づくり応援施設・応援団の認定数の増加、及び、認定施設の協力を得た情報発信
	○がん予防としての身体活動の重要性の啓発を実施	

③こころの健康

項目	現状	課題
日常生活行為の検査のみの中で推進。	○地歴住民への啓発は長年取り組んできているが、関心のない人への働きかけが課題。	○公的施設では全面禁煙とすることが望ましいが、禁煙にならないところがある。
○うつ病の早期発見、早期対応？睡眠キャンペーンをとして、「眠れてますか？」睡眠問題ワーキング」を実施。	○卒業後の相談窓口の紹介や地域支援者への引継ぎが不十分	○飲食店、旅館の禁煙・分煙が進んでいない。
○企業等から依頼のあつたメンタルヘルスに関する講演会を実施。（平成28年度：15回）	○健康づくり応援施設（禁煙・分煙）516施設認定（敷地内禁煙区域1,58施設）。内、飲食店は31店舗（平成28年度）。	○市町村と協力して禁煙デーイベントでの相談希望者へ禁煙支援
○平成18年度から、西部地区の医療費保険支援関係者による「性に係る健康問題ワーキング」を毎年開催し、子どもたちの心の土台を育てるためのネットワークの構築と研修を行っている。	○本人だけでなく家族が孤立しないような支援	○禁煙治療は、保険適用が拡大され禁煙外来での治療が受けやすくなった。
○ひきこもりや不登校について、卒業時の学校から地域支援者への引継ぎが十分でない可能性がある。		○禁煙支援の医療保険適用施設は31施設（平成29年5月）
表3 不登校児童生徒数の推移		
表3 不登校児童生徒数の推移	不登校 鳥取県 小 中 高 (小・中・区分立 高・公立のみ)	H22 H23 H24 H25 H26 H27 109 477 243 270 219 130 379 380 434 421 152 421 196

対策

項目	現状	対策
健やかなこころの健康の育成	○健やかなこころの健康を育成するために、幼稚園からの自己肯定感を育てる取り組みが重要であるため、保護者や周囲への啓発を継続 ○地域に出た子どもやその家族が戸惑わないよう学校と連携を図り地域で子どもを支える体制づくりの推進 ○関係機関の連携による本人及び家族に対する継続した支援の実施	○自ら防犯対策とタイアップし、市町村・関係機関等を中心とした地域・職域での取組を推進 ○市町村や関係機関、ボランティア、一般県民等と連携して普及啓発を実施する。啓発グッズを用いた普及啓発活動の継続

項目	現状	課題
④喫煙・飲酒	○がんをはじめとする疾病予防として喫煙対策の実施。	○喫煙者の割合が高い。

項目	現状	課題
ア 喫煙	○県民健康継続調査によると、成人男性の喫煙者は減少したが、成年女性は増加している。（表3）	○喫煙者の割合が高い。
表3	表3	
区分	区分	全般
鳥取県	H17年 H22年 H28年	19.3 19.6 19.7
全国	H22年 H26年	19.5 19.6
	男性	女性
	45.6 35.1 33.7	4.7 6.4 7.6

<啓発>

○平成15年度より関係者で実行委員会を立ち上げ、世界禁煙デーイベントの実施。小・中学生を対象とした禁煙啓話・ポスターを募集しイベントで掲示。	○飲食店、旅館の禁煙・分煙が進んでいない。
<受動喫煙防止対策>	
○管内小、中、高校のほとんどで敷地内が禁煙が進んでいる。	
○健康づくり応援施設（禁煙・分煙）516施設認定（敷地内禁煙区域1,58施設）。内、飲食店は31店舗（平成28年度）。	
○市町村と協力して禁煙デーイベントでの相談希望者へ禁煙支援	
○禁煙治療費助成事業実施。（平成23年8月～平成28年5月）	
○禁煙治療は、保険適用が拡大され禁煙外来での治療が受けやすくなった。	
○禁煙支援の医療保険適用施設は31施設（平成29年5月）	

月現在) <喫煙防止政策>	<未成年者の喫煙率は低下してきているが、なくなっていない。(平成28年度鳥取県の中高生の喫煙、飲酒行動及び生活習慣に関する実態調査)。	
	<p>○学校では学級指導や特別授業、中学校では保健体育の授業の中で防煙教育実施。学習指導要領に「がん教育」盛り込まれたため、喫煙防止教育も併せて実施されることになった。</p> <p>○学校での出張がん予防教室の中で喫煙防止の教育を実施(平成23年度~)。</p>	
イ 飲酒	<p>○アルコール等健康障害対策連絡会の開催。</p> <p>○アルコール薬物等依存症相談担当者研修会の開催。</p> <p>○アルコール相談は保健師が随時実施、精神科嘱託医師相談日を活用。</p> <p>○平成28年4月に「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」の策定</p>	<p>○状況が悪化してから相談が多く早期の相談・対応につながりにくい。</p>

項目	対 策
防煙・禁煙支援・受動喫煙防止対策の推進	<p>○県、市町村等の官公庁、公共交通機関等の敷地内禁煙化の推進</p> <p>○地域づくり応援施策、分煙施設である飲食店からの受動喫煙防止対策実施後の効果や反響等に係る情報の収集・周知及び飲食店の認定の推進</p> <p>○未成年の防煙教育については学校を中心とした連携して推進</p> <p>○市町村と連携し、要望による書の周知及び禁煙希望者への情報提供</p>
筋度ある適度な飲酒(適正飲酒)の啓発	<p>○他事業(自死対策等)の研修会等の中で併せて啓発</p> <p>○アルコール問題で悩んでいる家族のための学習会及び意見交換会(家族教室)を開催する。</p>
⑤歯・口腔の健康	

現 状	課 題																	
<p>○乳幼児</p> <p>1歳6か月児、3歳児および保育園等歯科健診実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西 部</td> <td>H19年度 H22年度 H27年度</td> <td>4.2 2.9 1.1</td> <td>27.1 36.0 11.9</td> <td>42.2 42.7 31.4</td> <td>52.6 42.7 37.0</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>H22年度 H27年度</td> <td>2.5 1.1</td> <td>19.0 14.0</td> <td>43.5 29.4</td> <td>51.3 44.2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1歳	3歳	4歳	5歳	西 部	H19年度 H22年度 H27年度	4.2 2.9 1.1	27.1 36.0 11.9	42.2 42.7 31.4	52.6 42.7 37.0	鳥取県	H22年度 H27年度	2.5 1.1	19.0 14.0	43.5 29.4	51.3 44.2	<p>○歯周疾患予防対策</p> <p>○平成27年度から3年間の予定で取り組んでいるデンタルプロジェクトヨナナル派遣事業により、生涯の歯と口腔の健康づくりの推進のため、小学校の低学年を対象に歯科保健指導等を行っている。モデル校を仙山小学校(米子市)、日吉津小学校(日吉津村)として、平成27年度の小学1年生を対象に実施している。</p> <p>○歯周疾患検診バイロット事業を活用して、企業や住民健診に併せて、歯周病スクリーニングや歯科保健指導を導入し、歯周病の一次予防を促進するため、職域歯周病予防教室を実施している。</p> <p>平成28年度実績: 職域3事業所、市町村1町(南郷町)</p> <p>○平成28年度歯科疾患実態調査結果から、定期歯科健診受</p> <p>○星童・生徒</p> <p>○歯周疾患予防対策</p>
区分	1歳	3歳	4歳	5歳														
西 部	H19年度 H22年度 H27年度	4.2 2.9 1.1	27.1 36.0 11.9	42.2 42.7 31.4	52.6 42.7 37.0													
鳥取県	H22年度 H27年度	2.5 1.1	19.0 14.0	43.5 29.4	51.3 44.2													

小学校・中学校・高等学校歯科健診の実施状況	<p>○学齢期での歯肉炎、歯周病予防のため、歯間清掃補助具の利用促進が必要。</p> <p>○未年生者の喫煙率は低下してきているが、なくなっていない。(平成28年度鳥取県の中高生の喫煙、飲酒行動及び生活習慣に関する実態調査)。</p> <p>○学校では学級指導や特別授業、中学校では保健体育の授業の中で防煙教育実施。学習指導要領に「がん教育」盛り込まれたため、喫煙防止教育も併せて実施されることになった。</p> <p>○学校での出張がん予防教室の中で喫煙防止の教育を実施(平成23年度~)。</p>	<p>○学齢期での歯肉炎、歯周病予防のため、歯間清掃補助具の利用促進が必要。</p> <p>○未年生の歯肉炎のう歯齦患者率が県目標値を達成しているのは、米子市、境港市、伯耆町、日吉津村、大山町、日野町。</p> <p>○平成27年度、中学校でのう歯齶患者率が県目標値を達成しているのは、米子市、南部町、大山町、日野町。</p> <p>○高校でのう歯齶患者率は、県平均5.2、7%。西部圏域のう歯齶患者率は5.4、6%。</p> <p>○成人期</p>
歯科健診の実施状況(平成29年度)	<p>・歯周疾患検診実施市町村: 米子市、江府町</p>	<p>○成人的定期歯科健診の受診率が低く、歯周病が進む可能性が高い。</p> <p>○動き盛り世代(事業所)への歯組みがない。</p>
歯科健診の実施状況(平成29年度)	<p>・歯周疾患検診実施市町村: 日吉津村、大山町、日野町、江府町</p>	<p>○成人的定期歯科健診の受診率が低く、歯周病が進む可能性が高い。</p> <p>○動き盛り世代(事業所)への歯組みがない。</p>
区 分	H19年度	H22年度
40歳代	22.4%	26.9%
50歳代	35.4%	40.0%
		H28年度
		31.1%
		37.3%

＜う歯予防＞	○フッ化物洗口の私立園の実施が少ない。 ○フッ化物洗口の歯科検査を明確しても未実施園の参加が少ない。 ○フッ化物洗口の適応年齢は4歳～14歳であるため、今後、学齢期への実施に向けた検討が必要。	○一部の保護者においては、子どものう歯や予防に关心を持たない保護者もある。
【内訳】	公立保育所の実施率 : 100% 私立保育所実施率 : 30.0% 私立幼稚園実施率 : 25.0%	
○乳幼児健診、集団指導や個別指導を市町村で実施。		
○子どもたちのう歯罹患率は大きく改善したが、重症のむし歯や予防に關心を持たない保護者もある。		
○予防に關心を持たない保護者に十分に取り組めていない。		

診者が少ない。	
<p>＜口腔機能の向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの口腔機能向上については、健口食育プロジェクト事業を平成2年から5年間のモデル事業（21園）で実施し、取組後の子どもの口腔機能の普及を図るため、遊びの冊子が鳥取県で作成されたが、モデル園以外の園での活用がされていない。 ○鳥取県西部圏域口腔機能向上に係る多職種連携票運用事業を平成2年6月に運用開始。西部歯科医師会に設置された問診票に主眼をおいた後期高齢者歯科健康事業およびモデル事業を実施。 ○歯科保健施設における口腔機能向上推進事業を第2節4歯科保健医療対策に詳細記載。 	<p>○子どもの口腔機能の向上について、モチーフリ事業終了後も、取組の継続・拡大が必要である。</p> <p>○口を使った遊びの普及を図るために、遊びの冊子が鳥取県で作成されたが、モデル園以外の園での活用がされている。</p> <p>○高齢者の口腔機能の向上については、一般高齢者で歯や義歯の不調があるが、特に歯炎による死亡が多いため、口腔ケアの充実により認知性障害の予防が必要。</p> <p>○多職種連携票運用事業の実施要領を運用スタッフが周知が不十分であり運用件数が少ないので、実際の運用状況が把握できていない。</p> <p>○高齢になると歯や義歯の不調があつても受診行動へつながらず、口腔リラシー（口腔への関心度）低下への対応が必要。</p> <p>○口腔機能に対する興味がなく、オーラルフレイル（口腔機能低下）の認識がない。</p>

対策

項目	対策
学齢期のフッ化物洗口の実施に向けた関係機関への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者へ食育とともに問題させ、う蝕予防におけるフッ化物洗口の効果等について啓発歯科保健と食育等実験のあるものと併せて啓発を実施 ○子どもたちのう蝕予防の重要性について、必要な保護者に周知するとともに、多忙な保護者への支援が実施 ○私立保育園や幼稚園におけるフッ化物洗口実施施設の増加 ○学齢期での実施に向けた関係機関との調整を推進 ○鳥取県いし歯部歯科保健センターにてフッ化物洗口体験の実施
歯周病予防対策におけるセルフケアとプロフェッショナルケアの普及	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な歯科保健行動（定期受診）が取れるよう知識の普及を推進 ○企業や住民健診の併せて、歯周病スクリーニングや歯科保健指導を導入し、歯周病の一次予防を促進 ○小学校での取組拡大（歯間清掃補助具の使用等）
子どもの口腔機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに關わる保健士等が、口腔機能の向上の大切さを理解し実践 ○子どもの口腔機能向上に取り組む施設の増加
壮年期以降の歯科受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> ○歯周病患者が集まる機会を活用したり、他の生活習慣病予防と組み合わせる等啓発方法を工夫し必要な歯科保健行動（定期受診）が取れるよう知識の普及を推進

(2) 健康診査・がん検査

現状	課題								
<p><特定健診・特定保健指導></p> <p>・平成27年度全県の実施状況（各保険会計）</p> <table border="1"> <tr> <td>特定健診受診率 4.2 %</td> <td>1 % (西部圏域 3.0, 5 %)</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率 2.8 %</td> <td>4 % (西部圏域 2.6, 1 %)</td> </tr> <tr> <td>脂肪肝症群 1.1 %</td> <td>2 % (西部圏域 1.6, 8 %)</td> </tr> <tr> <td>候群予備率 1.3 %</td> <td>5 % (西部圏域 1.1, 0 %)</td> </tr> </table> <p>・市町村国保の特定健診では若い年代ほど受診率が低く、特に男性の受診が少ない。</p> <p>・特定保健指導の積極的支援対象者は若い年代に多いが、利用者、終了者は年齢が高いため脂肪肝症群の該当率が高い。</p> <p>・都部では協会けんぽで内臓脂肪症群の該当率が高い。</p> <p>・労働安全衛生法により事業所の定期健診が義務づけられているが、中小規模事業所では健診が実施されていないところもある。また、健診後の保健指導が実施されていないところも多い。</p> <p>○平成27年度中に協会けんぽと市町村の連携づくり事業における包括協定の締結が県内すべての市町村で実施されました。国保と協会けんぽのデータを突合した分析が可能となりました。</p> <p>連携した健診PRや、扶養者を取り込んだ健診等も実施されています。</p> <p>○国保では、保健と医療、介護のデータを横断的に分析できるKDBシステムが稼働し、現状分析に役立っています。</p> <p>○福祉保健局と市町村で保健データ分析を共に実施し、データヘルス計画立案支援を実施した。（平成27年度南部町、平成28年度日吉津村健康寿命延伸プロジェクトの取組に福祉保健局も参加し、事業計画策定に一緒に取り組んだ。）</p> <p><がん検査></p> <p>○市町村がん検診の実施状況</p> <p>各市町村で工夫しながらがん検査を実施。</p> <p>ピロリ菌抗体検査（佐喜町）、受診券や簡便の工夫（日南町）、肺がん検査個別受診の実施（境港市）、コールセンターでの</p>	特定健診受診率 4.2 %	1 % (西部圏域 3.0, 5 %)	特定保健指導実施率 2.8 %	4 % (西部圏域 2.6, 1 %)	脂肪肝症群 1.1 %	2 % (西部圏域 1.6, 8 %)	候群予備率 1.3 %	5 % (西部圏域 1.1, 0 %)	<p>○正しい歯科保健行動（セルフケア、歯間清掃補助具の使用、定期受診行動等）につなげるため、知識の向上を推進</p> <p>○連携票運用事業の周知と歯科医療につなげる研修会を実施し連携票の運用を推進し、適切な口腔ケアや歯科医療につながるよう連携を強化</p> <p>○後期高齢者歯科健診事業およびモデル事業を幅広く広報、実施し、口腔機能向上の啓発をおこなう。</p> <p>○介護予防事業において積極的に口腔機能向上推進、オーラルフレイルの予防をおこなう。</p> <p>○地域歯科医療連携室を介護予防事業などにも活用する。</p> <p>○特定健診受診率・特定保健指導実施率は増加傾向にあるが、まだ低い状況。</p> <p>○健診後の保健指導を受ける体制がとれていない事業所がある等、有所見でも放置されている人が多い。</p> <p>○糖尿病、腎症などの重症化予防の対策が必要。</p> <p>○糖尿病、治療中患者や、治療中であつてもコントロールの悪い人がある。</p>
特定健診受診率 4.2 %	1 % (西部圏域 3.0, 5 %)								
特定保健指導実施率 2.8 %	4 % (西部圏域 2.6, 1 %)								
脂肪肝症群 1.1 %	2 % (西部圏域 1.6, 8 %)								
候群予備率 1.3 %	5 % (西部圏域 1.1, 0 %)								

○胃がん、肺がん、大腸がん検診受診率が県平均より低い（平成27年度）。また、乳がんの精密検査受診率が低い。

○がんの知識や検査の大切さの理解が不十分。

受診勧奨（大山町）や、地区組織の活用、休日検診、大腸がん・乳がん・子宮がんの無料クーポン券の活用、特定健診との同時実施、自己負担金の無料化や横積、検診会場までの送迎等。	<ul style="list-style-type: none"> ○検診に関するわかりやすい情報提供や、休日を周辺や医療機関で受けられる体制、勤務時間内に職場と職域との連携のための支援。
	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所での検診を実施しているところもあるが、個人に任せられている所が多い。 ○事業所、事業者団体、経済団体、その他労働関係機関（以下、総称して職域といふ）への働きかけ ・地域・職域関係者で働き盛りのがん検診率向上について協議する会議の開催（平成2・3年度～）。 ・がん検診推進パートナー企業認定に向けた中小企業を中心とした企業訪問を行い、がん検診の必要性や受け方に理解を促した。平成2・8年度は、境港市と日吉津村を重点地区に定め、市町村と連携することで認定数増加が増加し、検診体制整備にもつながった。 ・がん検診推進パートナー企業認定数（平成2・8年度時点 累計）：認定企業350社（従業員数1,1,909名） ・出張型がん啓発事業として、企業と連携しながらに対するバネルや啓発物の展示、講演会等を実施した。 ・出張がん予防教室実績（平成2・8年度未満累計）
一館5・5ヶ所	<ul style="list-style-type: none"> 学校2・6校（小学校1・2、中学校1・2、高校1） 「がん検診推進パートナー企業」募集のための事業所訪問（平成2・8年度未満点：339企業認定）、労働関係機関主講習会等での協力依頼や健康教育の実施、事業所訪問時、協会けんぽ加入事業所については、がん検診もセットになっている生活習慣病予防検診の情報提供を併せて実施。 ・事業者団体へ訪問し、組合員への周知について協力拠点の実施。 ○啓発 ・児童、生徒を対象にした出張がん予防教室の開催 累計：学校2・6校（小学校1・2、中学校1・2、高校1） ・平成2・8年度からは、往來の大型イベントだけでなく地域分体型として、市町村のがん予防啓発イベントへの参加及び教材貸出や、職域での物品展示を実施。 ・乳がん体験者（あけぼの会）を中心としたピンクリボンフェスタ実行委員会で出展での啓発の実施。 ○ワクチンによる予防 ・子宮頸がん予防ワクチンは、平成2・5年度より定期接種化されているが、ワクチンとの因果関係を否定できないとされているが、ワクチンの有効性はないとされている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○データヘルス計画策定状況 米子市（平成2・7年3月）、南部町（平成2・8年4月）、境港市（平成2・9年3月）、大山町（平成2・9年3月）、日吉津村（平成2・9年4月） ○健康づくり応援施設（禁煙・分煙、食事、運動）、健康づくり応援団の認定を実施。 ○がんがん祭を切り口とした地域・職域連携推進のための圆卓会議を開催。

対策 項目	対策
特定健診受診率の向上及び特定保健指導利用率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診・特定保健指導のがんにならない者も含めた、生活習慣病保健指導の体制整備や啓発の実施。
内閣府指定疾患該当者・予備軍の減少	<ul style="list-style-type: none"> ○職域への働きかけと、併せて市町村と職域との連携のための支援。 ○中小規模事業所に焦点をあてた、職場の健康づくりを支援。
がん検診受診率向上のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○学校への出張がん予防教室を拡大できるように、学校分野、教育委員会と連携を強化する。 ○がんの現状を県民に伝える機会を増やすとともに、市町村からの検診案内付の際にも情報を発言 ○行政、地区組織、職域、医療機関、患者団体等多くの機関で連携し、啓発や予防の取組を実施 ○検診を受けやすい体制を整備するための推進会議の開催や事業所へ理解を得るため、事業者トップへのセミナーや出張がん予防教室の開催、がん検診推進パートナー企業の認定等の推進

現状	課題
(3) 環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が全体で健康づくりについて検討・推進していく体制づくりが必要。

市町村の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村健康指標計画を単独で策定しているのは日南町、伯耆町であり、その他の市町村は総合計画の中に位置づけて推進。 ・健康づくり推進協議会を開催している市町村は、伯耆町、日吉津村、大山町。 ・市町村健康づくり担当者を対象とした研修会を平成2・7年度から「元気な人づくり担当者会」として開催。保健担当課と保健担当課が連携した計画づくりや評価等について取り組んだ。 ・市町村では、地区的特性に併せて地域ぐるみで健康づくりに取り組む「まちの保健室事業」や、住民自活性化しているのは日吉津村、大山町だが、大学との連携事業の活用などにより独自に取り組んでいる市町村は他に、平成2・8年度4市町村ある。
データヘルス計画策定状況	<ul style="list-style-type: none"> ○データヘルス計画策定状況 ○健康づくり応援施設を活用した健康づくり ○関連情報の有効な発信が必要。

対策

項目	対策
行政、地区組織、団体等で連携した健康づくりを進める	○地域と職域が連携した取組を行っていくための懇親会議の充実
事業所での健康づくりや地域の人材育成のための施設教育、啓発の実施	○事業所での健康づくりを応援する環境整備のため、健康づくり応援施設の認定の推進
健康づくりを広めることで地域ぐるみでの取組を広めていく。	○地域への健康に関する情報の発信
○市町村の健康づくり施策への協議の周知	○健康づくりについて住民の自主活動が地域ぐるみでの取組を広めていく。
○教育委員会と保健医療分野が連携して、生活習慣病やがんに対する教育を実施していく必要がある。	○市町村の健康づくり施策の推進のための会議、研修会の開催

2 結核・感染症対策

結核その他の感染症に感染した者への人権の配慮と支援を行うとともに、感染防止策について周知を図り、地域における感染の広がりを防止します。

(1) 結核対策の充実

現状	課題																								
<p>○新登録結核患者罹患率は横ばい状態にある。 ○新登録結核患者をみると、高齢者が多く70歳以上が約7割以上を占める。</p> <p>1) 新登録結核患者の状況(性別は除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>全国</th> <th>鳥取県</th> <th>西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H2 4</td> <td>16.7 (21,263)</td> <td>13.8 (80)</td> <td>17.6 (47)</td> </tr> <tr> <td>H2 5</td> <td>16.1 (20,495)</td> <td>13.2 (76)</td> <td>13.1 (31)</td> </tr> <tr> <td>H2 6</td> <td>15.4 (19,615)</td> <td>15.2 (87)</td> <td>14.4 (34)</td> </tr> <tr> <td>H2 7</td> <td>14.4 (18,280)</td> <td>15.7 (90)</td> <td>14.5 (34)</td> </tr> <tr> <td>H2 8</td> <td>- (65)</td> <td>11.4 (36)</td> <td>15.3 (36)</td> </tr> </tbody> </table> <p>上段：罹患率(人口10万対) 下段：人数</p> <p>2) 新登録結核患者数年齢構成比(H24年～H28年)</p>	年	全国	鳥取県	西部	H2 4	16.7 (21,263)	13.8 (80)	17.6 (47)	H2 5	16.1 (20,495)	13.2 (76)	13.1 (31)	H2 6	15.4 (19,615)	15.2 (87)	14.4 (34)	H2 7	14.4 (18,280)	15.7 (90)	14.5 (34)	H2 8	- (65)	11.4 (36)	15.3 (36)	<p>○高齢の結核患者が多く、介護保険サービス事業所等を利用している者も少なくない。発見が遅れると、集団発生に繋がる恐れがある。</p> <p>○高齢の結核患者や合併症をもつ結核患者が多いことから、結核治療中に副作用が出現し、治療中断となるケースが少なくなく、脱落(コホート判定)に繋がる恐れがある。</p>
年	全国	鳥取県	西部																						
H2 4	16.7 (21,263)	13.8 (80)	17.6 (47)																						
H2 5	16.1 (20,495)	13.2 (76)	13.1 (31)																						
H2 6	15.4 (19,615)	15.2 (87)	14.4 (34)																						
H2 7	14.4 (18,280)	15.7 (90)	14.5 (34)																						
H2 8	- (65)	11.4 (36)	15.3 (36)																						

○医療従事者及び介護保険サービス事業所従業者に対して、結核早期発見対策について研修会を開催している。

○結核予防週間にラジオをとおして、県民に対して結核早期発見について普及啓発を行っている。

○結核治療及び服薬支援体制の充実を図るため、医療従事者及び高齢者福祉施設従業者に対して、研修会を開催

催している。

- 結核治療の先送ができるよう、患者のリスク評価に応じた服薬支援計画を策定し、医療機関や介護保険サービス事業所、薬局等との連携を図りながらDOTSを実施。
- 治療成績の評価、今後の服薬支援に活かせるよう、局内でのコホート検討会を開催（随時）。また、その状況について、感染症診査協議会（結核部会）とも情報共有し、さらなる支援の充実に繋げている。

対策

項目	現状	対策
結核対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○県民への普及啓発や、医療従事者及び看護師が福祉施設への出前講座の継続実施 ○コホート検討会の開催、感染症診査協議会（結核部会）への情報共有の維持 ○医療機関や介護保険サービス事業所、薬局等と連携した地域DOTSの推進 	

(2) 感染症対策の推進

項目	現状	課題
感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設・学校・市町村・医療機関等に対して最新の情報を提供し、感染症の発生予防・拡大防止を図るため研修会等を実施。 ○西部圏域は、航空、船舶とともに世界各國と繋がる山陰の玄関口であることから、海外から感染症が持ち込まれることが懸念される。 ○平成27年に境港及び美保飛行場区域衛生管理運営協議会が立ち上がり、平成28年度より運営を開始。また、平成28年度から広島検疫所出境頭所での港湾衛生検査を実施。 	

(3) 新型インフルエンザ対策の強化

項目	現状	対策
感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の集団発生を予防するため、社会福祉施設等の関係者に対する感染症予防対策研修会の開催、感染症に対する正しい知識の普及啓発 ○発生時の迅速かつ円滑な対応による二次感染の拡大防止 ○アイソレータ等資機材の保守管理、及び、個人防護具の脱着訓練や患者の移送訓練等の総点検実施 ○広島検疫所出境頭所との連携体制の強化 	

項目	現状	課題						
新型インフルエンザ対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○強毒性新型インフルエンザの発生に備え、急性期医療機関の体制整備に係る調査や外来や入院体制の整備に向け組織会議を行っている。 ○鳥取県新型インフルエンザ等対応マニュアルに沿った患者搬送や後体搬送等は机上訓練のみ実施。 ○各市町村が実施する住民接種の実施方法の検討、医師会との調整が必要。 							
対策	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザの発生に備え、広島検疫所出境頭所が「広島検疫所米子空港出張所新型インフルエンザ等感染症対応マニュアル」に沿って実施する措置訓練に参加し、マニュアルの検証等対応協議を行っている。 ○特定接種に係る手続き終了（平成28年度）。 	対策						
対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型インフルエンザ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「帰国者・接触者相談センター」の整備や入院病床の確保等について、西部圏域医療法人連絡会議との共同認識の上で体制を整備 ○毎年、協力医療機関に対し、資機材等整備状況を把握するための調査の実施 ○新型インフルエンザ等特別措置法に基づき改正される鳥取県インフルエンザ行動計画に基づき、医療の医療体制マニュアルの改正並びに検証のための訓練や研修会の実施 ○住民接種に係る市町村、医師会との調整の実施 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	現状	対策	新型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ○「帰国者・接触者相談センター」の整備や入院病床の確保等について、西部圏域医療法人連絡会議との共同認識の上で体制を整備 ○毎年、協力医療機関に対し、資機材等整備状況を把握するための調査の実施 ○新型インフルエンザ等特別措置法に基づき改正される鳥取県インフルエンザ行動計画に基づき、医療の医療体制マニュアルの改正並びに検証のための訓練や研修会の実施 ○住民接種に係る市町村、医師会との調整の実施 		(4) 医療機関等における院内感染対策の強化
項目	現状	対策						
新型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ○「帰国者・接触者相談センター」の整備や入院病床の確保等について、西部圏域医療法人連絡会議との共同認識の上で体制を整備 ○毎年、協力医療機関に対し、資機材等整備状況を把握するための調査の実施 ○新型インフルエンザ等特別措置法に基づき改正される鳥取県インフルエンザ行動計画に基づき、医療の医療体制マニュアルの改正並びに検証のための訓練や研修会の実施 ○住民接種に係る市町村、医師会との調整の実施 							
対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新型インフルエンザ</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ○「帰国者・接触者相談センター」の整備や入院病床の確保等について、西部圏域医療法人連絡会議との共同認識の上で体制を整備 ○毎年、協力医療機関に対し、資機材等整備状況を把握するための調査の実施 ○新型インフルエンザ等特別措置法に基づき改正される鳥取県インフルエンザ行動計画に基づき、医療の医療体制マニュアルの改正並びに検証のための訓練や研修会の実施 ○住民接種に係る市町村、医師会との調整の実施 </td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	現状	課題	新型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ○「帰国者・接触者相談センター」の整備や入院病床の確保等について、西部圏域医療法人連絡会議との共同認識の上で体制を整備 ○毎年、協力医療機関に対し、資機材等整備状況を把握するための調査の実施 ○新型インフルエンザ等特別措置法に基づき改正される鳥取県インフルエンザ行動計画に基づき、医療の医療体制マニュアルの改正並びに検証のための訓練や研修会の実施 ○住民接種に係る市町村、医師会との調整の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の機能分担や患者の高齢化等による施設間の患者の往来、抗生物質の多用・長期投与等により、院内感染が発生、拡大しやすい状況にある。 ○冬期を中心に、インフルエンザや感染性下痢の集団発生がみられている。 ○平成24年度から鳥取県感染制御地域支援ネットワーク事業が開始され、圏域の医療機関等の院内感染対策を支援するため、西部圏域感染制御地域支援ネットワークを立ち上げた。 ○感染防止対策加算届出病院の加算1（3病院）により加算2（6病院）へ研修等直接的支援を実施。
項目	現状	課題						
新型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ○「帰国者・接触者相談センター」の整備や入院病床の確保等について、西部圏域医療法人連絡会議との共同認識の上で体制を整備 ○毎年、協力医療機関に対し、資機材等整備状況を把握するための調査の実施 ○新型インフルエンザ等特別措置法に基づき改正される鳥取県インフルエンザ行動計画に基づき、医療の医療体制マニュアルの改正並びに検証のための訓練や研修会の実施 ○住民接種に係る市町村、医師会との調整の実施 							

○20病院中16病院に感染制御チームが設置されている。

対策

医療機関等における内感染対策の支援
① 感染制御専門家チームの実地指導の活用促進やネットワーク内の情報交換等による院内感染対策の強化

(5) エイズ及び性感染症対策の推進

現状		課題
○HIV・性感染症検査の受検者数は、平成26年度をピークに減少しており、新規患者発生数は近年横ばい傾向で経過している。		○米子保健所での検査体制は毎週火曜日の午後と限定されており、受検数が平成26年から減少傾向にある。

1) HIV・性感染症検査受検者数（西部）
(件数)

年度	HIV	クラミジア	梅毒
H24	280	234	231
H25	324	242	252
H26	331	251	254
H27	275	217	221
H28	212	164	169

2) エイズ・HIV感染者数の推移

(人)

年	全国				鳥取県
	新規発生	HIV感染者	患者	新規発生	
H24	1449	1002	447	1	0
H25	1590	1106	484	1	2
H26	1546	1091	455	4	0
H27	1434	1006	428	3	1
H28	1428	-	-	1	-

○保健所において、定期的HIV・性感染症検査に加え、HIV検査普及週間、世界エイズデーに併せた夜間・休日検査、性感染症予防キャンペーンにおける出張検査を実施している。

○世界エイズデーにおける参加校が近年固定化されている。

○学級における啓発は、中学、高校、看護学

校やボランティア団体等と連携し街頭キャンペーン等を実施している。	○治療の継続により地中エイズウイルスが検出されないコントロールが可能となっているため、地域でのHIV診療体制の方策と啓発が必要。
○性感染症予防キャンペーンは、高校等の学校祭に参加し普及啓発を実施している。	○治療法の進歩により長期生存が可能となつたことにより、HIV以外の病気による長期療養患者の増加が見込まれる。

項目	対策
医療機関等における内感染対策の支援	○感染制御総合カンファレンスの継続開催や西部医療圈感染制御連携ネットワーク事業における研修会等を活用した人材育成 ○感染制御専門家チームの実地指導の活用促進やネットワーク内の情報交換等による院内感染対策の強化

項目	対策
エイズ及び性感染症対策の推進	○キャンペーンを各学校で幅広く取り組むため、協力校の拡大と共に、引き続き教育関係機関との連携を強化 ○迅速検査や夜間・休日検査を標準実施する他、夜間・休日検査の回数を増やす等、検査を受けやすい体制整備（検査機会の拡大）については、保健所外での実施も含めた検討についての検討 ○保健所検査についての普及・啓発を強化 ○医療従事者、介護職員への研修と住民への啓発

項目	現状	課題
予防接種の推進	○市町村において、対象者への個人通知や各種健診時の勧奨を行うなどして、接種を推進。 ○西部圏域における予防接種に係る課題について西部医師会と行政が協議する場として、西部地域予防接種連絡協議会（年1回）を開催。（必要に応じて担当者会も随時開催。）	○予防接種事業の円滑な実施のため、市町村等に対する適切な情報提供等支援が必要。 ○特定年齢の接種率を市町村毎に把握しているが、市町村によるばらつきがある。 ○保護者の認識が接種率を左右するため、個人通知以外に、保護者への啓発のあり方の工夫が必要。 ○予防接種事故報告が遅延する市町村がある。

3 難病対策

難病で療養中の患者とその家族が安心して療養できるよう、関係機関で連携して支援する体制の整備を進めます。

(1) 地域における保健・医療福祉施設の充実と連携（ネットワークの構築）

(3) 患者及び家族への支援

現 状	課 題
○鳥取大学医学部附属病院、山陰労災病院、米子中海クリニック、日野病院など専門医療の提供体制が充実している。	○急性期を脱した重症難病患者の受け入れができる医療機関が管内にはなく、長期間の待機を要することで介護者の負担が危惧されている。特に、気管切開・人工呼吸器を装着した患者の受け入れ医療機関が管内ではなく、鳥取医療センターまたは松江医療センターに限定されている。
○難病等医療依存度の高い患者が管外へ流出している。	○管内に医療依存度の高い患者の長期療養に対応した医療提供施設が必要。
○難病医療連絡協議会、難病相談・支援センターの活動に加え、在宅療養支援の整備が進み地域における支援体制が充実されてきた。	○難病医療連絡協議会、難病相談・支援センターと地域関係者との役割分担、連携方法について更なる検討が必要。
○平成27年、指定難病が56疾患から110疾患へ、さらに110疾患から306疾患へと拡大。また、平成29年には新たに24疾患が追加され、33疾患となつた。	○指定難病の対象疾患の拡大に伴い、患者数が増加しており、支援体制や情報の整備についての検討が必要。

(2) 優良施設及び在宅ケアの推進

現 状	課 題
○難病特別対策推進事業に基づき、重症難病患者（筋萎縮性側索硬化症等）に対する個別支援を実施している。	○筋萎縮性側索硬化症等症例に対する支援が中心となり、支援の対象が限定的になっている。
○平成22年度に開始した在宅重症難病患者一時入院事業を実施することで、家族等介護者の休息等を図り、在宅療養生活の維持を支援している。	○必要な対象者に対する一時入院事業の周知が不十分。
・鳥取大学医学部附属病院（利用実績累計30件） ・済生会境港総合病院（利用実績累計1件） ・博愛病院（利用実績累計5件） ・松江医療センター（利用実績累計6件）	○難病患者等居宅生活支援事業を実施している市町村が少なく、また個別支援において市町村との連携が不十分。
○介護保険制度に該当しない者に対する「難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付事業）」については、一部の市町村で実施している。	○市町村における災害時の要援護体制の構築が不十分であり、災害時等の要援護体制の整備が不十分。

- 依頼のあつた市町村に対し、難病患者リストの情報を提供を行っている。
- 災害時の難病患者支援については、「9 災害医療に記載。

(1) 患者及び家族への支援

現 状	課 題
○患者数の多い疾患を中心に、難病・相談支援センターコーと共に患者、家族を対象とした医療相談会や交流会を開催している。	○患者、家族の交流（ピアカウンセリング）が単独で終わってしまう、患者会・家族会への発展に至っていない。
○現在、県内の患者会には、全国バーンソン友の会鳥取県支部、膠原病友の会鳥取県支部、全身性エリテマトーデス友の会、日本ALS協会鳥取県支部、日本リウマチ友の会鳥取県支部がある。	○重症難病患者の在宅支援における制度利用やサービス調整について、関係機関の調整が不十分なケースがある。
○介護保険利用者は、介護支援専門員が中心になってケアプラン作成・サービス提供が行われている。	
○難病医療連絡協議会及び難病相談・支援センターが受理・対応する相談件数は増加傾向。	

対 策

項 目	課 題	対 策
ネットワークの構築	○本府、難病医療連絡協議会と連携して、専門医の育成、在宅医療の体制整備を推進	
福祉施策及び在宅ケアの推進	○医療相談会、交流会の際などの機会を活用した情報の発信や患者・家族会の育成支援 ○必要に応じて在宅療養への移行の際にカンファレンス等に参画し、関係機関と協働して支援体制のあり方にについて検討 ○市町村における要援護者台帳の整備 ○施設及び在宅で医療が必要な高齢者の受け入れ体制の整備を進める。	
患者及び家族への支援	○難病相談 支援センターと連携し、医療相談会や交流会の継続開催及び患者会・家族会の育成支援 ○特定疾病医療受給者証の新規申請や更新申請時を捉えて、支援の必要な者を把握するとともに、訪問相談事業、訪問指導事業等適切なサービス等支援体制の周知	

される予定である。(協力医67名:平成29年8月末時点)	○心筋梗塞等の心血管疾患においても、医科と歯科が連携を取り合う体制ができつつある。
	○在宅療養における歯科治療のニーズが見落とされたり、医科主治医から歯科治療に繋げる方策の周知が、充分ではない。

対策

項目	対策
病診連携	<ul style="list-style-type: none"> ○「かかりつけ医」として、外来診療や往診により退院患者の在宅療養を支援 ○入院や専門的な医療が必要な場合は円滑な連携が図れる体制を整備 ○退院時カンファレンスなどを活用して、病院から地域への円滑な医療を支援できる仕組みづくりの推進 ○必要な時には在宅から病院への円滑な受診・入院を支援できる仕組みづくりの推進 ○電子カルテ相互参照システム（おしどりネット）の運用状況を検証するとともに、情報共有のための効果的な連携について継続検討 ○地域保健医療協議会、地歯医療技術調整会議で病床の整備と、在宅医療の推進についての総括後討の実施 ○単科で対応可能な患者については速やかに受け入れ協力の実施。転院調整については地域診療室を通じたマネジメントの実施
医療機関の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機能情報について、インターネット以外でのわかりやすい周知と、各医療機関での啓発の実施 ○病院退院後など在宅でも安心して医療ケア・介護サービスが受けられるよう、医療・介護福祉施設との連携の強化を促進 ○在宅医療介護連携事業の一層の進歩と地域包括ケアシステムの構築
医科歯科連携	<ul style="list-style-type: none"> ○医科歯科連携を進めるための相互の情報交換や共通認識がもてる検討の場を継続して設定 ○在宅療養を支える連携歯科医療機関を確保するために西部地域歯科医療連携室の活用促進

○ 多様な精神疾患等に対応できる医療連携

現状	課題
○精神疾患ごとの医療機関の役割等が不明確	○多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携ができるよう医師是非承認の機会が必要

対策

健康づくり分野の指標

○がん検診検査づくり文化創造プランについては、施設等が定める指標のうち、図表で数値が出せるものを指標に算する。

【その他の参考データ】

○目標値としては設定しないが、参考値としてデータ収集する。

No.	項目	区分	平成25年現状値	平成35年目標値	出典
1	糖尿病予備軍の割合	40~7歳	7.1% (18,749人)	5.3% (5,724人)	H27 6%
2	糖尿病有病者の割合	40~7歳	7.3% (19,277人)	6.1% (7,356人)	H27 6%
3	メタボリックシンドロームの該当者の割合	40~7歳	11.2% (29,575人)	16.8% (18,174人)	H27 11%
4	メタボリックシンドロームの予備軍の割合	40~7歳	13.0% (35,649人)	11.0% (11,900人)	H27 9%
5	特定保健指導の実施率の向上	40~7歳	30.5%	30.5%	H27 90%
6	特定保健指導実施率の向上	40~7歳	27.3%	26.1%	H27 45%

※指標27~30の()内の数値は、推定数であり、参考として記載している。
 ※指標27~30の()内の数値は、推定数であり、参考として記載している。
 予備軍: HbA1c 5.7%以上、又は、空腹時血糖 100以上30未満の者
 有病者: HbA1c 6.5%以上、又は、空腹時血糖 130以上の者、又は、糖尿病治療者
 内臓脂肪測定
 脂肪 男性85cm以上
 女性 85cm以上

No.	項目	区分	平成25年現状値	平成35年目標値	出典
7	高血圧症予備軍の指定数	40~7歳	13.5% (35,913人)	14.1% (15,914人)	H27 12%
8	高血圧症有病者の指定数	40~7歳	49.5% (130,713人)	49.3% (60,139人)	H27 42%
9	脂質異常症患者の指定数	40~7歳	48.0% (122,171人)	51.6% (52,538人)	H27 40%

※指標20~22の()内の数値は、推定数であり、参考として記載している。
 予備軍: 收縮期血圧 130以上140未満、又は、拡張期血圧 85以上90未満の者
 有病者: 收縮期血圧 140以上140未満、又は、拡張期血圧 90以上90未満の者
 ※脂質異常症有病者は、次のとおり。
 LDLコレステロール140以上の人、又は、脂質異常症治療者

No.	項目	区分	平成25年現状値	平成35年目標値	出典
10	75歳未満がん年齢調整死亡率の減少 (人口10万人当たり)	全がん	85.1	80.7	H27 70.5 77%
11	腫がん		27.0%	26.3%	H27 50%以上
12	肺がん		28.3%	23.4%	H27 50%以上
13	大腸がん		31.7%	30.5%	H27 50%以上
14	子宮がん		24.1%	24.3%	H27 50%以上
15	乳がん		17.5%	17.8%	H27 50%以上

No.	項目	区分	平成25年現状値	平成35年目標値	出典
16	健診マイレーベン事業を実施する市町村数	市町村	10市町村	3市町村	西剖面 県 9市町村
17	健診マイレーベン事業に参加する事業所数	事業所	1,083事業所	453事業所	西剖面 事業所 事業所

No.	項目	区分	平成25年現状値	平成35年目標値	出典
1	適正体格を維持している者の割加 (肥満BMI25以上)、やせ(BMI18.5以下) 8.5未満)の割合	40~60歳代男性の割合 40~60歳代女性の割合	27.4% 18.0%	27.5% 19.8%	H27 H27 *県数値は県民健 康・栄養調査
2	糖尿病有病者の割合		5%	5%	H27
3	外食や調理済食品の栄養成分表示 をする店の数	健診づくりに適施設(栄養成分表示 表示)	134店舗	57店舗	H29.3 健康政策課調べ
No.	項目	区分	平成25年現状値	平成35年目標値	出典
4	自殺者の減少		104人 (人口10万为) (人口10万为) 女性:25.4	59人 (人口10万为) (人口10万为) 女性:11.1	H27 人口動態統計
No.	項目	区分	平成25年現状値	平成35年目標値	出典
5	妊娠中の喫煙をなくす		2.9%	3.1%	H28 「妊娠中の喫煙 子育て支援のための 新規取組み」
6	妊娠婦		76.5%	77.5%	H28 行政機関
7	受動喫煙者(行政機関・医療機関) の割合の減少(施設内禁煙施設の 増加)	病院	78.2%	85%※1)	H28
8		診療所	95.3%	97.0%	H28
9		歯科診療所	93.4%	91.8%	H28 健康政策課調べ (※1)は当局調べ (※2)は当局調べ
10	薬剤業局		96.5%	91.8%	H28
11	分煙・禁煙認定施設を増やす		178	35	H29.3
12	敷地内禁煙認定施設を増やす		554	159	H29.3
13	敷地内禁煙を実施する施設を増やす	学校	91.4%	96.1%	H28
No.	項目	区分	平成25年現状値	平成35年目標値	出典
14	歯・口腔の健康		1歳6ヶ月児	98.9%	H27 1歳6ヶ月児 健診検査
15	むし歯のない子どもの割合の増加	3歳児	86.0%	88.6%	H27 3歳児健診
16	子どもの口腔機能向上に取り組む保育 所・幼稚園・こども園の增加	49施設(※2)	123施設	H26 健康政策課調べ	
17	フッ化物洗口に取り組む施設数の増 加		49施設	118.1	健康政策課調べ
18	定期的な歯科健診(検診)、フッ素塗 布、保護者に対する歯科保健教育実 施				市町村歯科保健事 業実施状況調べ
19	成人歯科健診(検診)を実施する市町 村の増加	9市町村	19市町村	9市町村	H27 歯科健診実施事業 市町村
20	No.16は平成26年度にモデル事業が終了したため、26年度の数値。				

循環器病

No.	項目	区分	平成29年現状値 鳥取県 西部圏域 調査年度	出典
20	脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少 (人口10万人当たり)	男性	45.4	H27
21		女性	22.9	H27
22	虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少 (人口10万人当たり)	男性	31.4	H27
23		女性	12.8	H27

がん

No.	項目	区分	平成29年現状値 鳥取県 西部圏域 調査年度	出典
24		腎がん	84.6%	H27
25		肺がん	89.7%	H27
26	がん検診精査検査受診率	大腸がん	77.1%	H27
27		子宮がん	86.8%	H27
28		乳がん	95.3%	H27

社会環境の整備

No.	項目	区分	平成29年現状値 鳥取県 西部圏域 調査年度	出典
29		運動分野	38施設	H29.3
30	健康づくり応援施設の増加	食事分野	160施設	H29.3
31		禁煙分野	1395施設	H29.3
32	市民を対象とした各種健康教育等に取り組む市町村の増加	市町村の行う集団健康教 育の実施回数	132回	H28
33		生活習慣病予防のための 自主グループの育成に取 り組む市町村	11/19 市町村	H28